令和5(2023)年度 包括外部監査報告書

令和6年3月

函館市包括外部監査人

弁護士 田中 綾太郎

目 次

第1章	外部監査の概要	1
第 1	監査の種類	1
第2	監査のテーマ	1
第3	テーマの選定理由	1
1	深刻さが増している少子化問題	1
2	少子化問題に対する函館市の施策	2
3	子ども・子育て支援事業の重要性	2
第 4	監査の視点	3
1	合規性(適法性)および正当性	3
2	経済性、効率性、有効性(いわゆる3E)	3
3	利用者である函館市民(特に子育て世代)の視点	4
4	少子化問題への対応という視点	4
第 5	監査の方法	5
1	全体レクチャー	5
2	ヒアリング	5
3	現地視察	5
4	関係書面の閲覧等	5
第6	監査の実施期間および対象期間	6
第7	包括外部監査人および補助者	6
第8	利害関係	6
第9	指摘・意見・提言の定義	6
第2章	函館市における少子化問題に関する概観	8
	函館市の現状	
1	函館市の人口の推移、少子化の進行の状況など	8

(1) 人口の推移	. 8
(2) 少子化の進行状況	. 9
2 少子化問題について	12
(1) 少子化問題とは	12
(2) 少子化の要因	12
3 国の取組、地方自治体の責務	13
(1) これまでの国の取組	13
(2) 子ども・子育て関連3法に基づく地方自治体の責務	15
第2 これまでの函館市の子ども・子育て支援に関する施策の概要	18
第3 現在の函館市の取組	
1 第2期函館市子ども・子育て支援事業計画	
(1) 計画の位置付け	
(2) 計画の策定(3) 計画の期間	
(4) 計画の基本理念や基本的な視点	
す 子どもの視点	
イ 次代の親の育成という視点	
ウ すべての子どもと家庭への支援の視点	
エ 地域社会全体で支援する視点	
オ サービス利用者の視点	
カ 仕事と生活の調和の実現の視点	
キ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点	
ク 地域特性の視点	21
(5) 施策の整理・方向	21
ア 地域における子育て支援	21
イ 母子の健康確保と増進	22
ウ 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	22
エ 子育てを支援する生活環境の整備	22
オ 仕事と生活の調和の実現	22
カ 児童虐待防止対策	
キ 障がいのある子どもの支援	
ク ひとり親家庭の自立支援	
ケ 子どもの貧困対策	23

(6) 施設の説明等	26
ア 施設の種類	26
イ 函館市内の幼稚園、保育所、認定こども園	29
ウ 認可外保育施設	31
エ 待機児童問題	31
2 函館市における事務の執行体制の概要	32
(1) 担当部について	32
(2) 具体的な組織・事務分掌	32
ア 子ども未来部	32
イ 福祉事務所	36
ウ 保健福祉部	38
3 子ども・子育て支援に関する施策や体制のスピード感について	38
(1) 幼児教育・保育の無償化	38
(2) 子ども医療費助成制度の拡充	39
ア 子ども医療費の助成の経緯	39
イ 函館市における子ども医療費助成の流れ	40
(3) 函館市が目指す子ども・子育て支援	40
第4 監査対象事業の選択について	42
1 本監査の基本方針の確認	42
2 対象事業	43
第3章 各事業の概要および監査の結果	46
第1 はじめに	46
第2 地域における子育て支援に関する事業	
1 ファミリー・サポート・センター事業	47
2 地域子育て支援拠点事業	51
3 子育て支援隊事業	58
4 子育てアドバイザー活用推進事業	62
5 子育て支援ネットワーク事業	65
6 子育て支援短期利用事業(ショートステイ事業)	69
7 トワイライトステイ事業	74
8 子育てアプリ	79
9 一時預かり事業	85
10 延長保育運営補助事業	89

1 1	病児保育事業	91
1 2	特定教育·保育質向上事業給付金	95
1 3	保育体制強化事業費補助金	97
1 4	低年齡児保育対策事業(認可外保育施設)	99
第3	母子の健康確保と増進に関する事業	101
1	すくすく手帳	101
2	助産施設(入院助産制度)	104
3	出生祝記念品事業	108
4	女性相談事業	113
5	女性相談委託事業	116
6	マザーズ・サポート・ステーション事業	119
7	産後ケア事業	126
8	定期予防接種事業	132
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	137
第 4	その他の事業	143
1	養育費確保支援事業	143
2	子ども家庭総合支援拠点事業	148
3	養育支援訪問事業	153
4	障害者自立支援医療費事業	156
5	実費徴収に係る補足給付事業	158
6	子ども医療費助成	161
7	地域組織活動費補助事業	165
8	保育所地域活動事業運営費補助事業	168
第4章	おわりに	

第1章 外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および函館市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

第2 監査のテーマ

子ども・子育て支援に関する事務の執行について

第3 テーマの選定理由

1 深刻さが増している少子化問題

日本における出生数の低下、すなわち少子化問題は、国および地方自 治体にとって、極めて深刻であり、かつ、喫緊の検討・対策が必要な問 題となっていることは論を俟たない。

少子化の理由・原因については、社会生活の変化、価値観の多様化、 経済状況等、多くの事柄が指摘され、国においても様々な分析・対応が 試みられているところである。しかし、正解というべき解決策は未だ見 出せず、こども家庭庁の設置等大きな変革がなされてはいるものの、少 子化自体は未だに進行を続けているのが現状である。

そのような社会情勢下において、市民に最も近い地方自治体、すなわち市町村における子育て支援は、少子化対策の一つとして極めて重要なものである。それは、直接的には、安心して子どもを生み育てていくことができる社会、行政サービスを提供することが行政の責務であるからである。また、間接的にも、自治体における人口のバランスの不均衡をもたらす少子(高齢)化は、就労人口の低下に帰結していき、租税を財源とする行政サービスの質的・量的低下を招くことにつながってしまうからでもある。

第3章において詳述するが、函館市においても、少子化や若い世代の 進学および就職に伴う転出などを背景として、人口の減少が続いている 現状がある。

函館市における平成29年(2017年)の人口は26万2,519人であったのに対して、令和4年(2022年)には24万4,431人に減少している(各年12月末現在の住民基本台帳人口)。

そして、年少人口(0歳~14歳の人口)についても年々減少が続いており、平成31年(2019年)に2万5,070人(全人口の9.8%)

であったものが、令和6年(2024年)には2万1,688人(全人口の9.1%)と今後も減少傾向が継続していくことが見込まれている (函館市子ども未来部の推定計算に拠る)。

2 少子化問題に対する函館市の施策

函館市は、このような実情に対応すべく、総合的かつ計画的に施策を 推進するため、令和2年度(2020年度)からの5年間を計画期間と する「第2期函館市活性化総合戦略」を策定し、その中で出産・子育て への支援強化などの取組を掲げ、各種の施策を展開している。

特に、妊娠・出産・子育てに関する施策については、将来を担う子どもたちの健やかな健康を支え、安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現を目指して、平成27年度(2015年度)からの5年間を第1期とする「函館市子ども・子育て支援事業計画」を策定したことに引き続いて、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期函館市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施している。

加えて、函館市長が率先し、子ども・子育て支援への注力を市政執行 方針や記者会見において取り上げ、後に見るような医療費無償化の範囲 の拡大などの取組を進めているところである。

3 子ども・子育て支援事業の重要性

以上概観したように、少子化問題が我が国にとって喫緊の課題であること、函館市の人口構成比率の抱える問題(極端な少子高齢化)、函館市が目指す地域社会の在り方等の観点からは、「子ども・子育て支援事業」という分野は、極めて重要なものである。

少子化問題を解消し、持続可能な地域社会を構築していくためには、 子どもの数が増える以外に解決の途はない。そして、子どもの数が増え るためには、子育てのしやすい地域社会、子どもを生み育てたいと思っ てもらえるまちでなければならない。子ども・子育て支援事業は、その 実現に非常に重要な役割を担うものである。

このように、函館市の持続可能な発展において、極めて重要と言える 各種の子ども・子育て支援に関する事業に対して監査を行うことは、時 節に沿ったものでもある。

そこで、子ども・子育て支援に関する事務が具体的にどのような内容 のものであるのか、そして、関係諸法令に準拠して適正に執行されてい るか、さらに、それらの事務が効果的な施策であるのか、経済的かつ効率的に実施されているのかを監査することが有意義であり、納税者である市民の関心も高いものと考え、テーマに選定した。

第4 監査の視点

包括外部監査は、地方自治法に基づき実施されるものであるが、同法 252条の37にはこのように規定されている。

「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の「財務に関する事務の執行」及び包括外部監査対象団体の「経営に係る事業の管理」のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。」

そして、第2条第14項では地方公共団体の事務処理のあり方について「「住民の福祉の増進」に努めるとともに、「最少の経費で最大の効果」を挙げるようにしなければならない」とし、同条第15項は「常にその「組織及び運営の合理化」に努め」、「その「規模の適正化」を図らなければならない」と定めている。

これらの規定から、包括外部監査においては、対象となる事務の財務執行・経営管理について、

- ○住民の福祉の増進が図られているか
- ○最少の経費で最大の効果が挙げられているか
- ○組織および運営の合理化がなされているか
- ○規模の適正化が図られているか

などを監査することとし、これらについて、次の4つの視点に整理して 実施する。

1 合規性(適法性)および正当性

まず第一に、監査の対象となる子ども・子育てに関連する事務および 具体的な業務が、関連諸法令・諸規程に基づき、適法かつ公平公正に行 われているかを検討する。これは、「法律に基づく行政」がなされてい るか、という、まさに各事業の監査の出発点となるところである。

2 経済性、効率性、有効性(いわゆる3E)

次に、いわゆる3Eの視点が重要である。

経済性とは、最少の経費で最大の効果が挙げられているか、不必要な コストが投じられていないか、という視点である。 効率性とは、その事業の在り方に無駄はないか、より効果的なアプローチや手段はないか、という視点である。

有効性とは、設定した目的・獲得目標が得られているか、意味のある 事業と言えるのか、という視点である。

3 利用者である函館市民(特に子育て世代)の視点

包括外部監査においては、上述の「1 合規性(適法性)および正当性」および「2 経済性、効率性、有効性(いわゆる3E)」の視点から事業を監査することが重要であるとされている。

本監査においても、当然、監査対象の事業を選定する段階からこれらの視点を基本的視座としている。

もっとも、本監査のテーマとして設定した子ども・子育て支援に関する事務は、利用者である市民、子どもやその保護者がそのサービスの受益主体である。

この利用者の視点を意識することなくあまりに外形的な監査を行うと、 例えば経済性の観点から、制度利用者にとって真に必要な事業を排除す る形となってしまう恐れがある。

また、詳細な分析は該当事業の項目に譲るが、子育て支援の事業の中には、短期的な効果分析に馴染まないものもある。

市民の権利擁護をその使命とする弁護士の立場から、本監査に臨む姿勢としては、特に、利用者である函館市民、納税者である函館市民の権利が正当に実現されているか、にも十分に意を払うこととした。

4 少子化問題への対応という視点

本監査のテーマは、函館市における少子化問題への対応、という問題 意識を内包したものである。

先に述べたことの繰り返しとなるが、少子化問題は、喫緊の課題であり、その対応の方策については、唯一の正解と言えるものは誰にもわからないのが現状である。

そして、子ども・子育て支援事業は、市町村が事業主体として積極的に行動することが求められていることから、函館市に限らず各自治体が知恵を絞りながら、様々なアイディアを形にしていこうとしているのが実情である。

加えて、少子化とともに急速な高齢化が進んでいる函館市においては、 予算全体に占める高齢者福祉関係事業への歳出の増加が見込まれ、子ど も・子育てに関する施策・事務の予算が圧迫される可能性もある。

このような現状において、少子化問題へいかに対応していくかという 課題は、極めて重要なテーマである。

したがって、本監査においては、上記3の視点と同様、事業の経済性を重視しすぎることなく、少子化問題への対応という函館市の未来にとって極めて重要な目的から見たときに、より充実・拡充を図るべき事業はないか、という観点から監査人の提案を述べるべく「提言」という項目を設けることとした。

第5 監査の方法

1 全体レクチャー

監査対象は広範囲にわたるため、全体像を把握する目的で、担当課員による子ども・子育て支援に関する事務についてのレクチャーの場を設け、ヒアリングを実施した。

2 ヒアリング

各課担当者にヒアリングを行った。 実施した対象は以下のとおりである。

- (1) 子ども未来部 子ども企画課、子どもサービス課、子育て支援課、次世代育成課、 母子保健課
- (2) 保健福祉部 障がい保健福祉課、はこだて療育・自立支援センター、健康増進課

3 現地視察

(1) 子育てサロン

監査人および監査補助者としての公式な現地視察以外にも、未就学 児を育てる親として施設利用を多数回行っている。

- (2) 社会福祉法人函館市社会福祉協議会
- (3) 各児童館

4 関係書面の閲覧等

随時、関係資料・書類の確認や閲覧を行い、書面・メール等により、 個別に事項確認を行った。

第6 監査の実施期間および対象期間

1 実施期間

令和5年(2023年)6月1日から 令和6年(2024年)3月31日まで

2 対象期間

原則として令和4年度(2022年度)とするが、必要に応じて令和5年度(2023年度)および令和3年度(2021年度)以前の年度も対象とした。

第7 包括外部監査人および補助者

包括外部監査人 田 中 綾太郎 (弁 護 士) 佑 輔 士) 同 補助者 小林 (弁 護 浦巽香苗 (弁 護 士) 補助者 同 補助者 加藤俊一(弁護士) 同

第8 利害関係

包括外部監査の対象としたテーマについて、函館市と包括外部監査人 および同補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により 記載すべき利害関係はない。

第9 指摘・意見・提言の定義

本報告書における「指摘」、「意見」および「提言」の定義は、それぞれ次のとおりである。

1 指 摘

今後、函館市において措置が必要であると認められる事項。

主に、合規性(適法性)に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)。

一部、経済性・効率性・有効性に関する事項(いわゆる3E)であっても、著しく重要性が高く、意見に留まらないと判断するもの。

2 意 見

「指摘」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から施策や事務事業の運営の合理化のため、もしくは住民の福祉の増進などのため、監査人として改善を要望するものであり、函館市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

3 提 言

函館市に措置や改善といった速やかな対応を求めるものではないが、 子ども・子育てに関する施策の持続や充実による函館市民に対する行政 サービスのさらなる向上、少子化問題へのより積極的なアプローチなど の観点から行う提言。

第2章 函館市における少子化問題に関する概観

第1 函館市の現状

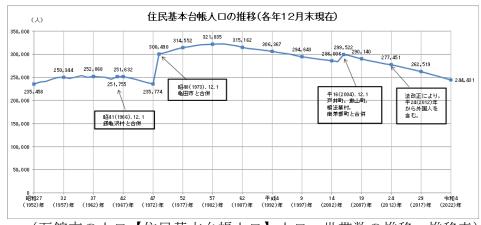
1 函館市の人口の推移、少子化の進行の状況など

(1) 人口の推移

令和4年(2022年)12月末現在の住民基本台帳に基づく総人口は24万4,431人(なお、令和5年(2023年)12月末現在の総人口は、24万218人)である。

年齢	人	口 ()	()	構成	让	(%)
十 断	男	女	総数	男	女	総数
総数	111, 253	133, 178	244, 431	100.0	100.0	100.0
年少人口(0~14)	11, 297	10, 872	22, 169	10. 2	8. 2	9. 1
生産年齢人口 (15~64)	64, 508	68, 198	132, 706	58.0	51.2	54.3
老年人口 (65~)	35, 448	54, 108	89, 556	31.8	40.6	36.6

住民基本台帳に基づく総人口のピークは、昭和59年(1984年) 1月末の32万2,530人(なお、国勢調査を基準とした現在の函館市域での統計では、昭和55年(1980年)の34万5,165 人が総人口のピークである)であったが、その後減少傾向が継続し、 平成16年(2004年)に戸井町、恵山町、椴法華村および南茅部町との合併で若干の増加となったものの、減少傾向には歯止めがかからない。前年と比べ、平成30年(2018年)は3,571人、令和元年(2019年)は3,640人、令和2年(2020年)は3,417人、令和3年(2021年)は3,785人、本監査対象年度である令和4年は3,675人、令和5年は4,213人が減少している。



(函館市の人口【住民基本台帳人口】人口・世帯数の推移 推移表)

しかし、人口減少それ自体は問題の本質ではない。

少子化(年少人口の減少)と老年人口の増大、そしてその裏返しと しての生産年齢人口の減少が問題なのである。

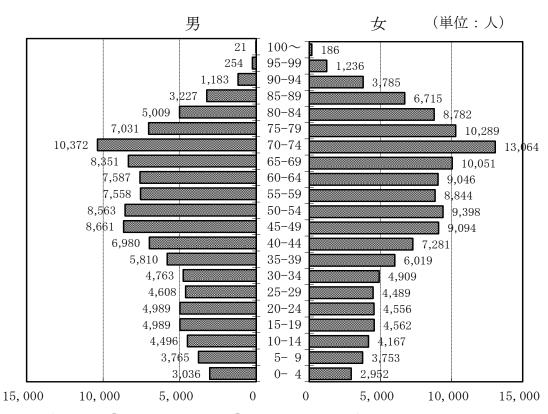
(2) 少子化の進行状況

函館市における人口減少に伴い、年少人口(0歳~14歳)も減少 が続いている。

令和4年(2022年)12月末現在における年少人口は、2万2,169人であり、総人口に占める構成割合では、9.1%である。 さらに直近の令和5年(2023年)12月末現在では、年少人口は2万1,160人であり、総人口に占める構成割合の8.8%に留まっている。

また、令和4年(2022年)12月末現在における老年人口(65歳以上の人口)は8万9,556人であり、総人口に占める構成割合の36.6%、直近(令和5年(2023年)12月末現在)では、8万8,756人で総人口に占める構成割合が36.9%に至っている。

5歳階級別人口ピラミッド



(函館市の人口【住民基本台帳人口】年齢別人口表 令和4年(2022年)12月末より)

なお、令和5年(2023年)1月1日現在の全国および全道の住民基本台帳人口を確認すると、全国の人口は1億2,541万6,877人、全道の人口は513万9,913人である。

これらの構成比についてみると、年少人口は全国で11.75%、 全道で10.37%であり、老年人口は全国で28.62%、全道で は32.51%に及んでいる。

これらの構成比(%)を函館市の令和4年(2022年)12月末 現在データと比較してみると、次のようになる。

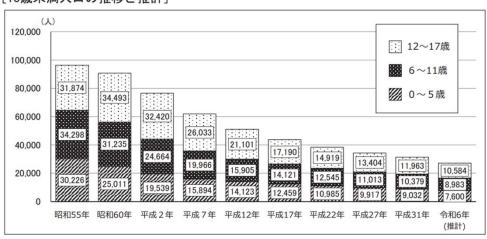
区 分	全 国	全 道	函館市
年少人口	11.75%	10.37%	9.1%
老年人口	28.62%	32.51%	36.6%

現状でも、全国との比較において、函館市は年少人口で2ポイント 以上低い比率となっている一方で、老年人口が約8ポイント高い状態 である。さらに、全国的に見て少子高齢化が進んでいるとされる全道 との比較においても、年少人口の構成比は平均を下回り、老年人口は 平均より4ポイントも高いことを読み取ることができる。

しかも、函館市の少子化は、より一層進むことが見込まれている。

令和6年度(2024年度)の18歳未満人口を、国が示す人口推計の手法であるコーホート変化率法(同じ期間(学年)に生まれた人々について、過去の実績人口の動静から「変化率」を算出し、それに基づいて将来人口を推計する方法)によって、子ども未来部が推定したところ、合計で2万7,167人となる見込みであると報告されている。

[18歳未満人口の推移と推計]



(「第2期函館市子ども・子育て支援事業計画」)

さらに同手法で推定計算した結果、令和6年度(2024年度)の総人口は23万8,527人となり、そのうち、年少人口(0歳~14歳)は、2万1,688人、構成比は9.1%となると見込まれている(下記の函館市子ども未来部による「人口の推計」から算出)。

「人口の推計」 (単位:人)

「人口の推計」						(単位:人)
区分	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	1, 387	1, 309	1, 256	1, 204	1, 146	1, 114
1歳	1, 413	1, 435	1, 353	1, 299	1, 244	1, 184
2歳	1, 408	1, 413	1, 435	1, 350	1, 295	1, 240
3歳	1, 580	1, 408	1, 413	1, 435	1, 348	1, 293
4歳	1, 603	1, 563	1, 396	1, 399	1, 425	1, 339
5歳	1, 641	1, 602	1, 566	1, 401	1, 404	1, 430
0~5歳計	9, 032	8, 730	8, 419	8, 088	7, 862	7, 600
対総人口割合	3.5%	3.4%	3.4%	3.3%	3.2%	3.2%
6歳	1, 619	1, 621	1, 584	1, 546	1, 383	1, 387
7歳	1, 737	1, 607	1, 611	1, 572	1, 535	1, 375
8歳	1, 710	1, 718	1, 591	1, 594	1, 557	1, 519
9歳	1, 741	1, 698	1, 706	1, 581	1, 583	1, 547
10歳	1, 847	1, 740	1, 697	1, 705	1, 582	1, 584
11歳	1, 725	1, 832	1, 727	1,686	1, 693	1, 571
6~11歳計	10, 379	10, 216	9, 916	9, 684	9, 333	8, 983
対総人口割合	4.0%	4.0%	4.0%	3.9%	3.9%	3.8%
12 歳	1, 854	1, 705	1,810	1, 707	1,666	1, 673
13 歳	1, 830	1, 892	1, 737	1,846	1, 739	1, 694
14 歳	1, 975	1, 829	1, 890	1, 736	1, 844	1, 738
15 歳	2, 032	1, 941	1, 799	1,860	1, 705	1, 810
16 歳	2, 091	2, 100	2, 007	1,861	1, 917	1, 758
17 歳	2, 181	2, 082	2, 091	2, 001	1, 855	1, 911
12~17 歳計	11, 963	11, 549	11, 334	11, 011	10, 726	10, 584
対総人口割合	4.7%	4.6%	4.5%	4.5%	4.4%	4.4%
0~17歳計	31, 374	30, 495	29, 669	28, 783	27, 921	27, 167
対総人口割合	12.2%	12.0%	11.9%	11.7%	11.5%	11.4%
18 歳以上人口	225, 398	222, 789	220, 094	217, 317	214, 412	211, 360
総人口	256, 772	253, 284	249, 763	246, 100	242, 333	238, 527

資料: 平成31年は3月末日の住民基本台帳、令和2~6年は函館市子ども未来部推計 (「第2期函館市子ども・子育て支援事業計画」)

この推定計算に基づくならば、令和4年(2022年)における年少人口(人口構成比で9.1%)と令和6年(2024年)の年少人口(人口構成比で9.1%)は大きな違いが見られず、少子化の進行には歯止めがかかっているようにも思われる。

しかし、令和元年(2019年)に行われたこの推定計算と実際の数値を比較してみると、現実の少子化は、推定計算を超える速度で進んでいるということがわかる。

区 分	総人口(人)	年少人口(人)	構成比
令和4年実数	244, 431	22, 169	9.1%
令和4年推定	246, 100	23, 061	9.4%
差	△1, 669	△892	0.3%

(上記「人口の推計」から算出 △は減少を示す)

つまり、函館市における少子(高齢)化の問題は、第2期函館市子 ども・子育て支援事業計画を策定した時点よりも、さらに深刻さを深 めているのである。

2 少子化問題について

(1) 少子化問題とは

少子(高齢)化問題は、函館市だけではなく、現在、日本全体が抱えている問題である。これについては、以下により確認する。

現在の日本社会が抱えている「人口問題」は、急速な高齢化の加速、生産年齢人口の減少、そして少子化の流れによってもたらされている。

これらの問題は、相互に影響を及ぼす関係にあるが、少子化の流れ はいずれの問題にも大きな影響を与える。つまり、少子化が進めば進 むほど、全人口における年齢比率はいびつなものになっていき、高齢 化率が高まることになり、生産年齢人口は減少し、さらには子育て世 代が減少し、少子化が進行するという関係にあるからである。

したがって、持続可能な社会、地域づくりという観点からは、人口問題の解決の入口として、少子化問題への対応が求められることになる。

(2) 少子化の要因

以下は、内閣府経済財政諮問会議「選択する未来」委員会報告やこども家庭庁のホームページ等に基づき、監査人がまとめたものである。 少子化に影響を与える要因としては、非婚化・晩婚化および結婚している女性の出生率低下などが考えられる。

1970年代後半からは20歳代女性の未婚率が急激に上昇したほか、結婚年齢が上がるなど晩婚化も始まり、1980年代に入ってからは、30歳代以上の女性の未婚率も上昇し、晩婚と合わせて未婚化も進むこととなった。

さらに、デフレが慢性化する中で、収入が低く、雇用が不安定な男性の未婚率が高いほか、非正規雇用や育児休業が利用できない職場で

働く女性の未婚率が高いなど、経済的基盤、雇用・キャリアの将来の 見通しや安定性が結婚に影響し、デフレ下による低賃金の非正規雇用 者の増加などは、未婚化を加速させている恐れがある。

昭和60年(1985年)に男女雇用機会均等法が成立し、女性の 社会進出が進んだ一方で、子育て支援体制が十分ではないことなどか ら、仕事との両立の難しさや、子育て等により仕事を離れる際に失う 所得(機会費用)が大きいことも、子どもを生むという選択に影響し ている可能性がある。

また、多様な楽しみ方や単身生活における便利さの増大のほか、結婚や家族に対する価値観が変化していることなども、未婚化・晩婚化につながっていると考えられる。

なお、少子化社会に関する国際的な意識調査によれば、「あなたの 国は、子どもを生み育てやすい国だと思いますか」の質問に対して、 日本では4割以上が「そう思わない」と回答しており、国際的に見て、 その割合は相当に高い。

我が国においては、以上のような要因から、子どもを生み育てる、 という選択肢が、若い世代の国民のライフプランの中に組み込まれな くなってきている。

これらの諸要因のうち、結婚や家族に対する価値観の変化については、行政が解決すべき問題ではない。

他方で、子どもを生み育てたい、子どもを生み育てることを選択したい市民にとって必要な子育て支援体制を提供することは、行政の果たすべき役割であると言える。

3 国の取組、地方自治体の責務

(1) これまでの国の取組

平成2年(1990年)に、前年の合計特殊出生率が、それまで最低であった昭和41年(1966年)の1.58を下回る戦後最低の数値となったいわゆる「1.57ショック」により、厳しい少子化の現状は強く認識されるようになった。

平成6年(1994年)、最初の総合的な少子化対策となる「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」が関係省庁の合意で策定された。エンゼルプランでは、少子化の要因として、晩婚化の進行と夫婦出生力低下の兆しを挙げ、これらの背景には女性の職場進出、子育てと仕事の両立困難、育児の心理的・肉体

的負担増大、住宅事情、子育てコストの増大などがあると指摘した。

そして、保育サービスの充実を中心とする7項目について具体的対応策を列挙し、特に、保育サービスの拡充は「緊急保育対策等5か年事業」に基づき重点的に実施された。

その後、少子化問題への国民的議論が喚起されたとはいえ、出生率の低下は止まらなかった。平成11年(1999年)には、改正版とも言うべき「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」が関係省庁の合意で策定された。新エンゼルプランは、エンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直したもので、エンゼルプランと比べて固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土の是正という点をかなり大きく扱うこととなった。

新エンゼルプラン策定の後、平成13年(2001年)7月には、働き方改革重視の視点から「仕事と子育ての両立支援等の方針」が閣議決定され、「待機児童ゼロ作戦」が開始されるなど、政府は次々と対応策を講じてきたが、この間も出生率の低下は止まらなかった。そこで、政府一体となり少子化対策を推進するため、少子化対策関連の立法化を初めて進めることとなった。

そして、平成15年(2003年)7月に成立した「少子化社会対策基本法」は、今後の少子化対策の目的、基本的理念、施策の基本的方向、国・地方公共団体・事業主および国民の責務を定めている。

同法は、国の責務の一つとして大綱の取りまとめを課していることから、総合的かつ長期的に少子化に対処するため、少子化社会対策会議のもとで「少子化社会対策大綱」が策定された。

同大綱を受けて、新エンゼルプランに代わる新たな実施計画として「少子化社会対策大綱の具体的実施計画(子ども・子育て応援プラン)」が策定された。子ども・子育て応援プランは、少子化の流れを変えるための「4つの重点課題」と「28の具体的行動」を提示し、計画の実施期間である平成17年度(2005年度)から平成21年度(2009年度)の5年間に講ずる施策や数値目標、実現した場合の将来の社会の姿(概ね10年後)などを示した。

「少子化社会対策基本法」と同時に成立した「次世代育成支援対策推進法」は、地方公共団体や企業(常時雇用労働者101人以上)が、次世代育成支援のための取組を促進するよう、行動計画の策定を義務付けた法律である。10年間の時限立法である同法は、特に男性を含めた働き方の見直し等の観点から、事業主が子育て支援を進めるよう

促している。

なお、同法は平成26年(2014年)4月に一部改正され、法律の有効期限を令和7年(2025年)3月までの10年間に延長するととともに、子育て支援の実施状況が優良な事業主について、厚生労働大臣が認定する新制度(特例認定制度)を創設するなど、次世代育成支援対策の更なる推進・強化が図られている。

少子化対策の一つとして、若者の自立支援、特にニートやひきこもり等の社会的自立が困難な子どもや若者への取組が大きな課題となっている。平成22年(2010年)4月に成立した「子ども・若者育成支援推進法」では、教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進と、ニートやひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進が図られている。とりわけニートやひきこもり等に対して、関係機関が現場レベルにおいて、より一層連携して支援する地域協議会の仕組みが定められたことが特色である。

平成22年(2010年)1月には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定された。同ビジョンでは、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、子ども・子育て応援プランに次いで、平成22年度(2010年度)から26年度(2014年度)の5年間を対象とした4番目の少子化対策プランとして、子ども手当等の経済的支援も含めた包括的な子育て支援策が打ち出された。さらに政府は「子ども・子育てビジョン」の確実な実現に向けて「子ども・子育て新システム」を構築することとし、少子化社会対策会議などにおいて制度設計を行った。そうした検討なども踏まえながら、社会保障・税一体改革の一環として、平成24年(2012年)8月に子ども・子育て支援法など関連3法(「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」および「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)が成立し、子ども・子育て会議の設置などの準備期間を経て、平成27年(2015年)4月に子ども・子育て支援新制度がスタートすることになった。

(2) 子ども・子育て関連3法に基づく地方自治体の責務

子ども・子育て関連3法では、①認定こども園・幼稚園・保育所を 通じた共通の給付を行うこと(「施設型給付」)や小規模保育等(家 庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)への給付を行うこと (「地域型保育給付」)を定めた。

「地域型保育給付」は、特に都市部において社会問題化していた待機児童の解消を実現するとともに、少子化が進んでいる地域における保育機能の確保に対応するものである。

また、②認定こども園制度を改善することを定め、幼保連携型認定 こども園について、認可・指導監督を一本化して、学校および児童福 祉施設という法的地位を付与した。

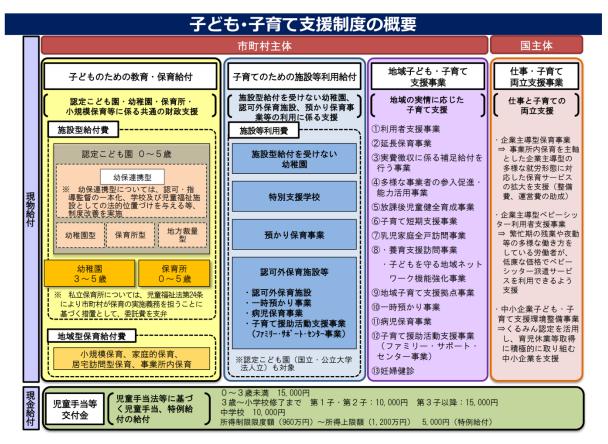
さらに、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て 支援事業」)を充実することを定めた。これは、これらの事業を教 育・保育施設を利用する子どもの家庭だけではなく、在宅の子育て家 庭を含めた全ての家庭や子どもを対象とし、子育て支援に資すること を目的とするものである。

これらの規定は、従来の少子化対策関連法以上に対策の量的拡充や 多様化、予算確保を行っていることが特徴的である。

サービスの実施主体は市町村であり、市町村は地域のニーズに基づく計画策定や給付・事業を行うこととしている。すなわち、市町村が地域のニーズに基づき計画を策定して給付・事業を実施し、国・都道府県は実施主体である市町村を支えるという構造になった。

加えて、国に子ども・子育て会議を設置するとともに、各市町村に おいても「子ども・子育て会議」を設置することが努力義務とされた。

子ども・子育て会議は、有識者、地方自治体、事業主・労働者代表、 子育て当事者や子育て支援当事者等が、子育て支援に関する政策策定 プロセスに参加できるようにするためのものである。これらの子ど も・子育て支援制度は、次の図に示されているように、最も身近な立 場にある市町村に、非常に大きな役割(多種多様な給付・事業実施な ど)が求められており、都道府県や国は市町村の取組を制度面、財政 面から支えるという関係にある。



(こども家庭庁 子ども・子育て支援制度概要図)

第2 これまでの函館市の子ども・子育て支援に関する施策の概要

~ 第1期函館市子ども・子育て支援事業計画

函館市においては、平成27年度(2015年度)からの5年間を第 1期とする「函館市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」 という。)を策定し、様々な施策を推進してきた。

この第1期計画期間内においては、特に次のような取組が注目される。 まず、平成28年(2016年)4月1日に「函館市子ども条例」が 施行された。

同条例は、函館市における「子どもおよび子育て家庭の支援に関し、 基本理念を定め、市の責務ならびに保護者、学校等、地域住民および事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが、夢と希望を持ちながら生き生きと成長し、および発達段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりを推進することを目的」(同条例第1条)とするものである。

同条例の第4条は、「基本理念にのっとり、子どもおよび子育て家庭の支援に関する施策を策定し、これを実施するものとします。」と定め、子どもおよび子育て支援について、函館市が担うべき責任と義務を規定している。

また、平成29年度(2017年度)には「函館市子どもの生活実態調査」を、平成30年度(2018年度)には「函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」等を実施し、より実効的な施策の実施を推進してきた。

現在の函館市の取組は、この第1期計画に引き続いて実施されている。

第3 現在の函館市の取組

1 第2期函館市子ども・子育て支援事業計画

(1) 計画の位置付け

第2期函館市子ども・子育て支援事業計画(以下「第2期計画」と言う)は、上述の子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であると同時に、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」でもある。さらに、「函館市子ども条例」に基づき、子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画として位置付けられている。

さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子 どもの貧困対策計画」としても位置付けられる。

(2) 計画の策定

計画の策定に当たっては、「函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施したほか、「函館市子どもの生活実態調査」等の各種調査結果を活用し、また、関係部局間での協議等も行うことで、各種事業の現状と課題の把握などを行った。

さらに、「函館市子ども・子育て会議」を設置し、日頃から子ども・子育て支援に深く関わる立場にある学識経験者や事業主代表、労働者代表、子育てを実際に行っている当事者、子ども・子育て支援に関する事業に従事している人、一般公募による市民からの意見を集約・反映した。

(3) 計画の期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間であり、本監査の対象年度である令和4年度(2022年度)は、ちょうど計画期間の折り返しに当たる。

(4) 計画の基本理念や基本的な視点

第2期計画の基本理念は、「すべての子どもたちが輝き ひかりに あふれるまち はこだて」である。

同計画における各施策の方向と事業の実施に当たっては、基本的な 視点として、次の8項目のもと取り組むこととしている。

ア 子どもの視点

子育て支援サービスの対象のほとんどが子ども自身であることから、「函館市子ども条例」の理念に基づき、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組を進める。

イ 次代の親の育成という視点

子どもは、次代の親になるという認識のもとに、豊かな人間性を 形成し、自立して家庭を持つことができるよう、中・長期的な視点 に立った取組を進める。

ウ すべての子どもと家庭への支援の視点

障がい、疾病、虐待、貧困など支援の必要な子どもや家庭を含め、 すべての子どもと家庭への支援という視点に立った取組を進める。

エ 地域社会全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にあるが、子どもは、地域社会の一員でもあることから、子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより、地域、学校、企業、行政をはじめ地域社会全体が、地域の様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら連携を図ることが必要であり、子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取組を進める。

オ サービス利用者の視点

多様化する子育で支援サービスのニーズに対応するため、子育で支援サービスの質を評価し、向上させていくという観点から、人材の資質の向上を図り、情報公開やサービス評価などの取組を進めるほか、適切な情報提供を推進するなど、質の高い、多様な子育で支援サービスを提供するために、サービス利用者の視点に立った取組を進める。

カ 仕事と生活の調和の実現の視点

「ワーク・ライフ・バランス」を実現するために、子育ては、男女が協力し合うことが必要であり、また、働き方の見直しには、企業等の理解と協力が不可欠であることから、仕事と生活の調和の実

現の視点に立った取組を進める。

キ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

少子化の進行は、若年層の転出や未婚化・晩婚化、子育て中に孤立感や負担感が大きく、第2子以降をもうけないことなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、安心して子どもを生み育てやすい環境の整備をし、様々な取組をきめ細かに長期的に行っていく必要がある。

多様な働き方や生き方に合わせて、子育て等に係る必要な支援を 受けることができるとともに、すべての子どもが健やかに成長する ことができるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の 視点に立った取組を進める。

ク 地域特性の視点

函館市では、人口構造や産業構造、社会資源の状況等に地域での 差異があることから、地域の実情に応じて、その特性を生かした事 業展開を図るなど、地域特性の視点に立った取組を進める。

(5) 施策の整理・方向

基本理念の実現に向けて、大きく9つの施策の方向を整理し、総合的な施策の展開を図ることとしている。それぞれの施策の枠組みは次のとおりである。

ア 地域における子育て支援

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るものである。

保育サービスについては、子どもの最善の利益を考えるとともに、 利用者の生活実態や意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整 備を目指し、必要な情報提供、地域における子育て支援サービス等 のネットワークの形成を促進する。

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じた友だち関係の形成や児童の自主性、社会性の発達などに大きな影響を及ぼすと考えられることから、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安心して過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりを推進する。

イ 母子の健康確保と増進

母子保健は、人が生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩でもあり、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つことができる基礎でもあることから、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を推進する。

食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成のほか、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実や小児医療の充実に取り組む。

ウ 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

次代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立した大人になるため、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義など、子どもの健やかな成長を促す教育・広報・啓発に取り組む。

子どもが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるような教育環境等の整備を推進し、地域社会全体で子どもを育てるために、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進する。

エ 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や安心して外出できる環境の整備など、子育てに配慮したまちづくりを推進する。

また、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るために関係機関と連携した活動を推進する。

オ 仕事と生活の調和の実現

仕事と生活の調和の実現に向けて、国、道、企業、労働者団体および子育て支援団体などと相互に密接に連携しながら創意工夫するなかで、ライフステージの各段階に応じて、地域の実情に即した取組を推進する。

また、関係法令制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実により、仕事と子育ての両立のための基盤整備を推進する。

力 児童虐待防止対策

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見、早期対応など、児童虐待の防止対策等の充実を図る。

キ 障がいのある子どもの支援

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見・早期治療の推進はもとより、障がいのある子どもの健全な発達を支援するなど、 障がいのある子どもに対する施策の充実を図り、身近な地域で安心 して生活できる環境の整備を推進する。

ク ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭については、子育てをしながら就労もしなければならないなどといった理由により、経済的自立が難しい状況にあるなかで、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るために、子育てや生活の支援策、就業支援策、経済的支援策、さらには養育費の確保対策に取り組む。

ケ 子どもの貧困対策

子どもの貧困の背景には、世帯状況や生活環境、所得、雇用等の様々な要因が絡み合っており、子どもの発達の諸段階において、多くの機会格差が生じていることを踏まえ、子どもの現在および将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均衡に努める。

≪第2期函館市子ども・子育て支援事業計画 施策の体系≫



(「第2期函館市子ども・子育て支援事業計画」)

○ 施策の体系図等

基本理念 すべての子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて 施策の方向 な 事 施策目標(抜粋) 子育て環境や子育て支援に ついての満足度 ・ 通常保育事業(保育所および認定こども園) ・ 延長保育事業 満足度「高い」「やや高い」 一時預かり事業 • 病児保育事業 平成30年度 ・地域子育て支援拠点事業(子育てサロン) ・ 夜間の多世代型子育てサロンの開設 地域における 22.7% ファミリー・サポート・センター事業・子育て支援短期利用事業(ショートステイ事業) 子育て支援 地域子育て支援拠点事業 ・トワイライトステイ事業 ・子育て支援コンシェルジュ事業 (子育でサロン)の利用率 ・ 放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実・ スマートフォン向はアフッリ「Grucco(ケントリコ)」 ・マザーズ・サポート・ステーション事業 ・妊婦健康診査 妊婦健康診査 乳幼児健康診査 · 妊産婦保健指導 施策の方向 2 受診率 母子の ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 平成30年度 健康確保と増進 ・不妊専門相談センター ・自殺対策事業 ・子どもなんでも相談110番・"はこだてげんきな子"食育教室(離乳食教室) 妊産婦保健指導 妊娠11週以下での妊娠届出塞 平成30年度 施策の方向3 男女共同参画推進事業 ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度) 92.8% 子どもの健やかな ・スクールソーシャルワーカー配置事業 ・学力向上推進事業 成長のための 「男は仕事、女は家庭」という考え方 有害図書等販売状況一斉立入調査 ・子ども会議 教育環境の整備 **〔「反対」「どちらかといえば反対」** 平成28年度 ・ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業 ・ 市営住宅への子育て世帯の優先入居 学力向上推進事業 子育てを支援 する生活 ・スクールゾーン, 幼児ゾーン警戒標識の設置 ・通学路等の安全対策 アフタースクール実施小学校の割合 する生活環境の整備 ・道路のバリアフリー化整備 函館市ANSINメールの配信 平成30年度 43.5% 警戒標識設置本数 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業 ・子育て女性等の就職支援 スクールゾーン 仕事と生活の 調和の実現 ・仕事と家庭の両立支援制度の周知・啓発 ・育児休業制度等の利用促進 平成30年度 305本 幼児ゾーン 平成30年度 ・ 函館市要保護児童対策地域協議会 ・ 「子ども家庭総合支援拠点」の設置 児童虐待 防止対策 146本 · 養育支援訪問事業 ・子どもなんでも相談110番(再掲) 育児休業取得率 母親 平成30年度 ・函館市子ども発達支援事業(発達支援センター事業,専門支援事業) 70.8% 障がいのある ・放課後等デイサービス 父親 ・障がい児訪問指導 子どもの支援 ・放課後児童健全育成事業における障がい児保育 平成30年度 3.4% 「子ども家庭総合支援拠点」の設置 ・児童扶養手当 ・ ひとり親家庭サポート・ステーション事業 平成30年度 未設置 母子生活支援施設 ・ひとり親家庭等医療費助成制度 子どもについての悩みを相談する相手 ひとり親家庭 ・母子家庭等自立支援給付金支給事業 ・ひとり親家庭技能習得支援給付金 の自立支援 ・ひとり親家庭等雇用促進補助金 ・ひとり親家庭のための合同企業説明会 「相談する人はいない」 ひとり親家庭等子どものための学習支援事業 平成30年度 3.6% 令和6年度 減少 普段の家計について 幼児教育・保育無償化事業 · 児童手当 もっとも近いもの ・子ども医療費助成制度 · 奨学金支給事業 施策の方向9 「赤字」「ぎりぎり」 (母子世帯(祖父母同居を含む)) ・就学援助 ·中学生学習支援等事業 子どもの貧困対策 · 入学準備給付金 スクールソーシャルワーカー配置事業(再掲) 平成30年度 80.8%

(「第2期函館市子ども・子育て支援事業計画」)

(6) 施設の説明等

子ども・子育て支援に関する諸事業等で取り上げられる施設について、以下のとおり説明する。

ア 施設の種類

幼児教育・保育に係る施設は、幼稚園、保育所、認定こども園および地域型保育の4つがある。

子ども子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度においては、地域の実情に応じた「認定こども園」の普及を図るほか、新たに「地域型保育」を設定することで幼児教育・保育の機会を広げた。

- (ア) 幼稚園は、満3歳から小学校就学前までの子どもが、集団生活 での体験や遊びを通して、社会生活をおくる上でのルールや道徳 性など生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を行う学校で ある。
- (イ)保育所は、乳児(生後57日目以降)から小学校就学前までの子どもを対象として、仕事などで日中保育することができない保護者の代わりに保育し、家庭との緊密な連携のもと、子どもの状況や発達過程を踏まえて、基本的生活習慣や思いやりの心、社会性などを身に付けるとともに、子どもが安心して生活ができるよう、子育てのお手伝いをするところである。
- (ウ) 認定こども園は、保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持つ施設である。満3歳以上の子どもは、保護者が働いている・いないに関わらず利用でき、入園した後に就労状況が変化した場合であっても、引き続き通い慣れた園を利用することができるという特徴がある。また、認定こども園は、子育て支援の場として、子育て相談や親子の交流の場を設けており、入園していない子どものいる家庭も利用することができる。

なお、認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地 方裁量型の4つの類型がある。

≪施設の種類一覧≫

Г	
施設の種別	施設の内容
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教
	育を行う学校
保育所	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代
	わって保育する施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子
	育て支援も行う施設
地域型保育	保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、0
	歳から2歳の子どもを保育する事業
	【4つのタイプ】
	①家庭的保育(保育ママ)
	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以
	下)を対象にきめ細かな保育を行う
	②小規模保育
	少人数(定員6人から19人)を対象に、家庭的
	保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う
	③事業所内保育
	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子ども
	と地域の子どもを一緒に保育を行う
	④居宅訪問型保育
	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、
	施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある
	場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う

≪各施設の対象や利用時間、利用できる保護者の区分など≫

施設の種別	対象年齢	利用時間	利用できる 保護者
幼稚園	3歳~5歳	昼過ぎ頃までの教育 時間に加え、園により 午後や土曜日、夏休み などの長期休業中の預 かり保育などを実施す る	制限はない
保育所	0歳~5歳	タ方までの保育のほか、園により延長保育 を実施する	共働き世帯、親 族の介護などの事 情で、家庭で保育 のできない保護者
認定こども園	保育所機能 0歳~5歳	タ方までの保育のほか、園により延長保育 を実施する	共働き世帯、親 族の介護などの事 情で、家庭で保育 のできない保護者
	幼稚園機能 3歳~5歳	昼過ぎ頃までの教育 時間に加え、園により 午後や土曜日、夏休み などの長期休業中の預 かり保育などを実施す る	制限はない
地域型保育	0歳~2歳	夕方までの保育のほ か、園により延長保育 を実施する ※地域型保育では、保 育内容の支援や卒園の の受け皿の機能を担う の受け皿の機能を所園 連携施設によども園 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	共働き世帯、親 族の介護などの事 情で、家庭で保育 のできない保護者

イ 函館市内の幼稚園、保育所、認定こども園

函館市内には、私立の保育所 5 施設、公立の認定こども園 1 施設、 私立の認定こども園 5 4 施設、国公立幼稚園 2 施設、私立幼稚園 3 施設が設置されている。

(ア) 私立の保育所

No.	名 称	住 所
1	青い鳥保育園	大川町4-27
2	おおぞら保育園	上湯川町45-29
3	あすなろ保育園	東山2-18-1
4	神山保育園	中道2-45-2
5	 つくしの子保育園	亀田中野町
5		57-15

(イ)公立の認定こども園

Ī	No.	名 称	住 所
	1	認定こども園 函館市つつじ保育園	日ノ浜町172-8

(ウ) 私立の認定こども園

No.	名 称	住 所
1	はこだて元町認定こども園	弥生町1-24
2	認定こども園 遺愛幼稚園	元町4-1
3	認定こども園 元町白百合幼稚園	元町15-30
4	函館認定こども園	栄町1-3
5	認定こども園 龍谷幼稚園	東川町12-24
6	認定こども園 函館高砂保育園	若松町35-16
7	中央認定こども園	新川町1-5
8	はまなす認定こども園	千歳町15-5
9	いづみ認定こども園	堀川町30-3
1 0	認定こども園 函館大谷幼稚園	千代台町10-10
1 1	ゆりかご認定こども園	中島町33-18
1 2	認定こども園 眞宗寺保育園	中島町32-13
1 3	認定こども園 函館藤幼稚園	宮前町26-6
1 4	亀田認定こども園	亀田町5-19
1 5	認定こども園綜合施設 函館若葉幼稚園	田家町9-30
1 6	認定こども園 杉の子保育園	本町9-23
1 7	函館三育認定こども園	五稜郭町7-22
1 8	認定こども園 国の華幼稚園	梁川町19-17
1 9	認定こども園 函館市松陰保育園	松陰町30-5
2 0	認定こども園 函館ちとせ幼稚園	松陰町9-7
2 1	人見認定こども園	人見町9-3

2 2	うみの星認定こども園	日乃出町27-3
2 3	駒場認定こども園	駒場町10-22
2 4	認定こども園 カトリック湯の川幼稚園	駒場町14-10
2 5	認定こども園 函館深堀保育園	深堀町27-2
2 6	認定こども園 函館上湯川保育園	上湯川町10-12
2 7	認定こども園 旭岡保育園	西旭岡町
2 1		1-29-10
2 8	認定こども園 遺愛旭岡幼稚園	西旭岡町2-6-1
2 9	認定 根崎こども園	高松町426-1
3 0	認定こども園 高丘幼稚園	高丘町27-33
3 1	つくし認定こども園	榎本町16-17
3 2	認定こども園 函館福ちゃん保育園	日吉町4-13-5
3 3	函館花園認定こども園	花園町32-1
3 4	認定こども園 花園大谷幼稚園	花園町17-17
3 5	認定こども園 函館ひかり幼稚園	神山3-52-8
3 6	認定こども園 つぐみ保育園	鍛治2-3-9
3 7	函館大谷短期大学附属認定こども園	鍛治1-2-3
3 8	鍛治さくら認定こども園	鍛治1-11-21
3 9	かぜのこ認定こども園	富岡町2-59-11
4 0	認定こども園 太陽の子幼稚園	富岡町1-42-12
4 1	五稜郭認定こども園	亀田本町8-18
4 2	なかよし認定こども園	昭和3-15-10
4 3	認定こども園 亀田ゆたか幼稚園	美原1-28-10
4 4	認定こども園 函館美原保育園	美原1-29-21
4 5	函館あおい認定こども園	美原2-46-10
4 6	認定こども園 コバト保育園	美原3-31-6
4 7	赤川認定こども園	赤川町161-2
4 8	認定こども園 函館石川保育園	石川町39-8
4 9	認定こども園 函館桔梗保育園	桔梗3-1-29
5 0	 認定こども園 ききょう幼稚園	西桔梗町
3.0	節足しても困っささまり幼稚園	218-43
5 1	認定こども園 函館亀田港保育園	亀田港町52-14
5 2	認定こども園 第二太陽の子幼稚園	亀田港町13-5
5 3	函館大谷短期大学附属港認定こども園	港町1-25-1
5 4	南かやべ認定こども園	川汲町1601-1

(工) 国公立幼稚園

No.	名 称	住 所
1	戸井幼稚園	小安町523-7
2	北海道教育大学附属函館幼稚園	美原3-48-6

(才) 私立幼稚園

No.	名 称	住 所
1	函館短期大学付属幼稚園	柏木町7-26
2	函館白百合学園幼稚園	山の手2-6-3
3	函館めぐみ幼稚園	桔梗町433-43

ウ 認可外保育施設

函館市には、上記の施設以外に、児童福祉法第59条の2第1項の規定による届け出が行われた認可外保育施設(一般および事業所内施設)が23施設存在する。それらの施設は、いずれも国が定めた「認可外保育施設指導監督基準」の全ての項目に適合している施設であるとして、「認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書」の交付を受けている。

エ 待機児童問題

函館市においては、保育所入所待機児童数は0人であり、いわゆる「待機児童問題」は存在しない。

2 函館市における事務の執行体制の概要

(1) 担当部について

函館市における子ども・子育て支援の各事業は、主に子ども未来部 が所管しているが、一部の事業については福祉事務所や保健福祉部が その事務を担当している。

(2) 具体的な組織・事務分掌

ア 子ども未来部

函館市の全ての子どもの育ちを総合的に支援するため、妊娠から 出産、乳幼児から青少年に至るまで、子どもの健康・生活・就園就 学の支援など、子どもの育成や環境整備を行うとともに、医療費助 成や各種手当ての支給、奨学金制度等の運用による子育て支援を行 うほか、DV相談や要保護児童対策など、様々な観点から子どもの 育成と子育て支援に取り組む組織である。

子ども未来部および子ども・子育て支援に関する事業についての 福祉事務所の組織は次の通りである。

(令和4年6月1日現在 単位:人)

						(11444-071145	7611. 4	
							職員	嘱託•会計年度任用職員
子ども未来部	長	1	子ども企画課長	1		- 庶務係	5	1
部次長		1			-	-企画担当	2	1
					L	-私学担当	2	
			子どもサービス課長	1		- 認定・入退所担当	4	6
					}	-サービス・給付担当	6	3
					-	-指導監査担当	3	2
					L	-保育料担当	2	1
		-	子育て支援課長	1		- 母子児童担当	8	7
					L	- 医療助成担当	5	2
			———次世代育成課長	1		- 児童館担当	3	
					-	- 青少年担当	5	6
					-	- 要保護児童等支援担当	9	5
					}	-生活館	1	
					-	- 児童館	23	59
					L	- 母と子の家	1	2
		L	母子保健課長	1		- 母子保健担当	15	14
(福祉事務所	ī)		子どもサービス課長(1)			-認定・入退所担当	(4)	
			子育て支援課長(1)			一母子児童担当	(8)	(7)
					L	- 医療助成担当	(5)	(2)
			次世代育成課長(1)			要保護児童等支援担当	(9)	(5)
			恵山福祉課長(1)			一つつじ保育園	7	7

※ ()内数字は兼務職員数※ ○内数字は施設数

(令和4年6月1日現在 単位:人)

部長	次 長	課長	主 査	係 員	小 計	嘱託·会計年度任用職員	計
1	1	5	20	56	83	116	199

(「函館市 子ども未来部の概要 令和4年度版」)

子ども未来部の各課の具体的な事務分掌および本監査の対象とした事業は、次の通りである。

(ア) 子ども企画課

【事務分掌】

- a 子育て支援施設の企画および総合調整に関すること
- b 子ども・子育て会議に関すること
- c 私立学校に関すること
- d 奨学金、育英金および入学準備に関すること
- e 奨学資金運営委員会に関すること

【監査対象事業】

- 子育てアプリ
- すくすく手帳
- 出生祝記念品事業

(イ) 子どもサービス課

【事務分掌】

- a 子育て環境の整備に関すること
- b 幼保連携型認定こども園審議会に関すること
- c 保育所および幼保連携型認定こども園の設置認可等ならびに 地域型保育事業等の認可等に関すること
- d 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関すること
- e 子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付等および子育てのための施設等利用給付ならびに特定教育・保育施設等の確認等に関すること
- f 認可外保育施設の届出等ならびに指導および監査に関すること
- g 保育士等の研修に関すること
- h 保育所保育料等の決定および徴収に関すること
- i つつじ保育園の管理に関すること

【監査対象事業】

- ファミリー・サポート・センター事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・子育て支援隊事業

- ・一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- ·特定教育·保育質向上事業
- 保育体制強化事業
- · 低年齡児保育対策事業
- 実費徴収に係る補足給付事業
- 保育所地域活動事業運営費補助金事業

(ウ) 子育て支援課

【事務分掌】

- a 子育て支援に関すること
- b 配偶者等からの暴力の防止に関すること
- c ひとり親家庭等医療費助成に関すること
- d 子ども医療費助成に関すること
- e 母子福祉資金等貸付金事業に関すること
- f 遺児手当に関すること
- g 母子生活支援施設および助産施設の設置認可等に関すること
- h 母子生活支援施設および助産施設の運営指導に関すること

【監査対象事業】

- 子育て支援短期利用事業
- トワイライトステイ事業
- ·助產施設(入院助產制度)
- 女性相談事業
- 女性相談委託事業
- · 養育費確保支援事業
- ・子ども医療費助成

(工) 次世代育成課

【事務分掌】

- a 次世代育成支援に関すること
- b 要保護児童対策に関すること
- c 児童館に関すること
- d 母と子の家および生活館に関すること
- e 桔梗福祉交流センターに関すること

- f 放課後子ども教室推進事業に関すること
- g 放課後児童健全育成事業に関すること
- h 青少年活動の推進に関すること
- i 青少年補導センターに関すること
- i その他子どもの健全育成に関すること

【監查対象事業】

- ・子育てアドバイザー活用推進事業
- ・子育て支援ネットワーク事業
- 子ども家庭総合支援拠点事業
- •養育支援訪問事業
- 地域組織活動費補助事業

(才) 母子保健課

【事務分掌】

- a 母子保健に関すること
- b 定期の予防接種(成人男性の風しん、インフルエンザおよび 高齢者の肺炎球菌感染症に係るものを除く)に関すること
- c 児童福祉法に基づく療育および小児慢性特定疾病に関するこ
- d 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく自立支援医療(育成医療に限る)に関すること
- e 特定不妊治療費の助成に関すること

【監査対象事業】

- マザーズ・サポート・ステーション事業
- ・産後ケア事業
- · 定期予防接種事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- 障害者自立支援医療費事業

イ 福祉事務所

福祉事務所においても、子育て支援に係る事務事業の一部を分掌している。湯川福祉課、亀田福祉課、戸井福祉課、恵山福祉課、椴 法華福祉課、南茅部福祉課は、それぞれ支所の所轄区域内に関する 各事務を分掌する。

(ア) 子どもサービス課

【事務分掌】

a 認可保育所等の入所、退所等に関すること

(イ) 子育て支援課

【事務分掌】

- a 母子家庭、父子家庭および寡婦の福祉に関すること
- b 児童扶養手当、児童手当および子ども手当に関すること
- c 母子生活支援施設および助産施設の入所および退所に関する こと
- d 母子・父子相談および女性相談に関すること
- e その他母子および父子の福祉に関すること

(ウ) 次世代育成課

【事務分掌】

a 家庭児童相談に関すること

(エ) 恵山福祉課

【事務分掌】

恵山支所の所管区域内の次に掲げる事項

- a 市立保育所等の入所、退所等に関すること
- b 児童、母子家庭、父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること
- c 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児 福祉手当、福祉手当、児童手当および子ども手当に係る届け および申請の受付ならびに相談に関すること

(才) 南茅部福祉課

【事務分掌】

南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項

- a 認可保育所等の入所、退所等に関すること
- b 児童、母子家庭、父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること
- c 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児 福祉手当、福祉手当、児童手当および子ども手当に係る届け

および申請の受付ならびに相談に関すること

(カ)湯川福祉課・亀田福祉課・戸井福祉課・椴法華福祉課 【事務分掌】

各支所の所管区域内の次に掲げる事項

- a 児童、母子家庭、父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること
- b 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児 福祉手当、福祉手当、児童手当および子ども手当に係る届け および申請の受付ならびに相談に関すること

ウ保健福祉部

函館市においては、上述のように、子ども未来部が子育て支援に 関する事業の多くを分掌しているが、保健福祉部においても児童発 達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業などを通 じて子育て支援に取り組んでいる。

3 子ども・子育て支援に関する施策や体制のスピード感について

本監査は少子化問題、子ども・子育て支援に関する制度を対象とする。 そして、少子化問題がまさに「まったなし」の課題であることから、こ の分野に関する施策は非常に目まぐるしいものがある。

特に市民に影響が大きいものとしては、次の二つの制度を挙げることができる。

(1) 幼児教育・保育の無償化

平成27年(2015年)4月、幼児期の学校教育や保育、地域の 子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるべく、国の制度として「子 ども・子育て支援新制度」がスタートした。

この新たな制度は、地域の実情に応じた「認定こども園」の普及を 図ることや、「小規模保育事業」、「事業所内保育事業」、「家庭的 保育事業」と言ったいわゆる地域型保育事業を創設し、地域を中心と した子ども・子育てを目指すものである。

そして、令和元年(2019年)10月から幼児教育・保育の無償 化が実施されている。

具体的には、①幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償となるものである。

無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間であり、幼稚園および認定こども園(幼稚園機能)については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化される。

他方、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり、保護者の負担であるが、年収360万円未満相当の世帯の子どもたちおよび全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除される。

また、②0歳から2歳までの子どもたちの保育料は、北海道の補助 事業を活用し、国の定める無償化の対象範囲を拡大することにより、 年収640万円未満相当の世帯については、第1子の年齢を問わず、 第2子以降は無償となっている。

「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」に加えて「地域型保育」 も無償化の対象となる。

なお、以上については、内閣府およびこども家庭庁のホームページ、 同掲載資料等に基づいて取りまとめたものである。

(2) 子ども医療費助成制度の拡充

ア 子ども医療費の助成の経緯

法律上、就学前の子どもの医療費の自己負担額は2割(8割は公的医療保険が負担)である。平成14年(2002年)から、3歳未満の乳幼児のみを対象としていたが、平成20年(2008年)以降、「就学前のこども」にその対象範囲を拡大した。

子どもの健康増進、子育て世帯の経済的な負担の軽減や住民サービスの向上といった観点から、地方自治体において、子どもの医療費の助成を政策的に行う流れが加速しており、令和4年(2022年)4月1日時点で、全ての都道府県および市町村に乳幼児の医療費を助成する制度が存在する(こども家庭庁 令和4年度・5年度「こどもに係る医療費の援助についての調査」より)。

令和5年(2023年)4月1日時点で、都道府県における支援は、通院が就学前まで、入院が満15歳に達する日以降の最初の3月31日(中学校卒業)までが最も多く、市区町村で見ると、通院、入院ともに満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(高校卒業)が最も多いという統計になっている。

北海道が実施する医療費助成は、通院については「就学前のこども」まで、入院については「12歳年度末(小学校)」までを対象

とし、通院・入院のいずれについても所得制限が課されているほか、 一部自己負担がある。

イ 函館市における子ども医療費助成の流れ

函館市では、本監査対象年度の令和4年度(2022年度)については、入通院のいずれも「中学校三年生まで」、すなわち15歳年度末(中学校)までとしており、対象範囲については、既に北海道より手厚い形となっていた。なお、所得制限が設定されており、通院については一部自己負担であったが、入院については自己負担がなかった。

そして、令和5年(2023年)4月1日診療分から、函館市は、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度について、子ども医療費助成制度の対象年齢をそれまでの「中学校三年生まで」から「高校三年生まで」、すなわち18歳年度末まで拡大したほか、それまで行っていた保護者の所得による受給資格の制限を廃止し、自己負担も生じないこととなった。

他の自治体を見ると、函館市と同様の枠組みの自治体も少なくないものの、対象を15歳年度末や12歳年度末と設定しているところや、一部自己負担を設定しているところも多く、函館における子ども医療費の助成は、全道、あるいは全国的に見ても手厚いものである。

(3) 函館市が目指す子ども・子育て支援

函館市では、令和4年(2022年)に生まれた子どもは1,083人である。これは過去最小であり、全国や全道と比較しても出生率が低い傾向が続いている。人口減少は函館市にとって極めて大きな課題であり、第2期函館市子ども・子育て支援事業計画を中心として、第1期計画に引き続き、地域社会全体で力を合わせ、子育て世代が安心して子どもを生み育てやすい環境を整備すべく、保育や教育環境を充実させており、さらに、第2期計画の時点には盛り込めなかった施策等も機動的に検討および実施している。上記の子ども医療費助成の拡大もその一つである。

また、函館市長の令和5年(2023年)6月補正予算発表の記者 会見や同定例会での市政執行方針においても、函館市が少子化対策や、 子ども・子育て支援にいかに注力しようとしているのかという姿勢が しっかりと打ち出されている。

具体的には、令和5年度(2023年度)補正予算編成においては、まさに喫緊の課題である人口減少問題への対応として「子どもを安心して育てていくことができる環境の整備」を「直ちに実施しなければならないもの」と述べ、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、子どもを持ちたいと望む者がその希望を叶えることができるよう、令和6年度(2024年度)から、保育所や認定こども園における第2子以降の保育料の完全無償化や、小学校へ入学した子ども1人10万円の入学祝金の支給に向けたシステム改修などの準備に着手すること、保護者の負担のさらなる軽減を図るべく、学童保育料の児童1人あたりの軽減率の引き上げ、私立学校等への運営助成の拡充に取り組むと述べている(函館市長の令和5年(2023年)6月補正予算発表記者会見からまとめたもの)。

このような姿勢は、少子化問題という喫緊の課題を正面から受け止め、地方自治体として取り組むべきことを真摯に検討・実施しようというものであり、今後の展開が期待される。

第4 監査対象事業の選択について

1 本監査の基本方針の確認

本監査は、近時の少子化問題への自治体の対応はどのようなものになっているか、という問題意識から出発する。

そこで、子ども・子育て支援に関する函館市の事業を監査の対象とするが、「子ども」を民法上の未成年とした場合には、その対象は0歳から18歳に達するまでと非常に幅広く、それに対応した子育てに関する事業も極めて多くなってしまう。このことは、子ども・子育て支援がいかに各種様々な側面からのアプローチが必要であるかの証左でもある。

また、子ども・子育てに関する事業の中でも、例えば児童手当などは、確かにその予算規模は非常に大きいものであるが、国の法令に基づいて自治体の裁量なく運用がなされるものであり、通常の内部監査等で適時適正になされているものである。

未就学児の子育ては、とりわけ第1子の保護者にとっては初めての経験であり、様々なサポートが必要となる。そこで、本監査においては、少子化問題への対応の一つの切り口、視点として、「未就学児を対象とした事業」を監査対象の中心とすることとした。

そして、未就学児を対象とした支援事業が必要十分なものであるか、 効率的で適正な事業執行がなされているか、また、真に市民のニーズに 適ったものになっているか、という観点から、特に監査の必要性が高い と考えた事業を中心として、各事業を監査した。

このように、未就学児の子育て支援という基準により、小学生以上を 主たる対象とする事業については、今回の監査対象から除外することと した。したがって、例えば、就学児童を主たる対象とする児童館運営に 関する事業などの監査は行っていない。

また、子ども・子育て支援においては、子育てを行う保護者を主たる 受益者とする事業も必要不可欠であるが、DV関連事業やひとり親支援 に関する事業については、子ども・子育て支援の観点よりも男女共同参 画等の視点からの分析・検討が必要となることから、本監査においては 対象としなかった。

2 対象事業

上記のような観点から選定・監査を実施した事業は、次の各事業である。

・地域における子育て支援に関する事業(第3章 第2)

No.	事業名	事業の概要	監査結果
1	ファミリー・ サポート・ センター事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(提供会員)が会員登録し、育児について助け合う会員組織の事業で、子育て家庭の支援を行う	意見1
2	地域子育て 支援拠点事業	子育て家庭における子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、親子等の交流の場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う	意見2 意見3 提言1
3	子育て支援隊事業	子育て家庭における子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため、コーディネーターを配置し、ケースマネジメントや関係機関との連携を図るとともに、子育てに関する悩みの傾聴や子どもとの遊び方の助言のほか、各種サービスに係る情報提供等を行う子育て支援員が家庭訪問する	意見 4 意見 5
4	子育てアドバイザー 活用推進事業	子育てに関する専門的な知識な技能を有し、地域において積極的なボランティア活動を行う子育てアドバイザーを活用し、子育て家庭を支援するとともに、その自主的な活動を促進する	意見 6 意見 7
5	子育て支援 ネットワーク事業	子育て支援に係わる市民団体や専門機関など16団体に函館市子ども未来部を加えた17団体により「函館市子育て支援ネットワーク」を構成し、市民と協働して子育て支援を推進するため、地域の子育て力の向上や子育て支援の機運を高めるためのイベント、研修会等を実施する	意見8
6	子育て支援短期利用事業 (ショートステイ事業)	保護者が病気、出産、冠婚葬祭等で一時的 に子どもの養育が困難となった場合に、7 日間以内、保護者に代わって保育する	意見9 意見10
7	トワイライトステイ事業	保護者が急な残業などの理由により、夜間に不在となり、子どもの養育が困難となった場合やその他緊急の用事ができた場合に、保護者が帰宅するまでの間、施設で夕食を提供し、保育する	意見11 意見12
8	子育てアプリ	子どもや子育て家庭を対象としたイベント情報や各種手当等の申請案内のお知らせなど、子ども・子育て支援に関する情報をスマートフォン向けアプリにより配信する	指摘 1

9	一時預かり事業	(一般型) 保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合等に、保育所等で一時的に保育する (幼稚園型) 幼稚園に在籍する幼児で教育課程に係わる教育時間前後や休日等において、希望する児童を預かる	意見13
1 0	延長保育運営補助事業	保護者の就業形態の多様化等に対応するため、通常の開所時間を超えて、30分から3時間まで、保育所等の保育時間を延長する	
1 1	病児保育事業	保護者が就労している場合などにおいて、 子どもが病気の際に、家庭で保育ができな い保護者に代わって、医療機関に近接した 施設で一時的に預かり、保育する	指摘 2 意見14
1 2	特定教育・保育 質向上事業給付金	各施設がより特色のある教育・保育を実践する等、多様な教育・保育サービスを提供するために、国の定める必要な職員数を超えた保育士、幼稚園教諭および保育教諭等の配置に対し支援を行う	
1 3	保育体制強化 事業費補助金	保育士の業務負担の軽減を図ることによって、保育士が働きやすい職場環境を整備するために、清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意等、保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置に対し支援を行う	
1 4	低年齡児保育対策事業 (認可外保育施設)	認可保育所の補完的役割を担う認可外保育 施設において、委託により低年齢児保育を 実施する	

・母子の健康確保と増進に関する事業(第3章 第3)

No.	事業名	事業の概要	監査結果
1	すくすく手帳	子どもが生まれてから就学するまでの子育 てに関する様々な制度や相談・支援の窓口 のほか、公共施設や商業施設を含め、市内 において、おむつ替えや授乳・調乳のコー ナーの設置情報を掲載した情報誌「すくす く手帳」を作成し、すべての出生世帯と就 学前児童を持つ転入世帯に配布する	意見15
2	助産施設 (入院助産制度)	経済的な理由により入院助産を受けること が難しい妊産婦を認可した助産施設に入所 してもらい、出産に要する費用を助成する	意見16 意見17
3	出生祝記念品事業	赤ちゃんの誕生を祝うとともに、お子さん の健やかな成長を願い、市からの記念品と して道南スギを使用した積み木を贈る	指摘3
4	女性相談事業	保護または自立のために援助を必要とする 女性に係る生活全般の問題について相談に 応じ、必要な指導を行う	
5	女性相談委託事業	上記事業を外部委託により行う	意見18

6	マザーズ・サポート・ ステーション事業	子育て世代が抱える妊娠、出産、子育て等に関する相談に対し、専任の相談員がワンストップで対応し、必要に応じて関係機関と連携し、切れ目のない支援を実施する	指摘 4 意見19
7	産後ケア事業	出産後、母親と乳児が少しでも安心して過ごせるよう助産師等が産後の体調管理や育児をサポートする	指摘 5 意見20
8	定期予防接種事業	感染症予防のため、定期の予防接種を実施 する	
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは 赤ちゃん事業)	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を子育てアドバイザーや保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や相談等に対応する	指摘6

・その他の事業 (第3章 第4)

No.	の他の事業(第3草 第4 事業名	事業の概要	監査結果
1	養育費確保支援事業	母子および父子ならびに寡婦福祉法に基づ く養育費について、(児童扶養手当の申請 時などに)周知・啓発を図る	指摘7 意見21
2	子ども家庭総合 支援拠点事業	18歳未満の子どもやその家庭、妊産婦などを対象に、子どもについての相談への対応や、児童虐待の疑いがあった場合の調査のほか、ヤングケアラーについての相談・支援に対応するなど、関係機関と連携を図りながら、子どもに関するあらゆることを総合的に支援する	提言 2
3	養育支援訪問事業	家庭における子どもの適切な養育環境を確保するため、児童の養育に関して、保護者を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、保健師や家庭児童相談員、ヘルパー等が訪問し、子どもの養育に関する指導や助言を行う	
4	障害者自立支援 医療費事業	障害者総合支援法第58条第1項(自立支援医療費の支給)に基づいて、身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、当該児童に対して、生活の能力を得るために必要な医療を給付	
5	実費徴収に係る 補足給付事業	幼稚園・保育所・認定こども園を利用する 低所得世帯・多子世帯に対して、保護者が 支払うべき副食材費、日用品、文房具等の 購入費用や行事への参加に必要な費用の一 部を補助する	提言 3
6	子ども医療費助成	子どもの保険診療にかかる医療費を助成する	提言 4
7	地域組織活動費 補助事業	子どもの健全な育成を図るため、母親の連 帯組織など児童健全育成に寄与する自主的 な団体の活動に対して補助する	提言 5
8	保育所地域活動運営費 補助事業	地域において多様化する子育て支援に関するニーズに対応するため、地域に開かれた 社会資源として、保育所が有する専門的な 機能を活用し、世代間交流や育児講座など に対して補助する	

第3章 各事業の概要および監査の結果

第1 はじめに

本監査の対象となる各事業は、第2期函館市子ども・子育て支援事業計画に含まれる。そのうち、本監査の対象とした事業の多くは、同計画が示す施策の方向の「1 地域における子育て支援」および「2 母子の健康確保と増進」に含まれるものである。

そこで、以下では、①地域における子育て支援に関する事業、②母子の健康確保と増進に関する事業、そして③その他の事業の順に整理することとした。

以下の各事業の概要において用いられている数値は、特段の記載がない限り、函館市の担当部局から開示を受けた資料に基づく。

第2 地域における子育て支援に関する事業

|1 ファミリー・サポート・センター事業|

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、子ども・子育て支援法、児童福祉法であり、函館市については、函館市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱である。

財源として、国および北海道から、子ども・子育て支援交付金 (それぞれ総事業費の3分の1ずつ)が交付されている。

所管は、子ども未来部子どもサービス課である。

イ 事業の目的

本事業は、女性の社会進出や核家族化の進行から、労働者が仕事と育児を両立できる環境の整備を図るとともに、地域の子育て支援を行うことにより、労働者および児童の福祉増進を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

ファミリー・サポート・センター事業は、市内に在住する 0 歳から小学 6 年生までの育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織において、その会員間で仕事と育児との両立支援のための相互援助活動等を行うものである。

本事業は、社会福祉法人函館市社会福祉協議会を委託先とする。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	17, 244, 278	18, 594, 920	18, 323, 506

オ利用者等の実績

直近3年間の利用実績は、次のとおりである。

(単位:件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件 数	4, 758	5, 022	3, 968

カ 事業の概観

- (ア) 相互援助活動の例としては、保育施設への送り迎え、保護者が 買い物などの外出の際に子どもを預かること、保護者の病気や冠 婚葬祭等の急用時に子どもを預かることなどである。
- (イ) ファミリー・サポート・センターは、会員の募集・登録、会員 同士の相互援助活動の調整、会員に対して活動に必要な知識を提 供する講習会の開催、会員同士の交流と情報交換のための交流会 の開催、保育所や医療機関など子育て支援関連施設・事業との連 絡調整などの業務を行う。
- (ウ) 依頼会員が援助の依頼を行い、提供会員が援助活動を実施する。 活動後、依頼会員が提供会員へ活動報酬を支払う。活動報酬は、 平日の7時~21時の間は、30分300円で、上記以外の時間、 土・日曜日、国民の祝日等および軽度の病気の場合は、30分 350円である。

また、提供会員には外出1回につき500円の交通費が支出される。

(エ) 同事業は、社会福祉法人函館市社会福祉協議会に委託されており、函館市が委託料を同会に支払って事業を運営している。委託料は、函館市ファミリー・サポート・センター管理運営業務委託契約書に定められている。委託料は事務費と加算分に分かれ、事務費が大きなウエイトを占め、前払いされることとなっている(例えば、令和4年(2022年)の決算額は、1,832万3,506円であるが、同契約書では事務費は1,476万9,806円と定められ、前払いされている。)。ただし、その事務費は、同会が函館市に見積書を提出し、その金額をもとに算出されている。見積書において、事務費の具体的な項目が分かるようになっている。

(オ)本監査にあたり、函館市社会福祉協議会の視察を行った。上記 の取組は、労働者が仕事と育児を両立できる環境の整備に役立ち、 労働者および児童の福祉増進を図ることに繋がるなど、重要かつ 意義の大きな事業である。

(2) 監査の結果

【意見1】

提供会員の増員が必要であり、提供会員の確保に向け、活動報酬の増額の検討や積極的な周知・広報・勧誘等を要望する

ア 本事業の需要が大きいこと

令和4年度(2022年度)の依頼会員の数は1,630人であったのに対し、提供会員の数は137人(うち、依頼会員と提供会員の両方を兼ねている会員が20人)に留まっている。すなわち、依頼会員の数に比して、提供会員の人数は10分の1に満たない状況にある。

令和4年度(2022年度)の活動件数は3,968件と一日当たり10件を超えており、提供会員一人あたり年28件という依頼をこなさなければならないことになる。

また、提供会員の高齢化も進んでいる。平成28年度(2016年度)の「ファミリー・サポート・センター事業に関するアンケート結果」によると、回答をした提供会員のうち、59%が60歳以上、30%が50代、11%が40代であり、30代以下はいなかった。提供会員の高齢化が進めば、本事業が成り立たなくなる恐れがある。また、提供者に過度な負担が掛かれば事故等を誘発し、子どもの安全を脅かす可能性があり、事業の目的を果たすことができない事態となる。

そのため、提供会員になってもらえる次世代の人材を確保することが本事業の課題であると考える。

イ 周知・広報・勧誘等の現状

広報については、依頼会員に関しても、提供会員に関しても、チラシ(依頼会員と提供会員のチラシは別のものを作成している。) を配布することを中心として、広報活動を行っている。 依頼会員については、こんにちは赤ちゃん事業における訪問の際の配布、「すくすく手帳」への掲載、全保育園への配布、新一年生になるタイミングでの小学校における配布など、育児の援助を受けたい者への広報活動は一定程度行っている。

他方で、提供会員については、チラシの配布や函館市のホームページでの掲載により行っているが、前述したとおり、提供会員の人数がもともと少ないことに加え、高齢化が進んでおり、効果的な広報活動ができているかを一度見直す必要がある。

なお、現在の広報活動では、チラシには提供会員のやりがいや具体的な職務内容を記載しているが、ホームページでは手続きについての説明のみの掲載となっている。

ウ ボランティアに頼ることの限界

提供会員には、外出1回につき500円の交通費と、平日には30分300円、それ以外の時間には30分350円の活動報酬しか支払われていない。これは、提供会員の活動の対価には到底見合わないものである。

しかしながら、提供会員の活動報酬を増額し、その増額分を依頼 会員に負担させると、今度は依頼会員の減少を招く可能性がある。

そのため、提供会員の活動報酬の増額分については、委託料の増額により、国および自治体が負担することが望ましい。

提供会員の人材の確保のためには、活動の対価を適切に評価し、 活動報酬の増額を検討することも必要であると考える。

工 意 見

次世代を担う提供会員の確保・増員は、本事業の安定的な継続に 必要不可欠である。

提供会員数を増やすため、活動報酬の増額の検討とともに、効果 的な周知や広報、勧誘等を積極的に行うことを要望する。

2 地域子育て支援拠点事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、子ども・子育て支援法、児童福祉法であり、函館市については、函館市地域子育て支援拠点事業実施要綱である。

財源として、国および北海道から、子ども・子育て支援交付金 (それぞれ総事業費の3分の1ずつ)が交付されている。

所管は、子ども未来部子どもサービス課である。

イ 事業の目的

本事業は、保護者が有する子育ての不安感などの緩和と子どもの 健やかな育ちを促進するため、乳幼児およびその保護者が相互に交 流を行う「地域子育て支援拠点事業」(いわゆる「子育てサロン」) を開設し、子育て相談・情報提供等の援助を行うことによって、地 域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

(ア) 施設の配置等

本事業の実施施設は、全部で13施設であり、公立の認定こども園を除く12の施設は、認定こども園等を運営する社会福祉法人や学校法人を委託先としている。

13の施設は、中央認定こども園子育でサロン(中央認定こども園内)、亀田港子育でサロン(認定こども園 函館亀田港保育園内)、美原子育でサロン(認定こども園 函館美原保育園内)、石川子育でサロン(認定こども園 函館石川保育園2階)、鍛治さくら認定こども園子育でサロン(鍛治さくら認定こども園内)、深堀子育でサロン(認定こども園 函館深堀保育園内)、赤川認定こども園子育でサロン(赤川認定こども園内)、大谷港子育でサロン(函館大谷短期大学附属港認定こども園内)、函館花園子育でサロン(函館花園認定こども園内)、函館短期大学つどいの広場(函館短期大学内)、大森浜子育でサロン(道営住宅「であえ〜る大森浜団地」内)、南かやべ認定こども園子育でサロン(認定こども園内)、つつじ子育でサロン(認定こども

園 函館市つつじ保育園内)である。

(イ) 事業の実施内容

子育てサロンは、子育て中の親と子が、気軽にかつ自由に利用できる交流の場を提供し、子育て親子間の交流を深める取組など地域支援活動を実施するものである。

具体的には、子育てに不安や悩みを持っている子育て親子に対する相談、援助の実施や、子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報提供を行う。

その他にも、子育て親子や将来的に子育て支援に携わるスタッフとして活動をすることを希望する市民などを対象として、月1回以上、子育ておよび子育て支援に関する講習などを実施している。

各施設は、子育てサロン設置の目的の達成のため、個々に様々な工夫をして、各種イベントやサークル活動などを提案・実施している。

(ウ) まめっこサロン

平成22年度(2010年度)で廃止となった子育てサポート 教室事業の代替であり、平成23年度(2011年度)からは出 張サロン(まめっこサロン)を実施している。

会場は、出張サロン(木直会館 年7回、大船会館 年7回)、あそびの広場(柏野会館 年3回、なとわ・えさん 年1回、中浜会館 年3回)、まめっこサロン(桔梗町会館 年9回、神山町会館 年9回、末広町会館 年9回、乃木町会館 年8回)である。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	85, 612, 957	99, 240, 000	101, 837, 000

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績は、次のとおりである。

≪子育てサロン別利用実績件数≫

(単位:件)

子育てサロン名	R2年度	R 3年度	R 4年度
中央認定こども園子育てサロン	2, 542	2, 230	1,095
亀田港子育てサロン	2,011	1,970	1,678
美原子育てサロン	1,880	1,552	2, 414
石川子育てサロン	905	452	634
鍛治さくら認定こども園子育てサロン	1,850	1,611	1, 575
深堀子育てサロン	1,642	1, 262	1, 288
赤川認定こども園子育てサロン	1, 754	1,885	1,717
大谷港子育てサロン	545	663	998
函館花園子育てサロン	1,608	1, 783	1,863
南かやベ認定こども園子育てサロン	302	197	106
函館短期大学つどいの広場	1, 350	1,613	1, 353
大森浜子育てサロン	1,897	1,656	1,522
つつじ子育てサロン	189	794	464
合 計	18, 475	17, 668	16, 707

≪活動内容別実績件数≫

(単位:件)

活動内容	R2年度	R3年度	R 4 年度
来園相談	4, 684	4,886	4, 425
電話相談	1, 249	996	842
訪問相談	118	58	0
保護者同士の交流	11,615	10, 567	10, 375
ミニ講演会	809	1, 161	1,065
合 計	18, 475	17, 668	16, 707

カ 事業の概観

- (ア) 市内13カ所の子育てサロンは、事業実施内容に定められた範囲内で、各々に工夫を凝らして様々なイベントや企画、勉強会や研修などを実施している。
- (イ)子育でサロン毎に利用者数の違いが生じているが、これは、当該子育でサロンの立地条件(子育で世代が多く居住する住宅地であるかどうか、公共交通機関や道路などアクセスしやすい場所に

あるかどうか等)といった外形的な理由のほか、当該子育てサロンが用意しているイベント等に誘引力があるかなどに影響を受けていると考えられる。

(ウ)子育てサロンは、保育園や幼稚園を利用する前の段階の乳児等を育てている保護者、とりわけその乳児が第一子である保護者にとって、経験豊富なスタッフによるアドバイスなどを受けて子育ての不安を解消したり、同じような不安・悩みを持つ保護者間の繋がりやネットワークを構築し得る重要な施設であり、地域の子育て支援機能として、極めて大きな役割を果たしている。

キ 利用状況について

- (ア)子どもの成長、発熱した場合の対応、食事がうまくいかない、 寝つきが悪い、授乳の悩み、仕事との両立、ワンオペ育児の大変 さなどの育児相談が多い。相談のためだけに子育てサロンを利用 するだけではなく、気分転換を兼ねている利用者も多い。相談に ついては、世間話の中で受けることが多く、電話での相談も少な いながらもある。
- (イ)監査人および監査補助者が訪問した際には、0歳児のサークル活動が行われていた。利用者は、子育てサロンの職員と気軽に気兼ねなく話せる点を評価していた。子育てサロンの職員との人的関係性を重視しており、「サロンに行けば、某先生と会える」という点が、より利用しやすい環境となっているようである。また、自宅から近いため、気軽に子育てサロンに通所できると述べる利用者もいた。
- (ウ) 子育てサロンの職員が利用者と世間話や育児と関係の無い話をする流れのなかで育児相談も気軽にできるようにしている。利用者側も、子育てサロンの職員や他の利用者と会話をすることで、育児不安やストレス解消ができ、子育てサロンの職員と会うことも楽しみにしている様子であり、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりという目的は果たせている。
- (エ)子育てサロン毎に、イベント(季節行事、散歩等)を開催して

いる。「令和4年度子育てサロンアンケート集計結果」(回答者数293名)において、97%の保護者は、参加したいイベントがある、と回答しているが、82%の保護者はイベントに参加したことはなく、そのうちの52%は、イベントがあることを知らなかったため参加したことがない、と回答している。

(2) 監査の結果

【意見2】

広報について、利用者目線に立った工夫をされたい

ア 広報の現状について

子育てサロンの広報としては、函館市のホームページ上に「子育 てサロンのご案内」という専用のページが用意されている。

しかし、初めて子育てサロンを利用しようとする者の視点から見ると、その情報量不足が否めない。知り合いがいなくても大丈夫か、いきなり親子で遊びに行って良いのか、何か持って行かなければならないのかなど、初めて利用しようとする市民の目線をイメージすることによって、より必要な情報提供、アクセスへの心理的障壁の低減が図ることができると思われる。

また、「子育てサロン一覧」もただの一覧表に過ぎず、一覧表の サロン名、住所を一つずつ確認していかなければ、家に一番近い子 育てサロンがどこなのかがわからない。子育て中の保護者に対して、 情報の確認が必要になるなどの負担がより少ない情報提供という観 点から、例えば、各子育てサロンの場所を示した市内の案内図を掲 載することも検討するべきである。

「令和4年度子育てサロンアンケート集計結果」には、広報活動が不十分という意見も散見された。市政はこだて、子育てアプリ、ホームページ、SNS等の活用をすべきである。また、子育てサロン毎にイベントが異なることから、サロン便りやイベント情報はホームページ等で告知する工夫も必要である。

イ 意 見

函館市のホームページは、市民が地域の情報に手軽にアクセスで きる入口であることから、市民目線を意識した情報取得のための負 担が少ない情報提供といった観点から、真に必要な情報をわかりやすく提供することを検討されたい。

【意見3】

予算計上に当たっては、社会事情の急激な変化へ対応するなど、事業者に負担を掛けないような配慮をされたい

ア 予算が横ばいであること

本事業の令和4年度(2022年度)の決算額は1億183万7,000円、令和5年度(2023年度)の予算額は1億183万8,000円であるので、令和4年度(2022年度)に実際に必要とした金額に比較して、令和5年度(2023年度)の予算額は1,000円増加したのみである。

イ 社会情勢の急激な変化

現在の社会情勢では、光熱費が値上がりし続けており、午前9時から午後5時まで8時間開所している子育でサロンにおいては、今後、光熱費の支払金額が一層増加することが見込まれる。

子育てサロンは、乳児や幼児を対象としている事業であるので、いかに各事業者が工夫をしたとしても、冬季の暖房費等の光熱費を節約することは難しい。また、この数年来の物価高騰により、乳幼児が遊ぶ玩具も値上がりしている。

ウ 意 見

予算を検討するにあたっては、光熱費や物価の上昇といった現代 日本社会の急激な状況の変化を折り込み、事業者に負担を強いるこ とがないようにすることを求める。

【提言1】

子育てサロンの増設や開設時間・曜日の拡大を検討されたい

ア 増設のニーズ調査の必要性

現在、函館市内には13か所の子育てサロンの拠点がある。

現状の設置数・設置場所はある程度バランスが取れているように 思われるが、利用者の中には、自宅から近い子育でサロンを望む者 も少なくないようであり、適切なニーズ調査を行った上で、増設も 検討されたい。

イ 夜間の子育てサロンの開設等

「第2期函館市子ども・子育て支援事業計画」における「1 地域における子育て支援サービスの充実」では、施策の方向として「夜間の多世代型子育てサロンの開設」を挙げているが、未だ夜間の子育てサロンは開設されていない。なお、令和3年度(2021年度)にモデル事業として子育てサロンと類似の事業を実施した際には、「夜間は集まりづらい」との声もあったようであるが、令和3年度(2021年度)は新型コロナウイルス感染症の影響が大きい時期でもあり、現在とは状況が異なっている。子育てサロンの利用者を増加させ、孤立化を防止するという観点からは、夜間の子育てサロンの開設も検討に値するものと思料されることから、適切なニーズ調査を行うべきである。

さらに、「令和4年度子育でサロンアンケート集計結果」では、 仕事をしている利用者などから、土日の利用を希望する声もあった。 現状では、土曜日は、美原子育でサロンのみが不定期に利用可能と なっていることに留まっており、日曜日に利用可能なサロンはない。

ウ提言

今後、恒常的に土曜日の利用が可能な子育でサロンや、日曜日に も利用できる子育でサロンを開設することが望ましいことから、これらについて要望する。

3 子育て支援隊事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、子ども・子育て支援法および児童福祉法であり、函館市については、函館市地域子育て支援拠点事業実施要綱であるる。

財源として、国および北海道から、子ども・子育て支援交付金 (それぞれ総事業費の3分の1ずつ)が交付されている。

所管は、子ども未来部子どもサービス課である。

イ 事業の目的

子育て世帯の孤立化を防ぎ、子育てに関する不安の解消を図り、 地域全体で子育て世帯を支えていくという仕組みづくりの観点から、 地域子育て支援拠点の機能強化として、乳幼児を養育している家庭 へ研修を受けた「子育て支援員」が訪問し、保護者が育児に対する 自信を持てるように支援することによって、家庭の福祉の増進に寄 与することを目的とする。

ウ 事業の内容

平成26年度(2014年度)から開始された事業である。

認定こども園函館美原保育園内において美原子育でサロンを運営する法人(社会福祉法人 育星園)が、支援を行うコーディネーターと子育で支援員を養成し、家庭訪問を実施することにより、子育でサロンに来ることができない子育で中の親子に対して、育児相談等の子育で支援を実施する。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	1, 234, 810	1, 484, 000	1, 517, 000

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績は、次のとおりである。

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件 数	149	183	197

なお、コロナ禍以前の平成30年度(2018年度)の利用実績は、307件である。

カ 事業の概観

平成26年度(2014年度)から開始された事業である。

支援の内容としては、保護者の育児に関する疑問や苦労話などを 子育て支援員が受容的に傾聴することで子育てに寄り添いながら、 適切なアドバイスや利用可能な情報提供を行うというものである。

このような働き掛けは、保護者の子育てに対する不安・悩みの解消や意欲の向上、育児ストレスの低減・解消、ひいては児童虐待の未然の防止に繋がるなど、非常に重要かつ意義の大きな事業である。

(2) 監査の結果

【意見4】

利用実績・実施件数に応じた適切な委託料が事業者に支払われるよう、契約の在り方を見直すことを検討されたい

ア 利用実績が委託料に反映していないこと

本事業は、認定こども園函館美原保育園内で美原子育でサロンを 運営する社会福祉法人育星園に委託して実施しているものである。

過去の利用実績と委託料の対応関係をみると、令和4年度(2022年度)は実施件数197件に対して決算額は151万7,000円であり、1件当たりの委託料が7,700円となる。これに対して、令和2年度(2020年度)では約8,287円(実施件数149件に対して決算額123万4,810円)、令和3年度(2021年度)では約8,109円(実施件数183件に対して決算額148万4,000円)である。

これは、後述の委託契約の内容として、年度毎の委託料が実施件数に関わらず予め定められることによる。その結果、実施件数が増えるほど、1件当たりの単価が安くなってしまう。

イ 事業の内容を適切に評価すべきであること

本事業の重要性、意義の大きさは「(1) カ 事業の概観」により 指摘したとおりであるが、戸別訪問の実施にあたっては、各家庭ま での交通費を要することはもちろん、訪問時の面談時間なども個別 類型によっては相当長時間に及ぶことなども想定される。

このことについて、委託料は利用人数による単価契約ではなく、 運営経費として人件費、訪問交通費等を計上しており、実費額が委 託料を下回る場合、実費額で精算される旨の説明がなされている。

しかし、本事業は、実質的には、戸別訪問を行う事業である。

委託先事業者が積極的に本事業を実施すればするほど、結果的に は利用毎の個別単価が下がるという契約の在り方は、委託先事業者 の事業継続のモチベーションを低下させるものであり、また、研 修・養成を受けたコーディネーター、子育て支援員の労力を適切に 評価していないとも見られる。

ウ 意 見

本事業契約にあたっては、その実施内容を適切に評価した上で、 実施件数に応じた委託料が支払われるよう、契約の方法を検討する ことを求める。

【意見5】

委託先事業者を増やすような働きかけ等を検討されたい

ア 事業対象家庭は全市に及ぶこと

本事業の委託先は、美原子育てサロンを運営する社会福祉法人育 星園のみである一方、本事業の対象となる家庭は全市におよぶもの である。

イ 実施事業者が多いことのメリット等

一つの法人に本事業を集中・集約させることに、特にメリットはない。本事業の利用後、子育てサロンを利用する場合は、近くの子育てサロンになることから、多くの子育てサロンが本事業の委託先となることにより、本事業から子育てサロンの利用に至るまで、地域に密接し、一貫した支援を行うことが望ましい。

そうしたことにも関わらず、現時点で本事業に他の法人が参入し

ていない理由としては、上記「意見4」で指摘した委託料の設定も影響していると考えられる。

ウ 意 見

より個別の地域に密接した事業の実施という観点から、上記「意見4」で指摘した委託契約の在り方・方法の見直しも含め、委託先を増やす働きかけなどの工夫・検討がなされることを求める。

4 子育てアドバイザー活用推進事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管 本事業の根拠となる法令等はない。 全額一般財源により実施している。 所管は、子ども未来部次世代育成課である。

イ 事業の目的

平成19年度(2007年度)から平成24年度(2012年度)まで実施した子育てアドバイザー養成事業において、養成・認定した子育てアドバイザーを、地域における様々な子育て支援の場で積極的に活用し、地域の子育て力の向上や子育て支援の推進を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

函館市が実施する子育て支援に関わる事業における活用がメイン であるが、その他の事業(離乳食教室、就学指導)においても活用 されている。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	77, 900	154, 150	223, 560

オ 利用者等の実績

直近3年間の子育てアドバイザー活用実績は、次のとおりである。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子育て支援事業	66	144	214
その他の事業	9	26	27

(延べ活動人数)

カ 事業の概観

函館市で実施する子育て支援事業や、4か月児健診などに子育て アドバイザーを活用する事業である。

事業費は、報償費および役務費に区分され、報償費は1回の活動に当たっての交通費として1,000円、役務費はボランティア活動保険料として子育てアドバイザー1人あたり350円となっている。

(2) 監査の結果

【意見6】

次世代を担う子育てアドバイザーの養成について、前向きに検討 されたい

ア 子育てアドバイザーの養成・認定が終了していること

本事業は、平成19年度(2007年度)から平成24年度(2012年度)まで実施していたアドバイザー養成事業において、 養成・認定した子育てアドバイザーを活用しての事業である。

しかし、アドバイザー養成事業が終了して既に10年余りが経過しており、アドバイザーの人数は年々減少している。具体的には、平成30年度(2018年度)は37名であったが、令和4年度(2022年度)では27名である。

イ 意 見

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、制約を受けていた 事業が再開する傾向にあることや、より手厚い地域の子育て力の推 進という本事業の目的に照らすと、次世代に向けて子育て支援アド バイザーを育成する必要性があると考えられるため、積極的な検討 を求める。

【意見7】

本事業の担い手の拡大について検討されたい

ア 子育てアドバイザーの養成・認定がなされていないこと 本意見は、上記「意見6」とその問題意識において共通するもの である。 本事業が「子育てアドバイザー」の活用を推進するものである以上、その担い手は、函館市の事業を通じて養成・認定を受けた子育てアドバイザーに限定されることになる。しかしながら、現実には、子育てアドバイザーの養成事業は終了しており、新たな子育てアドバイザーが養成・認定されることはない。

イ 市民参加の機会の重要性

新たな子育てアドバイザーの養成を実施しないということは、ボランティアで自身の子育ての経験を活かしたい、今度はアドバイスや支援をする側に回ってみたい、あるいは地域の子育て力の担い手となりたいといった市民の参加の機会を失わせることにもなる。

ウ 意 見

函館市が子育てアドバイザーの養成・認定を行わなくなってから 既に10年余りが経過しており、求められる資質・能力・知識など も、時代の変化に応じて大きく変化している。

本事業の担い手を、「子育てアドバイザー」に限定しない、とい うのも一つの方策であり、「意見6」と併せて検討されたい。

5 子育て支援ネットワーク事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管 本事業の根拠となる法令等はない。 全額一般財源により実施している。 所管は、子ども未来部次世代育成課である。

イ 事業の目的

市内で活動する子育て支援に関係する団体等との交流や、情報交換等を円滑に行うための連携体制の整備・充実を図り、官民協働による子育て支援を推進することを目的とする。

ウ 事業の内容

子育て支援に関わる研修および研究のほか、イベント等の実施。

- (ア)新型コロナウイルス感染症が拡大する前の平成30年度(2018年度)の決算説明資料によると、年に1回全体会議が開催されたほか、各団体が研修部会・広報部会に分かれたうえで、年に6回専門部会が行われて、各事業を計画・実施していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大後は開催を控えており、令和4年度(2022年度)は、全体会議が1回開催されるに留まっており、専門部会は開かれていない。
- (イ) 令和元年度(2019年度)の決算説明資料によると、「子育 てネットらんど」という名称で、年に1回、団体間の交流と市民 へのPRを兼ねてネットワーク参加団体による合同イベントを開 催していた。令和元年度(2019年度)では、「ワイワイたの しく親子DEスマイル」というテーマで、伝承遊びコーナー、絵 本コーナー、赤ちゃんコーナー、ワイワイコーナー、おやこでつ くろう等のイベントを開催し、参加者数も136名と多く人気の イベントであったと思われる。しかし、令和2年度(2020年 度)から新型コロナウイルス感染症の影響により中止している。
- (ウ) ネットワークの会員相互の交流、団体同士のネットワーク強化 を図るため「子育て支援ネットワーク研修」を行っている。平成

30年度(2018年度)の決算説明資料によると、テーマを「読書と子育て」および「施設見学」として、年に2回、子育て支援ネットワーク研修が行われ、合計69名が参加しており、参加者の興味が高い研修であったと思われる。しかし、令和3年度(2021年度)以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止としている。令和5年度(2023年度)においては、1回開催している。

(エ) 年に1回、構成団体の活動等を掲載したパネルを総合保健センターに展示し、団体の活動を周知している。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	48, 840	5, 500	2, 152

オ 参加者の実績

直近3年間の参加者数は、次のとおりである。なお、令和2年度(2020年度)は、子育て支援ネットワーク研修「パワーオブタッチ」の参加者数である。令和2年度(2020年度)から令和4年度(2024年度)は、子育てネットらんどは開催されていない。また、令和3年度(2021年度)および令和4年度(2024年度)は、子育て支援ネットワーク研修は開催されていない。

(単位:人)

			(1 1 • / • /
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件 数	8	0	0

カ事業の概観

子ども未来部および市民団体等の15団体(函館市子育で支援ネットワーク(子育でスット)、新日本婦人の会 函館支部、道南地区私立幼稚園連合会、函館おもちゃライブラリー、函館家庭生活カウンセラークラブ、函館こども劇場、函館市ファミリー・サポート・センター、函館市地域活動連絡協議会(母親クラブ)、函館市地域子育で支援拠点(子育でサロン)、函館短期大学(つどいの広

場)、函館地区里親会(かもめ会)、函館友の会、函館保育協会、 函館YWCA、子育て支援グループ「マミーズ・フレンズ」)で構 成されている函館市子育て支援ネットワークを設置している。(合 計16団体)

活動内容としては、

- (ア) 子育て支援に関係する団体等との交流および情報交換
- (イ) 子育て支援に関係する団体等との連携
- (ウ) 子育て支援に関する研修および研究
- (エ) その他目的達成に必要な事項

である。

イベントの開催や研修会を積極的に行い、関連団体の繋がりを強くするための事業であった。しかし、新型コロナウイルス感染症が拡大した後は、イベント等については、開催を控えている状況である。

(2) 監査の結果

【意見8】

「子育てネットらんど」の再開を検討されたい

ア 現在の活動状況について

本監査年度に引き続く令和5年度(2023年度)においても「子育てネットらんど」は開催していないという現状である。

しかし、新型コロナウイルス感染症については5類感染症に移行 し、各種のイベントについても以前の状況に戻りつつある。

イ 意 見

子育て支援ネットワークでは、これまで「子育てネットらんど」として、幅広い年齢層に対応したイベントを開催しており、直近の令和元年度(2019年度)に実施された「10周年子育てネットらんど「ワイワイ楽しく親子DEスマイル」」も、その参加者数の多さから、人気のあるイベントであったことが推察される。本事業には、子育てを支援することを目的としている団体が多数所属しているため、イベントへの参加は、子育て世代が各種団体を認知する絶好の機会となることなどからも、「子育てネットらんど」の再開

を要望する。

6 子育て支援短期利用事業 (ショートステイ事業)

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、子育て短期支援事業実施要綱であり、函館市については、函館市子育て支援短期利用事業実施要綱である。

財源として、国および北海道から、子ども・子育て支援交付金 (それぞれ総事業費の3分の1ずつ)が交付されている。

所管は、子ども未来部子育て支援課である。

イ 事業の目的

児童を養育している家庭の保護者が疾病・出産や事故等の理由で、 家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合、その児童を 短期間養育し、児童およびその家庭の福祉の増進を図ることを目的 とする。

ウ 事業の内容

(ア) 実施施設

- a 1歳以上の児童を対象 児童養護施設くるみ学園、児童養護施設函館国の子寮
- b 3歳未満の児童を対象 乳児院さゆり園
- c 緊急一時保護の母親 児童養護施設くるみ学園

(イ) 利用期間

利用期間は、7日以内とし、福祉事務所長が利用期間の延長についてやむを得ない事情があると認める場合は、必要最小限の範囲で延長することができる。

(ウ) 利用要件

a 養育に欠ける事由

疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、出張、転勤、看護、育 児疲れ、育児不安等精神上の理由およびその他福祉事務所長が 認める理由がある場合

b 緊急一時保護

経済的な理由により、母子が緊急一時的に保護を必要とする 場合

c 利用受入数

実施施設の定員枠内での受け入れ

(エ)費用負担

(単位:円)

								(+111	<u> 17) </u>
	保部	嬳 者負担	担額	市負担額 (委託料)			費用合計		
利用者の 世帯区分	1歳~2歳未満	2歳以上	緊急一時	1歳~ 2歳 未満	2歳以上	緊急一時	1歳~ 2歳 未満	2歳以上	緊急一時
生活保護 ・市町村 民税非課 税世帯	0	0	0	10, 700	5, 500	1, 500	10, 700	5, 500	1,500
その他	2, 675	1, 375	375	8, 025	4, 125	1, 125	10, 700	5, 500	1,500

[※] 単価は利用者1人当たり

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	682, 350	222, 750	66,000

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績および利用区分による決算額内訳は、次のとおりである。

(単位:日/円)

	(単位:日								
区分	世帯類型	利用条件	単価		12年度		13年度		14年度
			, 1144	延日数	金 額	延日数	金 額	延日数	金 額
	生活保護	1歳~ 2歳未満	10, 700	0	0	0	0	0	0
	・市民税非	2歳以上	5, 500	86	473, 000	36	198, 000	6	33, 000
,	課税世帯	緊急一時 保護	1, 500	0	0	0	0	0	0
くる。	年収360万円 要支援のいる		その他					0	0
み学園		1 歳~ 2 歳未満	8, 025	0	0	0	0	0	0
	その他	2歳以上	4, 125	30	123, 750	6	24, 750	0	0
		緊急一時 保護	1, 500	0	0	0	0	0	0
		小 計	116	596, 750	42	222, 750	6	33, 000	
	生活保護 • 市民税非 課税世帯	1歳~ 2歳未満	10, 700	0	0	0	0	0	0
函館		2歳以上	5, 500	0	0	0	0	6	33, 000
国の	その他	1歳~ 2歳未満	8, 025	0	0	0	0	0	0
子寮		2歳以上	4, 125	0	0	0	0	0	0
		小 計		0	0	0	0	6	33, 000
	生活保護 • 市民税非	1歳~ 2歳未満	10, 700	8	85, 600		0	0	0
	課税世帯	2歳以上	5, 500	0	0		0	0	0
さゆ	年収360万円 要支援のいる		その他					0	0
り園	その他	1歳~ 2歳未満	8, 025	0	0	0	0	0	0
	その他 	2歳以上	4, 125	0	0	0	0	0	0
	小計			8	85, 600	0	0	0	0
	合 計			124	682, 350	42	222, 750	12	66, 000

カ 事業の概観

保護者は、24時間365日、子を養育しなければならないが、 不測の事態によりその養育が難しくなる場合がある。その場合に、 短期間において、施設を利用し、児童を養育するための事業である。

(2) 監査の結果

【意見9】

営利法人の参入を促すことを検討されたい

ア 潜在的ニーズが見込まれること

本事業に営利法人は参入していないが、共働き家庭が増加している昨今の状況を踏まえると、短期利用という本事業の潜在的なニーズは高いものと想定される。

イ 営利法人との協働

今後、営利法人が参加することで、そのニーズを汲み取ることが 可能と考えられる。(実際に、後述するトワイライトステイ事業で は、営利法人の新規参入により、その利用者数は急激に増加してい る。)

また、営利法人は、ホームページやSNS等を利用して効果的な 広報活動を展開する傾向があるため、市民に対して本事業を周知す る目的にも資する。

ウ 意 見

以上の観点から、本事業について、次項のトワイライトステイ事業と同様(意見11)に、営利法人の新規参入を促すことを積極的に検討されたい。

【意見10】

市民目線での広報や利用申込みの在り方を工夫し、本事業をより利用しやすいものとすることを求める

ア 広報が不十分であること

本事業に関する函館市のホームページの記載は、利用内容として 利用日数と利用料のみの記載となっているなど、極めて簡素なもの に留まっており、実際に本事業を利用したい市民の目線による具体 的な情報提供に欠けている。

利用希望者が気になることは、例えば、利用に当たって何が必要なのか(おむつ、食事を持参するのか、持病等がある場合の対応等)、気軽に申し込むことができる事業なのかどうか等であると考

えられる。

市民に必要な情報を提供し、また、お問い合わせフォームや予約 フォームなど、容易に問い合わせや利用申し込みが出来るようにす べきである。

イ 意 見

函館市のホームページにおいても、より市民目線、ユーザーの視点に立って、市民がアクセスしやすい体制(お問い合わせフォーム等)や、必要とされる具体的な情報提供を行うよう工夫することを求める。

7 トワイライトステイ事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、子育て短期支援事業実施要綱であり、函館市については、函館市子育て支援トワイライトステイ事業実施要綱である。

財源として、国および北海道から、子ども・子育て支援交付金 (それぞれ総事業費の3分の1ずつ)が交付されている。

所管は、子ども未来部子育て支援課である。

イ 事業の目的

児童を養育している家庭の保護者が、仕事その他の理由によって 夜間または休日に不在となり児童を養育することが困難となった場 合、その他の緊急の場合において、その児童を児童福祉施設等にお いて、生活指導、食事の提供等を行うことにより、児童およびその 家庭の生活の安定、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

(ア) 実施施設

児童養護施設くるみ学園、児童養護施設函館国の子寮、乳児院 さゆり園、さらに令和4年度(2022年度)からは、夜間保育 所やしの夢が実施施設に加わった。

(イ) 利用時間等

平日は、概ね午後6時から午後10時まで、日曜日・国民の祝日は、概ね午前8時から午後10時まで

(ウ) 利用要件

保護者が仕事等の理由により、夜間または休日に不在となる家 庭の児童であること。

(エ) 利用受入数

実施施設の定員枠内での受け入れ

(オ)費用負担は、以下のとおりである。

(単位:円)

利用者の	保護者	負担額		担額 £料)	費用	合計
世帯区分	基本	休日 預かり	基本	休日 預かり	基本	休日預かり
生活保護 · 市町村 民税非課税世帯	0	0	1, 500	2, 700	1, 500	2, 700
その他	750	1, 350	750	1, 350	1,500	2,700

※ 基本:午後6時~午後10時

休日預かり:日曜および国民の祝日 午前8時~午後6時

※ 単価は1日当たり

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	5, 100	0	242, 400

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績および利用区分による決算額内訳は、次の とおりである。

									: 日/円)
区分	世帯類型	利用条件	単価		12年度		13年度		14年度
				延日数	金額	延日数	金額	延日数	金額
	生活保護 • 市民税非	基本	1, 500	0	0	0	0	0	0
<	課税世帯	休 預かり	2, 700	0	0	0	0	0	0
るみ学	年収360万円 要支援のいる		その他					0	0
学園	その他	基本	750	5	3, 750	0	0	0	0
	· C 07 E	休 預かり	1, 350	1	1, 350	0	0	14	18, 900
		小 計		6	5, 100	0	0	14	18, 900
_	生活保護 • 市民税非	基本	1,500	0	0	0	0	0	0
函館	課税世帯	休 預かり	2,700	0	0	0	0	0	0
国の	7- 10 lih	基本	750	0	0	0	0	0	0
子寮	その他	休 預かり	1, 350	0	0	0	0	0	0
		小 計		0	0	0	0	0	0
	生活保護	基本	1, 500	0	0		0	0	0
	• 市民税非 課税世帯	休 日 預かり	2,700	0	0		0	0	0
さゆり	年収360万円 要支援のいる						0	0	
り 園	その他	基本	750	0	0	0	0	0	0
	~ V) [LL	休 日 預かり	1, 350	0	0	0	0	0	0
		小 計		0	0		0	0	0
	生活保護	基本	1, 500					58	87, 000
	• 市民税非 課税世帯	休日預かり	2, 700					0	0
やし	年収360万円未満世帯・その他 要支援のいる世帯		その他				0	0	
の夢		基本	750					182	136, 500
	その他	休 預かり	1, 350					0	0
小計							240	223, 500	
	合	計		6	5, 100	0	0	254	242, 400

カ 事業の概観

近年、夫婦共働き家庭が増えており、夜間や休日に児童を預けて 仕事をせざるを得ない状況が増加していると考えられる。過去3年 間のうち、令和4年度(2022年度)の決算額の増加が著しい。

その理由は、令和4年度(2022年度)から、営利法人である、 夜間保育所やしの夢が実施事業者に加わったことによるものである。

(2) 監査の結果

【意見11】

営利法人の新規参入への働きかけを継続・工夫されたい

ア 本事業の利用者数の急激な増加

本事業において特筆すべき点は、令和4年度(2022年度)の利用者数の急激な増加である。これは、営利法人が本事業に参入したことによるものである。一方、函館市内においては、夜間の保育に対応する営利法人が複数存在しているが、本事業への参入は、1事業者に留まっている。

イ 夜間保育のニーズの高まり

夜間保育については、共働き家庭が増加している昨今の状況を踏まえると、潜在的なニーズは高い。今後、より多くの営利法人が参加することで、そのニーズをくみ取ることが可能と考えられる。

ウ 民間の力の活用

営利法人は、ホームページやSNS等を利用して効果的な広報活動を展開する傾向があるため、市民に本事業を周知する目的にも資する。

工 意 見

以上から、本事業への営利法人の新規参入への働きかけを継続し、 また、新規参入事業者が増えるような工夫をされることを求める。

【意見12】

市民目線での広報や利用申込みのあり方を工夫し、本事業をより 利用しやすいものとすることを求める

ア 民間事業者参入の影響

本事業に関する函館市のホームページの記載は、極めて簡素なも

のに留まっており、申込みも電話のみの対応となっている。

他方、委託事業者である夜間保育所やしの夢のホームページをみると、お問い合わせフォームや予約フォームが用意されており、利用者にとって、敷居が低いものとなっている。

このような営利法人の努力・工夫こそが令和4年度(2022年度)における本事業の利用実績の増加に繋がっていると考えられ、このような工夫を函館市側も取り入れるべきである。

利用にあたって必要なもの(おむつ、食事を持参するのか、持病等がある場合の対応等)の確認の問い合わせや申込み等を気軽にできそうにないといった印象を持つことにより、本事業の利用を諦めてしまう市民がいてはならないと考える。

イ 意 見

函館市のホームページにおいても、より市民目線、ユーザーの視点に立って、市民がアクセスしやすい体制や必要とされる情報提供を行うよう工夫するように求める。

8 子育てアプリ

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等はない。

財源として、国および北海道から、子ども・子育て支援交付金 (それぞれ総事業費の3分の1ずつ)が交付されている。

所管は、子ども未来部子ども企画課である。

イ 事業の目的

これまでウェブサイトや冊子等に掲載されていた子育でに関する情報等を集約し、より手軽に・身近に情報を得られるように、スマートフォン向けの子育てアプリを導入することで、子育て中の市民を支援することを目的とする。

ウ 事業の内容

以下については、「グルッコ」の事業内容である。グルッコは、 令和5年(2023年)9月30日をもって運用を終了している。 なお、令和5年(2023年)7月3日から、「すくすく函館っ 子」(はこっこ)が運用開始している。

(ア) 子育てアプリの内容

a アプリ名 :「Grucco (グルッコ)」

b アプリ運営者 :株式会社HARP(札幌)

c 使用契約開始日:平成29年(2017年)10月1日

d 想定利用者 : 主に就学前の子どもを持つ保護者

e アプリ登録料 :無料、但し、通信料は利用者負担

f 掲載情報 :子育てに関する制度、サービス、施設、イ

ベント等

g 特長・機能 :以下のとおり

(a) 子育てに関する情報を以下のカテゴリ別に集約

- ・「相談窓口・子育てサポート」
- 「病院・救急」
- 「健診・予防接種」
- · 「手当・助成」
- ・「イベント」(主に市が主催・後援している子ども向け

イベント情報)

- ・「施設マップ※」(保育所、児童館、図書館、おむつ替 え施設等)
 - ※ GPSにより、近くの施設をマップ検索することが 可能
- (b) プッシュ通知による情報発信
 - ・子どもの誕生月を登録することにより「健診/予防接種情報」が通知される。
 - ・子育て情報・イベント情報等の「新着記事」が通知される。
 - 「相談したい」「子どもを預けたい」など、ユーザーの さまざまな生活シーン(状況)で必要になる市の子育て 関連情報を、シーン別に簡単に調べることができる機能 を搭載している。

(イ) アプリ開発から稼働までの経過

- ・平成28年6月~ アプリ開発開始
- ・平成29年3月~6月 アプリの試験提供 (実証実験)
- ・平成29年7月~9月 実証実験を踏まえたアプリの

機能改善

・平成29年10月~ 本格稼働

(市の経費負担(使用料)発生)

※ 当初は同年7月本格稼働の予定だったが機能改修が必要 となり延期となった。

(ウ) チラシ・ポスター配布実績は次のとおりである。

	チラシ	ポスター
平成29年度配布分	3,470 枚	202 枚
本庁舎・支所等	120 枚	12 枚
教育・保育施設等	1,590 枚	133 枚
医療機関	1,110 枚	43 枚
商業施設	_	14 枚
母子手帳セット	650 枚	1
平成30年度配布分	1,550 枚	0 枚
本庁舎・支所等	50 枚	_
母子手帳セット	1,450 枚	_
教育・保育施設等	50 枚	_
令和元年度配布分	2,309 枚	1枚
母子手帳セット	1,348 枚	_
教育・保育施設等	960 枚	_
その他	1枚	1枚
令和2年度配布分	1,516 枚	0枚
母子手帳セット	1,236 枚	_
教育保育施設等	280 枚	_
令和3年度配布分	1,150 枚	0 枚
母子手帳セット	1,150 枚	
令和4年度配布分	1,043 枚	0 枚
母子手帳セット	1,043 枚	_

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	528, 000	528, 000	528, 000

オ ダウンロード数

令和5年(2023年)9月30日時点のダウンロード数は、 5,698件である。

(2) 監査の結果

【指摘1】

アプリを提供するために公費を支出すべき根拠に乏しく、廃止を検 討されたい

ア 監査の対象

本事業は、市民に提供する子育て支援アプリに関するものである。本監査の対象年度である令和4年度(2022年度)は、上述のように平成28年(2016年)からアプリの開発が開始され、平成29年(2017年度)10月から稼働されていた「グルッコ」というアプリが用いられていた。

しかし、令和5年(2023年)7月に新しいアプリ「すくすく 函館っ子」の運用が開始されたことに伴い、令和5年(2023年) 9月30日をもって廃止された。

そこで、以下、現在用いられている「すくすく函館っ子」に対しての監査結果を述べる。

イ アプリ変更の経緯

従前の「グルッコ」から、現在の「すくすく函館っ子」の変更については、令和3年度(2021年度)に「グルッコ」の利用者アンケートによるニーズ調査の結果、イベント情報や施設情報の充実をはじめ、カレンダー機能や子どもの成長を記録する機能の追加などを求める声が寄せられたことなどから、子育て支援に係る情報提供等のさらなる充実を図るため、新たに母子健康手帳機能等を備えたアプリに変更を行ったものである。

ウ「すくすく函館っ子」について

アプリ「すくすく函館っ子」は、妊娠・出産や子育てに関する市からのお知らせやイベント情報を受け取ることができるほか、妊娠中の健診記録や子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理などもできる。

同アプリの機能として、定期予防接種日や乳幼児健診の自動スケジューリング機能や、予防接種の種類・接種可能な医療機関の検索機能、受け忘れ防止アラート機能等がある。

「すくすく函館っ子」は、電子母子手帳機能が充実しているとはいえ、函館市の事業・サービスの情報提供に関しては、単に函館市へのホームページへのリンクが貼られている程度で、特筆すべき機能は見受けられない。

工 問題点

「すくすく函館っ子」アプリの最大の問題は、その実質・実体が、 株式会社エムティーアイが提供する電子母子健康手帳アプリ「母子 モ」に過ぎない、ということである。

同アプリは、一般市民が無料でダウンロードして使用することができる。例えば、同社との契約がない自治体の住民が「母子モ」をインストールした場合でも、当該自治体の「地域の子育て情報」(地域ニュース、子育てイベント情報、子育て支援施設の検索、自治体ホームページへのリンク等)にアクセスすることが可能である。

したがって、函館市は、単に「母子モ」の画面上に「すくすく函館っ子」という文字が表示されることに対して、公費を支出していることになる。

オ 自治体が提供する子育て支援アプリに求められるもの

「すくすく函館っ子」は実質的に電子母子健康手帳に過ぎない。 そして、マイナポータルとの連携などがなされていない現状では、 紙媒体の母子健康手帳への記載を省略することはできず、積極的に 電子母子健康手帳を活用するメリットはほとんどない。電子母子健 康手帳機能を求める市民は、無料のアプリを使用すれば足りる。

また、このアプリの目的が「情報の集約・発信」であるとしても、このアプリを通じて得られる情報のほとんどは、一般の検索エンジンに「函館市 子育て支援」に入力すれば足りる、あるいは直接に函館市のホームページを閲覧すれば足りることから公費を投じる合理性は低い。

自治体がその公費を投じて子育て支援アプリを提供するならば、 自らが行っている各種事業(一時保育、トワイライトステイ、ファ ミリー・サポート・センター、こんにちは赤ちゃん事業、離乳食教 室など)の情報を提供するだけでは足りず、それらの事業について、 ワンストップで予約や問い合わせ等を受け付ける機能などを備える べきである。

カ 指 摘

現在の「すくすく函館っ子」に対する公費の支出は、必要性が低いと言わざるを得ず、本事業については廃止を検討されたい。

9 一時預かり事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、子ども・子育て支援法、児童福祉法であり、函館市については、函館市一時預かり事業費補助金交付要綱である。

財源として、国および北海道から、子ども・子育て支援交付金 (総事業費の3分の1ずつ)が交付されているほか、子育て支援対 策臨時特例補助金(利用料減免分の3分の1ずつ)の補助を受けて いる。

所管は、子ども未来部子どもサービス課である。

イ 事業の目的

保護者のパート就労や傷病等により、児童が断続的に保育を必要とするとき、緊急かつ一時的に保育が必要なとき、育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するために保育が必要な場合に当該児童の保育を行い、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

- (ア)対象児童については、一般型と幼稚園型に区分される。
 - a 一般型

主として保育所、幼稚園または認定こども園等に通っていない、または在籍していない乳幼児を対象とする。

b 幼稚園型

主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間 の前後または長期休業日等において一時的に保護を受ける者を 対象とする。

(イ) 保護者負担

a 一般型

1日当たり1,800円。6時間以下は各園で設定する。 (生活保護世帯、市民税非課税世帯、年収360万円未満世帯、 要保護・要支援児童のいる世帯は減免有り)

b 幼稚園型

各園で設定する。

(ウ) 補助金単価

- a 一般型
 - 基本分

年間利用児童数に応じた年額

•加算分

生活保護世帯、市民税非課税世帯、年収360万円未満世帯、要保護·要支援児童のいる世帯の利用料減免分

• 特別支援児童分

障害児・多胎児3,600円

b 幼稚園型

在園児、在園児以外、その他に区分される。

• 在園児

平日基本分(400円)

(年間延べ平日・長期休業日利用児童数が2,000人以下の施設の場合は「1,600,000÷年間延べ平日利用児童数」-400円(100円未満切捨)で算定された単価)

長期休業日基本分(400円、800円)

休日基本分(800円)

長時間加算分(100円、200円、300円)

• 在園児以外

基本分(800円)

長時間加算分(100円、200円、300円)

その他

特別支援児童分(障害児4,000円)

(工) 対象施設

保育所2か所、認定こども園49か所、幼稚園7か所の計58 か所(広域含む)

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	151, 069, 550	193, 111, 410	186, 690, 120

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績は、次のとおりである。

(単位:施設/人)

				(1 1-	2 1 74 🗆 152 47 7 7 47
	区	分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般型	施設数	29	26	24	
	≟.	延人数	6, 645	6, 889	4, 443
幼稚園型	施設数	49	53	52	
沙/惟图:	空	延人数	179, 830	174, 550	172, 108

(2) 監査の結果

【意見13】

周知・広報や利用申込みについて、利用者目線からの工夫をされたい

ア 周知・広報が不十分であること

市のホームページでは、「保育所に入所していない家庭について、 次の事業を実施しておりますのでご利用ください。」と記載されて いる一方、申込みの受付については、利用希望者が実施施設に直接 問い合わせをするよう記載されている。

したがって、本事業の利用者として想定される保育所、幼稚園または認定こども園等に通っていない、または在籍していない乳幼児(一般型)の保護者は、どの保育所・幼稚園・認定こども園(以下、「実施施設」という。)に空きがあるのか、何を持参しなければならないのかなど全くわからない状態で、個別に実施施設に連絡を取ることになる。

特に、本事業においては、保護者の疾病の場合など、緊急かつ一時的に保育が必要な状況での利用も想定されており、保護者が精神的にも時間的にも余裕がない状況で問い合わせる可能性を考慮する必要がある。

イ 意 見

本事業は保育所・幼稚園・認定こども園に対する補助事業であるが、子ども・子育て支援の観点から、函館市はより積極的に取り組むべきである。

問い合わせ先を函館市にしたうえで、利用希望者の近隣の実施施設に問い合わせを行うなど、市が積極的にサポートを行う体制の構築が望まれる。また、将来的には、各実施施設の受入体制の状況、受入の可否等、IT技術を用いて共有することで、適時適切な案内を可能にする体制も考えるべきである。

また、子育て世帯においては、利用にあたって必要なもの(おむつ、食事を持参するのか、持病等がある場合の対応等)を事前にわかるようにすることや、簡単に問い合わせや利用申し込みが出来ることができるよう、ホームページ上での情報提供をより利用者目線で整理するほか、お問い合わせフォームや予約フォームの作成などの改善を行い、利用者目線からの工夫を行うことを求める。

10 延長保育運営補助事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、子ども・子育て支援法、児童福祉法であり、函館市については、函館市延長保育運営費補助金交付要綱である。

財源として、国および北海道から、子ども・子育て支援交付金 (それぞれ総事業費の3分の1ずつ)が交付されている。

所管は、子ども未来部子どもサービス課である。

イ 事業の目的

保育を必要とする子どもの保護者の残業、不規則な就労形態、その他やむを得ない事情により、保育時間の延長を必要とする子どもの保育を行い、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

(ア)保育標準時間(最長11時間まで)を基礎として、30分延長を行っている施設は、以下の25か所であり、令和4年度(2022年度)の利用人数は、合計6,588人である。

認定こども園函館福ちゃん保育園、青い鳥保育園、神山保育園、つくしの子保育園、認定こども園函館美原保育園、認定こども園のぐみ保育園、人見認定こども園、認定はも園、認定はも園、認定にども園、認定にども園の館若葉幼稚園、認定にども園の館桔梗保育園、認定にども園の館高砂保育園、赤川認定にども園、中央認定にども園、亀田認定にども園、はまなす認定とども園、ゆりかご認定にども園、鍛治さくら認定にども園、つくし認定にども園、駒場認定にども園、はこだて元町認定にども園、認定にども園の野市松陰保育園、認定にども園第二太陽の子幼稚園、なかよし認定にども園、函館三育認定にども園

(イ)保育短時間(最長8時間まで)を基礎として、3時間延長を行っているのは、函館花園認定こども園のみであり、令和4年度 (2022年度)の利用人数は、合計119人である。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	11, 770, 140	8, 117, 900	8, 593, 620

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績は、次のとおりである。

(単位:施設/人)

区	分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
標準時間	施設数	24	26	25
30分延長	延人数	5, 125	7,640	6, 588
標準時間	施設数	1	0	0
1時間延長	延人数	2,004	0	0
標準時間	施設数	1	0	0
2時間延長	延人数	1,540	0	0
標準時間	施設数	0	0	1
3時間延長	延人数	0	0	119

(2) 監査の結果

法令に基づいて適正に運用がなされており、問題は見受けられなかった。

11 病児保育事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、子ども・子育て支援法、児童福祉法であり、函館市については、函館市病児保育事業費補助金交付要網である。

財源として、国および北海道から、子ども・子育て支援交付金 (それぞれ総事業費の3分の1ずつ)が交付されている。

所管は、子ども未来部子どもサービス課である。

イ 事業の目的

就労している保護者が、児童の病気の際に自宅での保育が困難な場合、一時的に保育することができる保育所、認定こども園、病院、診療所その他内閣府令で定める施設の環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

保護者が就労している場合等において、子どもが病気(感染症を含む)の際に自宅での保育が困難な場合があることから、診療所において病気の児童を一時的に保育する。しかしながら、令和5年(2023年)3月31日をもって、病児保育室「りんごっこ」は閉所しており、本監査報告を提出する令和6年(2024年)3月時点において、病児保育事業は行われていない。

(ア) 実施施設:本通3丁目26番8号 病児保育室「りんごっこ」 (あんざいクリニックが運営。現在は閉所)

(イ) 定 員:4人/日

(ウ) 利用料金:1日・一人当たり2,000円

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。なお、加算分については、年間利用人数によって金額が定まる。

令和2年度(2020年度)については、利用人数は121人であったものの、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う措置により、令和元年度(2019年度)の利用人数353人に基づいた加算分が443万4,000円となっている。令和3年度(2021年度)については、年間利用人数が200人以上300人未満であったので、加算分が300万円となっている。令和4年度(2022年度)については、年間利用人数が100人以上150人未満であったので、加算分が150万円となっている。

(単位:円)

			\ 1 I— 1 17
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基本分 (研修含)	2, 499, 000	4, 523, 000	4, 533, 000
加算分	4, 434, 000	3, 000, 000	1, 500, 000
改善分	2, 538, 000	2, 538, 000	2, 538, 000
低所得者減免加算分	4,000	70,000	39, 000
合 計	9, 475, 000	10, 131, 000	8, 610, 000

オ 利用者等の実績

直近5年間の利用実績は、次のとおりである。

(単位:人)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用延人数	121	213	119

なお、コロナ禍以前の利用実績は、平成30年度(2018年度)が359人、令和元年度(2019年度)が353人である。

(2) 監査の結果

【指摘2】

速やかに病児保育事業を再開されたい

ア 本事業が休止していること

本事業は、令和5年(2023年)4月1日より病児保育受け入れたが存在しなくなったために休止状態にある。

イ 本事業の重要性

保護者が就労している場合等において、子どもが病気になった場合、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設(以下、「保育所等」という。)においては、預かりを断ることが通常である。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大後は、発熱があれば、保育所等に預けることが出来ない実状である。また、函館市が提供するファミリー・サポート・センターにおいても、子どもの病状が重い場合は、その受け入れ、預かりは困難である。

したがって、保護者は、子どもが病気になった場合は、病児保育 事業に頼るほか預け先がないが、そのセーフティネットであるべき 病児保育事業が休止状態にある。

未就学児が病気にかかった場合、その免疫力の低さから長期化することも珍しくなく、保護者にとっては仕事を長期間休まざるを得ず、生活を維持することが困難ともなりかねない。

実際、平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの5年間の延べ利用件数は1,165人(当該期間における延べ対象児童数(各年度12月末人数の合計)は10万453人)に及んでおり、本事業のニーズは一定程度見込まれる。

ウ指摘

本事業を1日でも早く再開されたい。

また、民間事業者との早期の契約締結が難しいといった事情がある場合は、市立函館病院が病児保育事業を行うことなども検討すべきと考える。

【意見14】

実施事業者を複数確保するよう努め、バックアップ体制等も工夫することを求める

ア 病児保育事業を行う事業者は複数が望ましいこと

病児保育室「りんごっこ」の定員はわずか4名であった。病気の子どもを保育するにあたっては、健康状態を細めに確認するなどといった配慮が必要であり、健康な子どもを保育するよりも慎重な対応が求められる。そのため、新たに病児保育室を開所するとしても、当該保育室自体の定員の人数を増加させることは難しい。

したがって、病児保育事業を行う事業者は複数存在することが望ましい。

イ バックアップ体制を整えるべきこと

病児保育室が一つしかないとすると、当該施設で感染症が発生した場合、感染が終息するまでは、函館市の病児保育を事実上休止せざるを得なくなる。

こうした事態に予め備えるためにも、複数の病児保育室を常に稼働させることが必要であり、少なくとも、緊急時に病児保育が可能になるバックアップを用意しておくことが望ましい。例えば、このバックアップを主たる目的として、市立函館病院を病児保育室に指定することなどを検討すべきと考える。

ウ 予算増額をするなど新規参入についての工夫の必要性

新規参入を望む事業者が存在せず、事業が休止する理由としては、 事業者側において参入が難しい事業であるということが一つの要素 として考えられる。

すなわち、本事業は、①利用者数の見込みが立ちにくいこと、② 利用者がいない場合であっても、常勤の看護師や保育士を雇用する 必要があること、③子どもが遊ぶことができる施設が必要であるこ と、④医師(特に小児科医)の関与が必要であることなどが参入の 要件となる。そして、これらの条件を備えた既存の施設は相当に限 られている。

しかし、前述のとおり、本事業は子育てにおいて極めて重要なセーフティネットであり、病児保育室を維持することは函館市の責務である。

工 意 見

事業者が参入しやすくなるよう、補助金の増額、加算分の利用人数枠の細分化など、事業者側において事業参入のメリットが感じられるような条件を整備するなどの工夫をされたい。

12 特定教育・保育質向上事業給付金

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市については、函館市特定教育・保育質向上事業給付金支給要綱である。

全額一般財源により実施している。

所管は、子ども未来部子どもサービス課である。

イ 事業の目的

私立特定教育・保育施設等が、国の定める必要な職員数を超えて保育士、幼稚園教論および保育教諭等を配置することにより、障害の判定が困難な発達障がいの疑いのある子どもへの対応や、より特色のある教育・保育を実践する等、多様な教育・保育サービスを提供するために必要な人件費の一部を特定教育・保育等質向上事業給付金として支給することによって、特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前の子どもの教育・保育の質の向上を図ることを目的とする。

なお、公立保育所民営化の条件である乳児加配保育士の賃金および市有地の賃借料相当額についても継続して給付している。

ウ 事業の内容(実施施設、利用実績:令和4年度(2022年度))

(単位:施設/円)

区 分	施設数	金額
全 体	43	50, 285, 356
保育所	4	6, 156, 200
認定こども園	37	41, 287, 756
幼稚園	2	2, 841, 400

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	36, 112, 076	48, 932, 984	50, 285, 356

オ 給付金の実績

直近3年間の給付金を受けた施設の実績は、次のとおりである。

(単位:施設)

			<u> </u>
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設数	31	41	43

カ 事業の概観

特定教育・保育施設等における質向上事業については、

- ・特別な支援を必要とする子どもに対する教育・保育
- ・自然科学に関する教育・保育
- ・体育・スポーツに関する教育・保育
- ・芸術・芸能・文化に関する教育・保育
- ・その他市長が認める教育・保育

のいずれかの事業であり、これらの事業に対して給付金を交付する。

(2) 監査の結果

本事業は、要綱に基づき適切な運用がなされており、問題は見受けられなかった。

13 保育体制強化事業費補助金

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、保育対策総合支援 事業費補助金交付要綱であり、函館市については、函館市保育体制 強化事業補助金交付要綱である。

財源として、保育対策総合支援事業費補助金(国から補助対象事業費の2分の1および北海道から補助対象事業費の4分の1)の補助を受けている。

所管は、子ども未来部子どもサービス課である。

イ 事業の目的

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図ることによって、保育士の就業継続や離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。

ウ 事業の内容 (実施施設)

(ア) 保育所(1園)

青い鳥保育園

(イ) 幼保連携型認定こども園(15園)

赤川認定こども園、中央認定こども園、亀田認定こども園、はこだて元町認定こども園、鍛治さくら認定こども園、つくし認定こども園、駒場認定こども園、南かやべ認定こども園、認定こども園太陽の子幼稚園、認定こども園第二太陽の子幼稚園、認定こども園面館ひかり幼稚園、認定こども園カトリック湯の川幼推園、認定こども園龍谷幼稚園、認定こども園ききょう幼稚園、函館あおい認定こども園

(ウ)保育所型認定こども園(5園)

認定こども園亀田港保育園、認定こども園函館石川保育園、認 定こども園函館深掘保育園、認定こども園函館福ちゃん保育園、

認定こども園函館上湯川保育園

(エ) 幼稚園型認定こども園 (2園)

認定こども園高丘幼稚園、認定こども園函館藤幼稚園

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	16, 106, 000	14, 828, 000	23, 315, 000

オ 補助金の実績

直近3年間の補助金を受けた施設の実績は、次のとおりである。

(単位:施設)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件 数	21	18	23

カ 事業の概観

市内の保育所および認定こども園において、地域住民や子育て経験者等の地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続および離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境の整備を行うことを目的とする。

補助金の交付対象とする経費は、保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、役務費および委託料経費のうち市長が適当と認めるものである。

給付金の支出にあたっては、事業実施前に承認が必要である。

(2) 監査の結果

要綱・要領に基づいて適正に運用がなされており、特段問題は見受けられなかった。

14 低年齡児保育対策事業 (認可外保育施設)

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市については、函館市低年齢児保育対策事業実施要綱である。

全額一般財源により実施している。

所管は、子ども未来部子どもサービス課である。

イ 事業の目的

女性の社会進出の増加や核家族化の進行により、認可保育所のほか、認可外保育施設における低年齢児(3歳未満児)の保育ニーズが増加している状況を踏まえ、認可外保育施設の低年齢児保育に対するニーズに適切に対応するとともに、認可保育所と同様の保育環境が確保されるよう支援を行い、これら施設に入所する児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

(ア) 事業内容

施設要件を満たす施設に事業を委託し、3歳未満児担当保育士 1名分の人件費を委託料として支出する。

(イ) 施設要件

3歳未満児が6人以上入所している実績があり、認可外保育施設指導監督基準に基づく市の認可外保育施設の立入調査を受け、 基準を満たしている施設である。なお、唯一の実施施設である「やしの夢」の3歳未満児の入所者数は、契約日時点で、6人未満であったが、要綱附則に規定する実施対象施設の要件の特例を適用している。

(ウ) 実施施設は、「やしの夢」のみである。

令和4年4月1日現在の入所状況(単位:人)

	. //
園名	やしの夢
入所児童数	11
(内) 3 歳未満児数	5

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

			(1 1 1 1 4 /
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	2, 254, 920	2, 254, 920	2, 254, 920

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績は、次のとおりである。

(単位:施設/人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設数	1	1	1
3歳未満児数 (年度初日現在)	9	6	5

(2) 監査の結果

実施要綱に従って適正な運用がなされており、問題は見受けられなかった。

第3 母子の健康確保と増進に関する事業

1 すくすく手帳

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等はない。

財源として、国および北海道から、子ども・子育て支援交付金 (それぞれ総事業費の3分の1ずつ)が交付されている。

所管は、子ども未来部子ども企画課である。

イ 事業の目的

本事業は、少子化や核家族化の進行に伴い、子育てに不安や悩みを抱える家族が増加傾向にある状況を踏まえ、これら子育て中の家庭が不安や悩みを取り除き、安心して子育てができるよう、育児に関する各種の情報を掲載した子育て支援情報誌を配布することにより、子育て家庭を応援することを目的とする。

ウ 事業の内容

乳幼児の親が安心して子育てができるよう、育児に関する各種の情報を掲載した「すくすく手帳」を妊娠届出時に全ての方、未就学児童がいる転入世帯および希望世帯に配布する。

本事業は、株式会社アリエルに子育て支援情報誌の作成を随意契約により委託している。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	1, 544, 400	1, 276, 000	1, 500, 400

オ 発行部数等の実績

直近3年間の発行部数は、次のとおりである。

(単位:部)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件 数	2,700	2,000	2,000

カ 事業の概観

- (ア) 「すくすく手帳」は、妊娠届出時に配布、転入世帯は子育て支援課・各支所の戸籍の窓口で配布している。
- (イ) 「すくすく手帳」には、子育てに関する各種の制度や手当、受けられるサービスなど、誕生から就学までの長い期間で役立つ情報が多数記載されている。
- (ウ) 少子化や核家族の進行に伴い、子育てについて周囲の協力を得たり、相談をすることができる機会は減少し、子育てに不安や悩みを抱える家族が増加傾向にあると考える。

本事業は、これら子育で中の家庭が不安や悩みを取り除き、 安心して子育でができるようにすることに貢献するなど、重要か つ意義の大きな事業である。

(2) 監査の結果

【意見15】

物品製造請負契約について、コンペティションの開催を検討され たい

ア 物品納入の現状について

本事業は、平成12年(2000年)から同じ委託業者が物品の納入を行っており、複数の業者から見積を徴取することは行っていない。

複数の業者の見積がない理由として、現在の業者が、平成12年(2000年)に本手帳の前身である「函館市子育てサポート こそだて~る」の作成に当たり実施されたコンペティションにより選定された業者であり、右冊子の版権が上記業者に帰属しており、他の業者が既存のデザインを使用して印刷できないという説明がなされた。

イ 競争の必要性

函館市は、平成12年(2000年)のコンペティション以来、 一度も他の業者の利用をしていない。

また、すくすく手帳の版権の関係から、現在の業者でなければ履行できないことを理由としているが、版権の問題と印刷の実施は別な問題である。

「すくすく手帳」は子育てに関する情報を集約したパンフレットであり、委託契約書に添付されている仕様書や「すくすく手帳」の現物を確認しても、そこまで特殊なデザインを用いているものではない。

本事業において、余りに長期間に渡ってコンペティションが実施 されていないというのは、他業者の新規参入の可能性・機会を奪う ものでもある。

ウ 意 見

「すくすく手帳」の製造委託業者については、平成12年(2000年)以降行われていないコンペティションの開催を検討することを求める。

2 助産施設(入院助産制度)

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、児童福祉法第22条である。

財源として、入所費負担金のほか、国から国庫支出金(負担対象額の2分の1)の補助を受けている。

所管は、子ども未来部子育て支援課である。

イ 事業の目的

本事業は、助産施設の入所に要する費用を支出することにより、 保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受け ることができない妊産婦を助産施設に入所させ、安全な出産を援助 することを目的とする。

ウ 事業の内容

本事業の委託先は、共愛会病院と市立函館病院の助産施設であったが、共愛会病院の助産施設は令和4年度(2022年度)をもって休止となった。休止期間は、令和5年(2023年)3月31日から令和8年(2026年)3月31日までとされている。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	7, 754, 136	6, 872, 380	8, 340, 724

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用者数は、次のとおりである。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	15	17	18

カ事業の概観

- (ア)経済的な理由により入院助産を受けることが難しい妊産婦に認可した助産施設へ入所してもらい、出産に要する費用を助成する制度である。
- (イ)対象者は、函館市に住民登録しており、母子手帳の交付を受けている方で、下記のいずれかに該当する方である。
 - a 生活保護を受けている世帯(単給を含む。)
 - b 当該年度分(4月~6月出産の方は前年度分)の市民税が非 課税世帯(生計を1つにする世帯全員非課税であること)
 - c 上記以外で、当該年度分(4月~6月出産の方は前年度分) の市民税の所得割の額が1万9,000円以下の世帯
 - ※ cについては、出産一時金の金額が48万8,000円以上給付される方は利用できない。
- (ウ) 利用料金(本人負担金額)は、世帯の課税状況に基づき決定した負担金を出産後に納める。利用料金以外の出産前の費用やおむって、お産セットなどの費用は、利用者本人の負担となる。
- (エ)経済的な理由により、入院助産を受けることが難しい妊産婦が 安全に出産を行うことができるように助成を行うことは、妊産婦 にとっても、生まれてくる子どもの健康のためにも、非常に重要 かつ意義の大きな事業であると言える。

(2) 監査の結果

【意見16】

助産施設の委託先の追加を検討されたい

ア 委託先が限られていることの問題性

本事業は、共愛会病院、市立函館病院を助産施設の委託先としていたが、共愛会病院の助産施設は令和4年度(2022年度)をもって休止となった。令和4年度(2022年度)における利用者は、18件(共愛会病院4件、市立函館病院14件)、1か月あたり1.5件に留まっており、その件数は多いものではない。

しかし、本事業の委託先が一つの施設しかない場合、病院に空床がない時や新型コロナウイルスの感染拡大期に生じたような病棟の閉鎖といった事態が生じた時には、本事業として対応することが困難となる。

なお、指針「国立行動専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関において助産施設と同等の取り扱いをすることについて」(平成16年9月雇児母第0902001号)によると、付近に助産施設がない等、真にやむを得ない場合には、国立病院機構函館病院にて、助産施設と同等の取り扱いをすることができることになっているが、あくまでも「真にやむを得ない場合に」「空床がある場合に限って」という極めて例外的な場合に限定されている。

イ 意 見

不測の事態においては、この指針に従った運用をすることが可能 ではあるものの、助産施設が一つしかない現状は、改善するべきで ある。

本事業が非常に重要かつ意義の大きな事業であることは、先述の とおりであり、助産施設の追加を検討されたい。

【意見17】

助産制度を市民にわかりやすい形で周知・勧奨されたい

ア 助産制度の周知・勧奨の問題について

助産制度に関しては、令和元年(2019年)8月8日付けで厚生労働省子ども家庭局 母子保健課長から、各都道府県、指定都市、中核市の母子保健主管部(局)長宛に、「児童福祉法第22条の規定に基づく助産の円滑な実施について」と題する通知が発出されている。

この通知によると、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第22条第6項の規定により、都道府県等は、助産の実施を行う必要があると認められる妊産婦に対して、助産の実施の申し込みを推奨することとされているが、妊娠等に関する相談窓口の担当者が助産制度について十分に認識していないこと等により、対象妊産婦への推奨が円滑になされていない状況にある、とされている。

イ 周知が不十分であること

函館市では、ホームページにおいて「助産施設への入所」を広報しているが、「助産施設」自体を知らない市民が、「保育・育児支援」のページから「助産施設への入所」のページにたどり着くことは困難である(下は函館市のホームページ)。



ウ 意 見

助産制度を市民により良く利用してもらうために、令和元年 (2019年)8月8日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 通知に基づき、妊娠等に関する相談窓口、関係機関や団体等に対し、 改めて助産制度に関する周知を徹底し、妊産婦に対する十分な勧奨 が実施されるよう要望する。

3 出生祝記念品事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等はない。ただし、財源について根拠となる法令等は、函館市森林整備等対策基金条例である。

財源として、森林整備等対策基金繰入金を活用している。 所管は、子ども未来部子ども企画課である。

イ 事業の目的

赤ちゃんの誕生を祝うとともに、子どもの健やかな成長を願い、 市から記念品を贈ることにより、保護者に明るく幸せな気持ちになってもらうことを目的とする。

ウ 事業の内容

近年、児童虐待が増加しており、乳幼児が死亡に至るといった事案も新聞報道等で見受けられ、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、これからの子育てに不安を抱える保護者の方も少なくないと思われる中、子どもの誕生を喜び、子育てに向かう保護者の方に、さらに明るく幸せな気持ちになって欲しいという想いを込めて、市からお祝いの気持ちを記念品として贈呈するものである。

出生時に函館市で住民登録した子どもがいる世帯に、市から記念 品として、道南スギを活用した積み木を贈呈する。

積み木は12個のブロックの組み合わせで、函館市のマークなど の焼き印が入っている。

(積み木の画像)



(函館市ホームページより)

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである(本事業の開始 年度は令和4年(2022年)である)。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費			8, 860, 500

オ 作成個数等の実績

直近3年間の作成個数は、次のとおりである。

(単位:個)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	_	_	1, 100

カ 事業の概観

(ア) 令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日に子どもが誕生した世帯のうち、出生時に函館市で住民登録した子どもがいる世帯(出生時に市外で住民登録した後に、市外から市内に転入したお子さんは対象外)を対象に、記念品として、道南スギを使用した積み木を贈呈するものである。

(イ)配布方法

生後4カ月までの赤ちゃんのいる全ての家庭に実施している 「こんにちは赤ちゃん事業」による自宅等訪問時に配布する。

- (ウ)本事業の開始年度は、令和4年(2022年)8月であるが、 すでに訪問を終えている家庭などには引換券を随時送付した。
- (エ) 記念品の作成者は、「くらcra 鳥倉真史氏」であり、随意契約により納入されている。

(2) 監査の結果

【指摘3】

事業の目的と贈られる記念品との関連性や合目的性に乏しく、有効性・経済性・効率性のいずれの観点からも効果が低いため、事業の目的、記念品の選定等を再検討すべきである

ア 目的自体は正当であること

本事業は、これからの子育てに不安を抱える保護者に対して、明るく幸せな気持ちになってもらうことを目的としており、目的自体は、意味のあることと考える。

イ 有効性に問題があること

しかし、このような目的達成の手段として、出生間もない子どもの保護者に「積み木」を贈るということは、有効なものとは考え難い。「積み木」によって、これからの子育てへの不安が解消されるという根拠または受け取った市民のアンケート結果のような客観的なデータ・評価が示されない限り目的に照らした有効性について問題があると言える。

ウ 経済性・効率性についても問題があること

本事業は令和4年(2022年)8月に開始されているが、令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までに生まれた子ども1,100人を対象とし、その決算額は886万500円である。つまり、本記念品は、一つあたり7,300円となる。

確かに、道南スギという天然素材を用いた積み木であるため、相 当程度の金額とはなる。

しかしながら、一般に流通している同等の木製の積み木の金額は 3,000円 \sim 5,000円程度であり、本事業の積み木は明らか に高額である。

本事業が財源として林業保護関連の基金を用いている点からは、 記念品の金額に対する十分な精査、すなわち、事業の経済性につい ての十分な検討がなされていないのではないか、という疑問が生じ る。

全ての事業において、どのような財源を用いているとしても、行政全体のコスト、経済性や効率性という視点から、事業内容を検討することは行政活動において必要不可欠である。

エ 記念品の選択の不合理性~サービスの受け手の視点の欠如

本事業は、実際には森林整備等対策基金からの繰入金により支弁 されている。また、「道南スギ」を材料としているという点におい て、地元林業に資する側面があり、地域社会全体での子育て、とい う視点もあり得るところである。こうした視点、目的の事業である ならば、本記念品は妥当なものと言える。

しかし、本事業の目的は、保護者の不安の解消である。

経済的な不安の解消について言えば、ミルクやおむつといったすぐに育児に使えるものを贈る、という手法も考えられる。あるいは、保護者が「積み木」や「おむつ」、「育児に用いる物品を購入できる商品券」等から選択できるようにする、という手法も考えられる。

才 指 摘

本事業の目的に対し、「積み木」は十分な関連性や有効性が示されていない。

事業の目的を、地域社会全体での子育て環境の構築を示すことを 含めたものに見直す、あるいは、事業目的に照らし、より適正な記 念品への変更を検討するべきである。

また, 記念品の供給価格について、その妥当性を十分に検討する べきである。

本事業は、その合規性(適法性)に問題はないものの、経済性・ 効率性・有効性という3Eの視点やサービスの受益者の視点から、 その問題性が大きいと判断したため、「意見」ではなく「指摘」とした。

4 女性相談事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、売春防止法第35 条であり、函館市については、函館市母子・父子自立支援員業務要 綱(第1条第2項)である。

財源として、国から国庫支出金(旅費、需用費および婦人相談員 手当の2分の1)の補助を受けている。

所管は、子ども未来部子育て支援課である。

イ 事業の目的

本事業は、保護または自立のための援助を必要とする女性に係る生活各般の問題について相談に応じ、必要な指導を行うことを目的とする。

ウ 事業の内容

配偶者からの暴力(DV)をはじめ、女性に関するあらゆる悩みや相談に応じるため、「母子・父子自立支援・女性相談室(ひとり親家庭サポートステーション)」を開設し、専門の相談員を配置している。

本事業は、平成29年(2017年)から、相談業務の一部をNPO法人ウィメンズネット函館に委託し、対応窓口を拡充することにより、相談者の利便性の向上を図るとともに、団体が有するノウハウを活用し、女性相談体制の充実を図った(第3の5「女性相談委託事業」で後述する)。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。なお、母子・ 父子自立支援・助成相談室相談員の配置に掛かる事業費決算額であ り、委託先であるNPO法人ウィメンズネット函館に対する委託料 は含まれていない。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	126, 944	104, 610	82, 986

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績は、次のとおりである。なお、委託先であるNPO法人ウィメンズネット函館の利用実績は含まれていない。

(単位:件)

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保護更生相談	0	0	0
夫婦·離婚相談	465	393	448
家庭相談	128	118	153
生活・経済相談	58	49	37
職業相談	7	27	24
健康相談	1	8	1
性的な問題	4	3	0
男女問題	20	9	4
自分の問題	3	25	18
その他	45	35	133
合 計	731	667	818

カ 事業の概観

- (ア) 「母子・父子自立支援・女性相談室(ひとり親家庭サポートステーション)」は、福祉事務所子育て支援課内、福祉事務所亀田福祉課内に設置している。
- (イ) 相談員の配置状況は、子育て支援課内3名、亀田福祉課内2名 である。
- (ウ) 配偶者からの暴力 (DV) をはじめ、夫婦離婚相談、生活健康相談、職業相談などの女性に関する幅広い悩みや相談に対応している。
- (エ) 相談業務の一部は、NPO法人ウィメンズネット函館に委託されている。具体的には、①DV被害者(DV防止法に規定する被害者)以外からの相談対応業務、②相談記録および実績報告書等の作成業務、③その他、相談者に対する必要な支援である。
- (オ) 配偶者からの暴力といった女性に関する悩みについては、個人 の力だけでは解決できない問題も含まれている。また、それ以外 の問題についても、保護または自立の援助を必要とする女性は多

いものと考えられることから、本事業は非常に重要かつ意義の大きな事業であると言える。

(2) 監査の結果

本事業は法令等に基づいて適正に運用がなされており、問題は見受けられなかった。

5 女性相談委託事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、売春防止法第35 条であり、函館市については、函館市母子・父子自立支援員業務要 綱(第1条第2項)である。

全額一般財源により実施している。

所管は、子ども未来部子育て支援課である。

イ 事業の目的

本事業は、保護または自立のための援助を必要とする女性に係る 生活各般の問題について相談に応じ、必要な指導を行うことを目的 とする。

ウ 事業の内容

援助を必要とする女性に係る生活各般の問題に対する悩みや相談について、その一部を委託することで、相談者の利便性の向上を図るとともに、団体が有するノウハウを活用し、女性相談体制の拡充を図る。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	1, 263, 319	2, 669, 733	2,670,052

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績は、次のとおりである。

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
DV相談	4,804	4, 141	3, 933
上記以外の相談	1, 147	1,713	1, 476

カ 事業の概観

(ア) 市は、配偶者からの暴力(DV)をはじめ、女性に関するあらゆる悩みや相談に応じるため、「母子・父子自立支援・女性相談室(ひとり親家庭サポートステーション)」を開設し、専門の相談員を配置している(第3の4 「女性相談事業」参照。)。また、DV防止法の適用外であるストーカーやデートDV、親族からの暴力の相談についても、本来、市の女性相談室が担うべきである。

しかし、場所(本庁・亀田支所)の問題や市に対する敷居の高さを感じる相談者も存在する。こうしたことから、市として、地域の女性相談における行政責任を果たすため、DV防止法以外の相談業務について、その一部を委託することで、相談者の利便性の向上や、女性相談体制の拡充を図るものである。

- (イ)委託先であるNPO法人ウィメンズネット函館は、平成10年 (1998年)にDV被害者の保護、自立支援を行うことを目的 に設立された法人であり、DV被害者を一時保護するため、道南 唯一の民間シェルターを運営するとともに、被害者に対する継続 的な相談活動の実施や、就業支援、住宅の確保などの様々な支援 活動を行っているほか、平日の午前10時から午後5時までの6 時間、相談窓口を開設しており、相談者のニーズを的確に把握し、 かつそれに伴う支援のノウハウも十分に蓄積されている。
- (ウ) そのため、上記団体は、継続的かつ効果的に業務を履行することができる唯一の団体であると言え、本事業は非常に重要かつ意義の大きな事業であると言える。

(2) 監査の結果

【意見18】

利用実績に見合った委託料を算定し、委託先の人員増員が可能となるよう検討されたい

ア 利用実績が高いこと

委託先であるNPO法人ウィメンズネット函館における令和4年

度(2022年度)の相談総数は5,409件である。委託元である「母子・父子自立支援・女性相談室(ひとり親家庭サポートステーション)」の令和4年度(2022年度)の相談総数831件に比較すると、NPO法人ウィメンズネット函館において、いかに多くの相談が実施されているかが分かる。

現在、NPO法人ウィメンズネット函館の相談体制は、「母子・父子自立支援・女性相談室(ひとり親家庭サポートステーション)」と同じ5人体制である。しかし、NPO法人ウィメンズネット函館の相談総数が、「母子・父子自立支援・女性相談室(ひとり親家庭サポートステーション)」の相談総数の6倍以上であることから、委託先の負担は相当に高いものと考えられる。

イ 利用実績の高さが令和5年度(2023年度)の予算に反映されていること

函館市においてもその現状を認識し、本事業の予算を増額している。本事業の令和5年(2023年)の委託料は267万円から407万円へと大幅に増額されているが、その理由として、「女性相談業務は、年々相談件数が増加しており、相談内容の多様化や1件あたりの相談対応時間の増加などから、人工の増が必要となり、委託料に含まれる人件費を0.5人工分増額した」としている。

ウ 意 見

函館市においては、引き続き、適正な委託料を設定するなど、NPO法人ウィメンズネット函館の相談件数と委託料とのバランスを取るような予算措置を講じるとともに、同法人への負担が過剰にならないよう、「母子・父子自立支援・女性相談室(ひとり親家庭サポートステーション)」の相談件数との調整を行うなどの工夫を検討することを求める。

6 マザーズ・サポート・ステーション事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、子ども・子育て支援法、母子保健法である。

財源として、国および北海道から地域子ども・子育て支援事業費補助金(国から補助対象額の3分の2、北海道から補助対象額の6分の1)の補助を受けている。

所管は、子ども未来部母子保健課である。

イ 事業の目的

本事業は、少子化や核家族化の流れが進行し、地域での人々の結びつきも希薄化していく現代社会において、孤立してしまいがちな若い子育て世代の女性が抱える、妊娠、出産、育児にわたる悩みなどに適時適切に対応するために、専任相談員が相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築することを目的とする。

ウ 事業の内容

マザーズ・サポート・ステーションは、平成27年(2015年) 10月に開設された。開設当初は、保健師等の資格を有する専任相 談員として、臨時職員1名を窓口に配置し、妊娠・出産・子育ての スタートとなる妊娠届が提出されるタイミングでの面談支援を実施 する体制であった。

平成28年度(2016年度)には、保健師等の資格を有する専任相談員として嘱託職員2名を配置するとともに、それまで産前・産後ケア事業として実施していた母子保健相談支援強化事業を本事業に取り込むことで、助産師等の資格を有する母子保健相談員に1日3時間の従事を委託し、利用者支援事業の母子保健型として実施することになった。

その後、平成29年度(2017年度)には、母子保健相談員への委託時間を1日3時間から1日6時間に倍増し、平成30年度(2018年度)からは、子育て世代包括支援センターと位置付け、専任相談員を2名増員するなど、支援体制を強化した。

令和元年度(2019年度)からは「函館市子ども・子育て支援 事業計画」に基づき、母子保健相談支援強化事業の一環として、第 1子を出産した家庭や、支援が必要な家庭に対して、助産師等の資 格を有する母子保健相談員の派遣を実施している。

母子保健相談員の派遣については、1件当たり4,700円として業務委託契約を締結して実施している。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	2, 610, 774	2, 803, 238	3, 018, 813

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績は、次のとおりである。

(単位:件)

	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
妊娠局		1, 236	1, 150	1,044
相談	支援数	1,648	1, 474	1, 282
届	出時相談支援	1, 304	1, 228	1, 111
	来所	1, 136	1,073	971
	電話・訪問	168	155	140
窓	口相談支援	344	246	171
	来所	53	41	30
	電話	274	200	125
	メール等	17	5	16
委託	牛数	401	477	496

カ事業の概観

本事業は、妊娠期・出産・子育で期における悩み・困りごとに対して、専任相談員による適切な相談の実施や支援体制の構築、関係機関との連携、橋渡し等のワンストップサービスを提供する子育で世代に対する包括支援センターとして位置付けられるものである。

母体の健康管理や生まれてくる子どもの子育ての出発点となる妊娠届出の提出時に、全妊婦を対象として面接・電話・訪問・メール

などの様々な形態での相談支援を実施しているほか、母子保健相談 支援強化事業の一環として、母子保健相談員を家庭に派遣している。

(2) 監査の結果

【指摘4】

業務委託契約に係る委託金額の算定根拠、事業者選定プロセスに課題があることから、速やかな改善を求める

ア 随意契約

母子保健相談支援強化事業についての業務委託は6件あり、全て 随意契約でなされていることから(地方自治法施行令167条の2 第1項1号、2号)委託金額については、検証可能な客観的な資料・証拠に基づいた合理的な説明が必要である。

委託金額は、適切な価格よりも高ければ、市民が負担する税金を 原資とする公金が無駄に費やされることになり、低ければ、業務委 託に参入する事業者の数や質が低下し、「住民の福祉の増進」が図 られないことになる。適切な金額、すなわち、「最少の経費で最大 の効果」を挙げているかを検討するにあたって、事業を試行し、需 要がなければ撤退することも含めた需要の調査や、事業者にとって 採算が合うか、事業に参加する動機付けが得られるかなど、継続的 に事業を実施することができる金額の積算が必要不可欠である。そ こで、委託金額の根拠について、以下のとおり調査を行った。

イ 調査事項

- (ア)委託金額の算定根拠
- (イ) 金額決定に至るプロセス
- (ウ) 事業者選定のプロセス

ウ 調査の結果

各調査事項について、次の通りの回答を得た。

(ア) 委託金額の算定根拠について 他都市における、類似の訪問事業(保健師、助産師に委託)の 委託料単価を参考に積算した。

(イ) 金額決定に係るプロセスについて

相手方から提出された見積単価が、市の積算単価の範囲内であったため、見積単価と同額で決定した。

(ウ) 事業者選定プロセスについて

保健師または助産師の資格が必要であるところ、技術職の職員 や看護協会等を通じて有資格者の紹介を受け、受託意向のある方 と面接を行った上、知識・意欲があると判断されたものを選定し、 2年目以降は、業務履行状況を勘案したうえで受託意向を確認し、 意向がある場合は契約更新している。

以上の調査結果を踏まえ、事業者から提出された見積単価の疎明 資料の提供を求め、見積書6通を確認した。

エ 調査事項についての評価

(ア) 委託金額の算定根拠に乏しいこと

自治体は自らの事業を外部の事業者に委託するにあたっては、 その委託金額について事業の持続可能性を十分に考慮し、具体的 な根拠を持ち、合理的で、検証可能な算定・積算を主体的に行う べきである。他都市における類似事例のみに積算の根拠をおくべ きではなく、調査結果の回答からは、本委託契約の金額は算定根 拠に乏しいと言わざるを得ない。

(イ) 委託金額決定に至るプロセスが不透明であること

提出された見積書は、押印部分以外が不動文字、文書の作成日が「令和4年(2022年)4月1日」、本文の文字全てが同じ、文書の右上の「別紙3」の記載、本文のインデントのずれなど、特徴が一致している。

また、委託金額が4,700円で全て一致している。

以上の事実は、委託金額決定に関し疑念を抱かせるものであり、 プロセスは不透明なものである。

(ウ) 事業者選定のプロセスにも課題があること

少なくとも現時点において、業務委託への参入の端緒が「紹介」 に限られていることは、事業者選定について、函館市の恣意的な 要素が入る余地がある。また、能動的な新規参入が事実上困難な 状況になっているとも言える。

利用者実績等から本事業自体の意義は高いものであると言え、一般公募等の新規参入を促す取組を行う必要があると考えられる。また、仮に、委託金額が低廉であることが新規参入の障壁となっているために、人的な繋がりでの「紹介」に頼っているのだとすれば、それこそが委託金額の相当性・妥当性に問題があることの裏返しである。

才 指 摘

以上より、母子保健相談支援強化事業業務に係る業務委託契約は、 委託金額の算定根拠および決定過程が不明確であり、検証の可能性 を欠いており、さらに、事業者選定プロセスも不透明である。

このような契約のあり方は、新規参入の障壁となっている恐れも ある。

以上の理由から、業務委託契約の内容(検証可能な委託金額の決定、恣意性を排除した受託者選定のプロセスの構築等)について検討、改善すべきである。

【意見19】

オンライン相談の実施方法、実施条件について、利用者がより 気軽に利用できるように工夫されたい

ア オンライン相談の実施方法等について

マザーズ・サポート・ステーションでは、相談の機会を拡充する という観点から、「Webex Meetings」アプリを利用 したオンライン(ビデオ通話)での相談も実施しており、ホームペ ージにもその旨の案内がなされている。

このオンライン相談は、本人の氏名、電話番号、相談希望日、相談したい内容等を相談希望日の2日前までにメールで送信する方法で申し込むもので、相談時間は「30分以内」とされている。ホームページ上、マザーズ・サポート・ステーションの受付時間の記載はあるが(8時45分~17時30分(土・日・祝日・年末年始は

除く))、相談可能な時間帯については記載がない。

※参考(ホームページによる案内画面)

オンライン相談利用の流れ

STEP1 電子メールで申し込み

メールに下記の**件名と申込内容**を記入の上、相談希望日の2日前までに お申し込みください。

※返信は翌開庁日(土日・祝日・年末年始を除く)以降となります。



申し込みメールはこちら ⇒ mail: mothers@city. hakodate. hokkaido. jp 【件名】オンライン相談申し込み

【申込内容】

- ① 相談者ご本人の氏名
- (2) 電話番号(相談時に連絡が取れる番号)
- ③ 相談希望日 (第3希望まで)
- ④ 相談したい内容(簡単な内容で結構です)

STEP2 相談日時確定のお知らせ



相談日時が確定しましたらメールでお知らせしますので、 マザーズ・サポート・ステーションからのメールが受信可能な設定に してください。

※お知らせした相談日時の変更を希望する場合は、電話連絡等をお願いします。

STEP3 「Webex Meetings」アプリをダウンロード



Webex ミーティング招待状のメールをお送りします。

STEP 4 オンライン相談実施

相談日時になりましたら、招待状メール内の URL、または 「ミーティングに参加する」をクリックしてください。 ※相談時間は30分以内とさせていただきますので、ご了承ください。



<お問い合わせ> マザーズ・サポート・ステーション

函館市五稜郭町23番1号(函館市総合保健センター内)

電話:(0138)32-1565 FAX:(0138)32-1506

E-mail:mothers@city.hakodate.hokkaido.jp

イ オンライン相談活用の重要性など

多様な相談体制を用意することは、不安・悩みを抱える市民への対応として望ましいものである。特に、オンライン相談は、自宅に居ながら相談員とモニター越しに顔を合わせて話をすることができるという点で、電話相談やメール相談にはない安心感が得られ、相談者の心理的不安の解消に大きく資するものと考えられ、より活用が求められる。

ウ 意 見

オンライン相談の体制は、2日前までのメールでの申込みが必要であること、また、相談時間が30分以内とされ、相談可能時間の案内もないことから、即応体制に乏しい。

例えば、申し込み方法について、メールに限定することなく、電話でも可能とするなどの工夫により、本相談の利用への心理的ハードルは下がり、市民がより活用する契機となると考える。

オンライン相談は、来所や電話、あるいは訪問による即応体制に 対する補充的な意味合いが強いが、新型コロナウイルス感染症の拡 大期のように、直接の面談が行いにくい状況が生じた場合にも、有 用である。

社会のIT化の進行が著しい現代において、オンライン相談は、 今後より一層の活用が求められることから、市民サービスの観点より、実施方法、実施条件の工夫など、相談体制の充実の検討を要望する。

7 産後ケア事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、母子保健法である。

財源として、国から、母子保健衛生費補助金 (総事業費の2分の

1)の補助を受けている。

所管は、子ども未来部母子保健課である。

イ 事業の目的

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、 産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的と する。

ウ 事業の内容

(ア) 宿泊型産後ケア

出産後に家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられず、 育児手技等が不安定な出産後2か月以内の産婦とその子を産科医 療機関に概ね1週間程度宿泊させ、助産師等の専門職が産後の母 体の管理や乳児のケア、家庭に戻ってからの子育てや生活の仕方 等の指導を行う。

(イ) 通所型産後ケア

日中、事業者の施設において、来所した対象者に対し、個別または集団で心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施する。

(ウ) 訪問型産後ケア

実施担当者が対象者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施する。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

			<u> </u>
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	1, 581, 506	1, 418, 378	2, 652, 643

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績は、次のとおりである。

(単位:日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日数	92	94	317

事業別委託料決算

(単位:件/日/円)

区分 令和2年度 令和4年度 宿泊型 件数 17 16 17 日数 92 94 87 委託料(014,400) 1,548,000 1,393,200 1,252,800 月数 36 345,600 (1日6時間) 4 54 日数 54 159 54 159 763,200 株数 14 35 35 委託料(06,400) 4 東井支所管内(01,920) 委託料(01,920) 惠山支所管内(02,800) 委託料(02,800) 大通費 0 大田支所管内(03,400) 委託料(00,000) 大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田	7 /10/47				A T. A F		
音泊型 日数 92 94 87 35 345,600 1,393,200 1,252,800 1,548,000 1,393,200 1,252,800 1,252,800 1,548,000 1,393,200 1,252,800 94 87 35 36 36 36 36 36 36 36		区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度
### 25			件	数	17	16	17
養託料 億14,400 1,548,000 1,393,200 1,252,800 推数 (1日6時間) 日数 委託料 億9,600 345,600 推数 (1日3時間) 日数 委託料 億4,800 763,200 排數 (1日3時間) 日数 委託料 億6,400 224,000 产井支所管内 億1,920 延件数 委託料 億2,800 0 本託料 億2,800 委託料 億3,400 0 被法華支所管内 億3,400 延件数 委託料 63,400 0 南茅部支所管内 億3,400 延件数 委託料 60 0 市茅部支所管内 億3,400 延件数 60 0 市茅部支所管内 60 延件数 60 0 市茅部支所管内 60 延件数 60 0 市茅部支所管内 60 延件数 60 0 市茅部支所管内 60 延件数 60 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		宿泊型	日	数	87		
通所型 (1日6時間) 日数 委託料 @9,600 件数 159 日数 54 159 763,200 件数 04,800 14 日数 委託料 @6,400 224,000 戶井支所管内 @1,920 延件数 委託料 @6,400 恵山支所管内 @2,800 延件数 0 被法華支所管内 @3,400 延件数 0 被法華支所管内 @3,400 延件数 0 南茅部支所管内 @3,400 延件数 0 向 0 0 0 <		шит			1, 548, 000	1, 252, 800	
(1日6時間) 委託料 @9,600 (1日3時間) 件数			件	数		/	9
(1 日 3 時間) (200 (224,000 <t< td=""><td></td><td></td><td>日</td><td>数</td><td></td><td></td><td>36</td></t<>			日	数			36
通所型 (1日3時間) 日数 委託料 @4,800 排 (224,000 排 (6,400 戶井支所管內 (1,920) 延件数 委託料 (6,400) 惠山支所管內 (2,800) 延件数 (224,000) 東山支所管內 (2,800) 延件数 (224,000) 被法華支所管內 (2,800) 延件数 (2,800) 被法華支所管內 (2,800) 延件数 (2,800) 市茅部支所管內 (2,800) 延件数 (2,800) 東上科 (2,800) 延件数 (2,800) 東上科 (2,800) 延件数 (2,800) 東子科 (2,800) 延件数 (2,800) 東子科 (2,800) 延件数 (2,800) 東子科 (2,800) 延件数 (2,800) 東子科 (2,800) 近件数 (2,800) 東子科 (2,800) 近件数 (2,800) 東子科 (2,800) 近件数 (2,800) 東京教 (2,800) 近井 (2,800) 東京教 (3,400) 近井 (4,800) 東京教 (4,800) 近井 (4,800)	(]	1日6時間)					345, 600
(1日3時間) 委託料			件	数			54
方63, 200 (24, 800) (4 数) 日数 14 多託料 (224, 000) (24, 000) (24, 000) (24, 000) (24, 000) (25, 200) (24, 000) (26, 400) (24, 000) (27, 000) (24, 000) (28, 00) (27, 000) (29, 800) (20, 800) (20, 800) (20, 800) (2			日	数			159
訪問型 日数 委託料 ②6,400 ②6,400 ②24,000 少通費 延件数 惠山支所管内 延件数 ③2,800 委託料 根法華支所管内 延件数 ⑥3,400 委託料 南茅部支所管内 延件数 ① 0 ○ 35 224,000 ② 0 ○ 0		(1日3時間)				763, 200	
委託料			件	数			14
委託料 ②6,400 06,400 延件数 ②1,920 委託料 惠山支所管内 延件数 ③2,800 委託料 根法華支所管内 延件数 ③3,400 委託料 南茅部支所管内 延件数 ① 3,400 並件数 0 ②3,400 委託料		訪問刑	日	数		35	
(2) (3) (4) (4) (5) </td <td></td> <td>103 F43</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td>224, 000</td>		103 F43				/	224, 000
交通費 恵山支所管内 延件数 ⑩2,800 委託料 椴法華支所管内 延件数 ⑩3,400 委託料 南茅部支所管内 延件数 0 0		戸井支所管内	延伸	牛数			0
交通費 @ 2,800 委託料 加算 概法華支所管內 @ 3,400 延件数 委託料 南茅部支所管內 0 延件数 0		@1,920	委詢	乇料			0
加算 概法華支所管内 @ 3, 400 延件数 委託料 向茅部支所管内 延件数 0		恵山支所管内	延伸	牛数		0	
(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	交通費	@2,800	委詢	壬料			0
(2) (3) (400) (400) (400) (5) <td< td=""><td></td><td>椴法華支所管内</td><td>延伸</td><td>牛数</td><td></td><td></td><td>0</td></td<>		椴法華支所管内	延伸	牛数			0
			委詢	毛料			0
		南茅部支所管内	延伸	牛数			0
			委詢	モ料			0

※宿泊型以外は、令和4年4月開始

※委託料単価は、令和4年度の単価

カ 事業の概観

宿泊型産後ケア、通所型産後ケア、訪問型産後ケアの3つの事業 がある。

(ア) 宿泊型産後ケア

出産後に家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられず、 育児手技等が不安定な出産後2か月以内の産婦とその子を産科医 療機関に概ね1週間程度宿泊させ、助産師等の専門職が産後の母 体の管理や乳児のケア、家庭に戻ってからの子育てや生活の仕方 等の指導を行う。

(イ) 通所型産後ケア

日中、事業者の施設において、来所した対象者に対し、個別または集団で心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施するほか、食事の提供や授乳指導等も行う。

(ウ) 訪問型産後ケア

実施担当者が対象者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施する。

(2) 監査の結果

【指摘5】

業務委託契約に係る委託金額の算定根拠、金額決定に至るプロセス等に課題があることから、速やかな改善を求める

ア 随意契約

本事業の業務委託は8件有り、全て随意契約である(地方自治法施行令167条の2第1項2号)。入札による方法ではない以上、委託金額については、検証可能な客観的な資料・証拠に基づいた合理的な説明が必要である。

委託金額は、適切な価格よりも高ければ、市民が負担する税金を 原資とする公金が無駄に費やされることになり、低ければ、業務委 託に参入する事業者の数や質が低下し、「住民の福祉の増進」が図 られないことになる。適切な金額、すなわち、「最少の経費で最大 の効果」を挙げているかを検討するにあたって、事業を試行し、需 要がなければ撤退することも含めた需要の調査や、事業者にとって 採算が合うか、事業に参加する動機付けが得られるかなど、継続的 に事業を実施することができる金額の積算が必要不可欠である。そ こで、委託金額の根拠について、以下のとおり調査を行った。

イ 調査事項

(ア) 委託金額の算定根拠

(イ) 金額決定に至るプロセス

(ウ) 事業者選定のプロセス

ウ 調査の結果

各調査事項について、次の通りの回答を得た。

(ア) 委託の算定根拠について

宿泊型については、開始当時に先行して実施していた他都市4 市の委託料の平均を用いて積算した。通所・訪問型については、 それぞれ中核市における委託料の平均を用いて積算した。

(イ) 金額決定に係るプロセスについて

相手方から提出された見積単価が、市の積算単価の範囲内であったため、見積単価と同額で決定した。

(ウ) 事業者選定プロセスについて

市内産科婦人科医療機関および助産所に受託意向調査を行い、 意向があり、要件を満たす事業者を選定したというものであった。

以上の調査結果を踏まえ、さらに、(イ)に関連して「相手方の 見積単価」を証明する資料の提出を求め、見積書8通を確認した。

エ 調査事項についての評価

(ア) 委託金額の算定根拠に乏しいこと

自治体は自らの事業を外部の事業者に委託するにあたっては、 その委託金額について事業の持続可能性を十分に考慮し、具体的 な根拠を持ち、合理的で、検証可能な算定・積算を主体的に行う べきである。他都市における類似事例のみに積算の根拠をおくべ きではなく、調査結果の回答からは、本委託契約の金額は算定根 拠に乏しいと言わざるを得ない。

そもそも、産後ケア事業は、令和元年(2019年)母子保健 法改正(令和3年(2021年)施行)によって、国が推進する 重要な事業である。産後ケアの潜在的な需要は大きいものと考え られる。子の出産直後の母子(父子)は、自ら能動的に助けを求 めることが困難であることが多く、アウトリーチ的アプローチが 必要である。このような事情から、積極的に資金を投入することで、産後の新生児親子のケア(物理的な援助やケア、メンタルヘルス等)、産後うつによる自殺防止、出生数増加による人口増加という「住民の福祉の増進」の「最大効果」が十分得られることが見込まれる。

(イ) 金額決定に至るプロセスが不透明であること

提出された見積書は、タイトル「見積書」のアンダーライン、 金額と押印部分以外が不動文字、文書の作成日が「令和4年 (2022年)4月1日」、金額の手書き以外の本文の文字全て が同じなど、特徴が一致している。

また、委託金額は宿泊型、通所型、訪問型のそれぞれについて 同額となっている。

以上の事実は、委託金額決定に関し疑念を抱かせるものであり、 プロセスは不透明である。

(ウ) 事業者選定のプロセスについて

随意契約理由書によれば、市内産科婦人科医療機関13施設、市内助産院3施設に受託の意向を確認し、うち8施設が希望したとのことである。内訳としては、医療機関13施設中6施設が、助産院3施設中2施設が希望したことになる。残る8施設が希望しなかった理由は不明である。

才 指 摘

以上から、本件委託契約は、金額決定のプロセスが不透明であり、 事後的な検証可能性に乏しいものであること、委託金額の算定根拠 についても十分なものとは言えないため、業務委託契約の内容につ いて検討、改善すべきである。

随意契約を締結するにあたっては、プロセスの透明性、事後的な 検証可能性を担保することが極めて重要であることに鑑み、指摘と した。

【意見20】

本事業の重要性に鑑み、より積極的な事業活動を行うことに努められたい

ア 実績が低いこと

訪問型では、令和4年度(2022年度)の予算約200万円に対し、決算は約20万円であり、予算のわずか1割にしか至っていない。

これは、予想される需要に対し、あまりにも低すぎる数値であり、 事業活動として不十分な状況であると言え、委託料の増加や交通費 加算の増加などを行い、新規参入を行う事業者の増加を図るなどの 対応をすべきである。

イ 函館市東部の実績がないこと

函館市東部(戸井、恵山、椴法華、南茅部)には産後ケアに対応 した医療機関がない中で、訪問型の実績は0件である。

ウ 意 見

本事業の意義に照らせば、事業者および利用者は多ければ多いほどよく、近隣自治体の医療機関、助産院を含めて公募を実施するなど、函館市に限らず柔軟に対応し、新規参入を促すべきである。

なお、東部地域については、通所型に対応した施設がないことか ら、訪問型による対応を特に要望する。

8 定期予防接種事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、予防接種法、予防接種法施行規則、予防接種法施行令等である。

財源として、道の負担金(予防接種障害者給付金の4分の3)が 交付されている。

所管は、子ども未来部母子保健課である。

イ 事業の目的

本事業は、昭和23年度(1948年度)から開始された。

予防接種法第5条第1項に基づいて、伝染のおそれがある疾病 (ジフテリア、百日せき、急性肺白髄炎(ポリオ)、麻しん、風し ん、日本脳炎、破傷風、結核、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、 子宮頸がん等。以上を「A型疾病」という。)の発生およびまん延 を予防するためにワクチンの予防接種を行い、公衆衛生の向上と増 進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図 ることを目的とする。

これらのうち、子宮頸がんワクチンについては、未就学児を対象 としないため、以下記載を省いている。

ウ 事業の内容

厚生労働省の「定期の予防接種実施要領」では、予防接種は医療機関における個別接種が原則とされている。

そのため、BCGを除く予防接種は、函館市医師会および渡島医師会に所属する医療機関に委託して実施している。

なお、BCGは、令和4年(2022年)3月までは、函館市総 合保健センターにおいて、集団接種で実施していた。

平成26年度(2014年度)以降の予防接種事業の変遷は以下のとおりである。

・平成26年10月 水痘ワクチンが定期接種化

・平成26年12月 三種混合ワクチンの販売終了 (なお、平成30年1月に販売再開)

・平成28年14月1日 日本脳炎ワクチンが定期接種化

- ・平成28年10月1日 B型肝炎ワクチンが定期接種化
- ・令和 2年10月1日 ロタウイルスワクチンが定期接種化

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	380, 876, 226	339, 256, 158	352, 129, 849

オ 利用者の実績等

直近3年間の利用実績(接種件数)は、次のとおりである。

(単位:件)

			\ _ <u>~</u> • /
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
四 (三) 種混合	5, 208	4,652	4, 228
麻しん・風しん	2, 781	2,631	2, 334
水痘	2, 638	2, 282	2,061
ジフテリア・破傷風 (二種混合)	1, 579	1, 428	1, 251
BCG	1, 186	1, 123	1, 205
ヒブ	5, 184	4,634	4, 214
小児用肺炎球菌	5, 052	4,640	4, 204
日本脳炎	11, 655	5, 868	7, 980
B型肝炎	3, 712	3, 433	3, 157
ロタ	1, 228	2, 979	2, 706

カ 事業の概要

- (ア)本事業は、保護者が子どもに接種を受けさせるよう努めなければならない義務(努力義務 予防接種法第9条第2項)がある予防接種について、定期の予防接種を実施するものとし(同法第5条第1項)、接種できる年齢の期間内においてなされた接種に対して、公費を支出するというものである。
- (イ)未就学児を対象とした定期予防接種は、大別すると下記の8つであり、接種できる年齢もそれぞれ異なる。

以下は、それらを取りまとめたものであるが、初回接種時期の 違い等により、その後の接種時期、内容などが異なってくる。

《定期予防接種一覧》

名 称	目的	対象年齢	備考
B C G	結核の予防	生後3か月~ 1歳未満	
ロタウイルス	ロタウイルスによる 胃腸炎を予防	出生6週0日~ 24週0日後 または 32週0日後 まで	2回接種ワクチンと 3回接種ワクチン がある
ヒブ	細菌性髄膜炎、敗血症、 急性咽頭蓋炎などの 感染症の予防	生後2か月~ 5歳未満	3回接種の後、 追加接種1回
小児用 肺炎球菌	細菌性髄膜炎、肺炎、 重い中耳炎などの 感染症の予防	生後2か月~ 5歳未満	3回接種の後、 追加接種1回
B型肝炎	B型肝炎の予防	1歳未満	3回接種
四種(三種) 混合	(三種混合ワクチン) ジフテリア・百日咳・ 破傷風を予防 (四種混合ワクチン) 不活化ポリオワクチン を加えたもの	生後2か月~ 7歳6か月未満	3回接種の後、 追加接種1回 ※11~13歳に 第2期として 二種混合ワクチン を接種
麻しん・ 風しん	麻しん(はしか)および 風しん(三日はしか) の予防	1歳~2歳未満 および 就学前1年間	※11~13歳に第2期として二種混合ワクチンを接種
水痘	水痘(水ぼうそう) の予防	1歳~3歳未満	2回接種

これらの定期予防接種の種類や時期については、一番身近なものとして母子健康手帳に記載があり、接種済みかどうかなどがわかるようになっている。

また、函館市が令和5年(2023年)7月3日から導入した 函館市子育てアプリ「すくすく函館っ子」(はこっこ)は、妊娠・出産や子育てに関する市からのお知らせやイベント情報を受け取ることができるほか、妊娠中の健診記録や子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理などができる。同アプリは、株式会社エムティーアイが提供する電子母子健康手帳アプリ「母子モ」である。同アプリの機能として、定期予防接種日や乳幼児健診の児童スケジューリング機能、予防接種の種類・接種可能な医療機関の検索機能、受け忘れ防止アラート機能等がある。

(ウ) 実施方法

厚生労働省が定める「定期の予防接種実施要領」(厚生労働省 健康局長通知)において、定期予防接種は、医療機関で行う個別 接種が原則とされている。

そこで、函館市では、函館市医師会および渡島医師会に所属する医療機関に、予防接種業務を委託して実施をしている。

(エ) 業務委託契約の内容について

函館市は、公益社団法人函館市医師会と一般社団法人渡島医師会のそれぞれと随意契約で予防接種業務委託契約を締結している。 本契約により、予防接種における事故を未然に防止し、円滑かつ適正な接種の実施を行うことが図られる。

特に未就学児の場合、より適切な予診を実施したうえで予防接種を実施することが望ましい。また、予防接種を実施する医療機関は、日頃から当該未就学児の健康状態を熟知する「かかりつけ医」が望ましい。

したがって、本契約においては、単純な価格競争原理ではなく、 接種対象者である未就学児を含む市民が、かかりつけ医等、幅広 い選択肢から医療機関を選択することができることを重視すべき である。

函館市医師会には、函館市内のほぼ全ての医療機関が所属することから、同医師会を契約の相手方と特定することは合理的であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する適正なものであると認められる。

また、函館市近郊の医療機関がかかりつけ医であるというケースを想定した渡島医師会との随意契約についても、市民の生活実態に即したものである。

(2) 監査の結果

ア結果

本事業の実施状況について確認をしたが、適正に実施されており、特段指摘すべき問題はない。

なお、本事業における契約は随意契約であるが、かかりつけ医への受診という市民目線を反映したサービスを主眼としたものであり、 随意契約とすべき十分な理由があるものと判断した。その理由は前 述の「(1) カ 事業の概要(エ)」のとおりである。

なかでも、渡島医師会との契約を締結し、函館市民が北斗市、七 飯町の医療機関における定期予防接種を可能にしている点は、市民 生活の実態、市民ニーズへの対応として望ましいものである。

仮に、渡島医師会との契約が存在せずに函館市民が北斗市や七飯町の医療機関で予防接種を受けた場合、市民は、支払った金額について、やむを得ない事情を明らかにしたうえで、函館市が委託契約をしている金額を最高限度額として、これと実負担額とのどちらか低い方を償還払いするという予防接種費償還払で対応することになる。

しかし、これはとりわけ北斗市や七飯町の医療機関をかかりつけ 医としている函館市民にとって煩瑣であるし、市職員の事務作業の 負担も少なくないと考えられる。あらかじめ渡島医師会との委託契 約を締結することのメリットは大きいものと推察するところである。

イ 予防接種の範囲の拡大について

未就学児に対する予防接種については、前述した予防接種法に定められたA型疾病よりもその範囲を拡大すべきではないか、すなわち、日本小児科学会からその接種が推奨されているが費用は自己負担となる任意予防接種、例えばインフルエンザ、おたふくかぜ等のワクチン接種について自治体としての補助を行うべきではないか、といった議論も存在する。

もっとも、本事業は、あくまでも国の予防接種法に基づく定期予防接種の実施に関する事業である。そこで、この問題意識については、函館市の医療費助成の在り方について検討する項目(第4の6子ども医療費助成)にて述べることとする。

9 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、児童福祉法、子ども子育て支援法、 母子保健法である。

財源として、国および北海道から、地域子ども・子育て支援事業 費補助金(それぞれ総事業費の3分の1ずつ)の補助を受けている。 所管は、子ども未来部母子保健課である。

イ 事業の目的

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や 悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等や、親子の心身の状況 や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切 なサービスを結びつけることで、母親の育児不安等の軽減、児童虐 待防止、子どもの健全育成を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

- (ア) 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、下記の支援 を行う。
 - ・乳児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、 子育て支援に関する情報提供等を行う。
 - ・親子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行い、支援 が必要であると判断した家庭に対し適切なサービス提供につな げる。
- (イ) 訪問スタッフには、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用することとしている。
- (ウ) 訪問結果により、支援が必要と判断された家庭について、適宜、 関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとし た適切なサービスの提供につなげる。
- (エ) なお、本事業は、複数の事業者に業務を委託し行っている。受 託者は、「業務処理要領」に基づき、善良な管理者の注意をもっ

て行うものとされている(こんにちは赤ちゃん事業業務委託契約 書第2条1項)。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	665, 946	500, 549	546, 795

オ 利用者等の実績(子育てアドバイザーによる訪問実績) 本事業における直近3年間の訪問実績等は、次のとおりである。 令和4年度訪問内訳 (単位:人)

生月	R3 年		R4 年														合
訪問	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	計
4月		4	5	16	2	1											28
5月				2	14	3											19
6月					1	11	5										17
7月						1											1
8月							2	14									16
9月								2	13	1							16
10月									1	14	2						17
11月											16	1					17
12月												4	16	5			25
1月													13	2			15
2月													2	11	1		14
3月														2	9	4	15
合 計	0	4	5	18	17	16	7	16	14	15	18	5	31	20	10	4	200

令和3年度訪問内訳

生	R2 年		R3 年														合
訪問	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	計
4月			3	14	2												19
5月				1	11	1											13
6月				1	3	15											19
7月					1		17	1									19
8月								12	5								17
9月							1	1	7	2							11
10月									3	12	4						19
11月											20	2					22
12月												18	2				20
1月												2	3				5
2月																	0
3月														15	5		20
合 計	- 0	0	3	16	17	16	18	14	15	14	24	22	5	15	5	0	184

令和2年度訪問内訳

(単位:人)

生月	R1 年		R2 年														合
訪問	11 月	12 月	1月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	計
4月		1	5	9													15
5月																	0
6月				8	31	34	4										77
7月						6	27										33
8月							1	17	8								26
9月								3	16	2							21
10月								1	1	30	9						41
11月											21	1					22
12月											2	14	2				18
1月											1	1	14	7			23
2月												2	2	13	1		18
3月														2	12	1	15
合 計	0	1	5	17	31	40	32	21	25	32	33	18	18	22	13	1	309

カ 事業の概観

(ア)本事業の対象は、生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を対象にした全戸訪問事業のうち、一部を子育てアドバイザーに委託する事業である。上記実績は子育てアドバイザーが実施した件数であり、全戸訪問事業全体の実績は次の通りである。

(単位:人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	1, 161	1,084	1,036
訪問者数	1, 157	1,081	1,033

対象者数と訪問者数の差はごくわずかであり、全戸訪問という 目標はほぼ達成できていると評価できるものの、各年数名程度 (令和4年度(2022年度)においては3名)の訪問未了者が 存在しており、全戸訪問の完全な達成を期待したい。

(イ) 費用は、無料である。

(ウ) 訪問までの流れは、母子健康手帳交付時に渡されたハガキ(出生届出書)を母子保健課に送付し、後日、訪問担当者が日程調整の連絡をする。なお、全ての家庭を対象にしているため、ハガキの送付がない場合においても、母子保健課から連絡を取っている。

(エ)子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭は存在し、育児ストレスや産後うつ状態等により、子どもの虐待につながる可能性もある。本事業は母親の育児不安等の軽減、児童虐待防止、子どもの健全育成を図る観点から、非常に重要かつ意義の大きな事業であると言える。

(2) 監査の結果

【指摘6】

委託金額の算定根拠に乏しく、契約上の金額決定プロセスも不透明であるなど、随意契約の内容に課題があるため、速やかに是正されたい

ア 随意契約

本事業の業務委託は5件あり、全て随意契約である(地方自治法施行令167条の2第1項2号)。入札による方法ではない以上、委託金額については、極力、客観的な証拠に基づき、合理的な説明を求めながら、監査をする必要がある。

委託金額は、適切な価格よりも高ければ、市民が負担する税金を 原資とする公金が無駄に費やされることになり、低ければ、業務委 託に参入する事業者の数や質が低下し、「住民の福祉の増進」が図 られないことになる。適切な金額、すなわち、「最少の経費で最大 の効果」を挙げているかを検討するにあたって、事業を試行し、需 要がなければ撤退することも含めた需要の調査や、事業者にとって 採算が合うか、事業に参加する動機付けが得られるかなど、継続的 に事業を実施することができる金額の積算が必要不可欠である。そ こで、委託金額の根拠について、以下のとおり調査を行った。

イ 調査事項

- (ア) 委託金額の算定根拠
- (イ) 金額決定に至るプロセス
- (ウ) 事業者選定のプロセス

ウ 調査の結果

各調査事項について、次の通りの回答を得た。

(ア) 委託金額の算定根拠について

函館市の「子育てアドバイザー」に対する報償費単価(交通費相当1,000円)に、相談支援業務を加味して積算した。

(イ) 金額決定に至るプロセスについて

相手方の見積単価が、市の積算単価の範囲内であったため、見 積単価と同額で決定した。

(ウ) 事業者選定のプロセスについて

市が認定している「子育てアドバイザー」(子育てアドバイザーについては、第2の4)の有資格者のうち、受託意向のある者と面接し、一定の資格・知識・意欲がある者を選定した。2年目以降は業務履行状況を勘案したうえで受託意向調査を実施し、意向がある場合は契約更新している。

以上の調査結果から、金額決定に至るプロセスの確認のため、 「相手方の見積単価」を疎明する資料の提出を求め、見積書5通を 確認した。

エ 調査事項についての評価

(ア) 委託金額の算定の根拠に乏しいこと

交通費相当額が1,000円であれば、1回当たりの報酬は500円ということになるが、交通費を一律1,000円とする根拠は不明であり、実質報酬額を500円とする根拠も不明である。実質的な報酬額が500円であるとすれば、あまりにも低過ぎると言わざるを得ない。事業の持続可能性を十分に考慮し、具体的な根拠のある積算をすべきである。

こんにちは赤ちゃん事業は、乳児家庭全戸訪問事業の通称であり、生後4か月までの乳児がいる家庭に訪問する子育てのためのセーフティネット事業であり、行政主導による強制的なアウトリーチアプローチである。

函館市の出生児数は、令和4年(2022年)で1,083人である。月に平均すると90人が出生している。

乳児家庭の孤立を防ぎ、新生児への虐待防止等、乳児の健全な育成を確保するためには、不足のない訪問が必要であり、人員の確保が不可欠である。

本事業における訪問は、主として保健師・助産師の資格を持つ 市職員または「母子保健相談員」が担っていることからすると、 外部委託は、あくまで補完的な役割であるが、業務内容に応じた 適切な委託料を設定し、必要な業務委託先を確保する努力が求め られる。

(イ) 金額決定に至るプロセスが不透明であること

見積書は、押印部分以外が不動文字、文書の作成日が「令和4年(2022年)4月1日」、本文の文字全でが同じなど、特徴が一致している。

また、複数の受託希望者の委託金額が1,500円で一致している。

以上の事実は、委託金額決定に関し疑念を抱かせるものであり、 プロセスは不透明なものである。

(ウ) 事業者選定のプロセスが不透明であること

随意契約理由書によると、「子育てアドバイザー」の有資格者のうち、受託意向のある者と面接したとのことであるが、令和4年度(2022年度)に函館市に登録されている「子育てアドバイザー」の有資格者の数は27名に過ぎない。しかも、子育てアドバイザーの養成・認定は平成24年度(2012年度)を最後に行われておらず、有資格者の高齢化は進み、その数も減少する一方である。

「子育てアドバイザー」がこのような実情にあるということを 把握しながら、受託者を「子育てアドバイザー」有資格者に限る というのは合理性を欠くものである。

才 指 摘

本事業に係る随意契約は、その委託金額の決定プロセスが不透明であり、金額の合理性が説明できるものではない。さらに受託者を「子育てアドバイザー」に制限する理由もないことから、業務委託契約の内容について検討、改善すべきである。

第4 その他の事業

1 養育費確保支援事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市については、函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付要綱および函館市養育費保証契約支援補助金交付要綱である。

財源として、国から母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 (総事業費の2分の1)の補助を受けている。

所管は、子ども未来部子育て支援課である。

イ 事業の目的

養育費は、子どもの生活と成長のために極めて重要な権利であることを踏まえ、養育費の取り決めを促す支援を行うとともに、取り決め後の不払いに対する支援を行うことにより、子どもの健やかな成長とひとり親家庭の自立を促し、貧困からの脱却を図ることを目的とする。(令和4年度(2022年度)事業を開始)

ウ 事業の内容

養育費に関する債務名義(養育費を請求する権利を定めた公正証書(強制執行認諾条項付きに限る)、調停調書、審判書、判決書、和解調書等)の取得にかかった費用を補助する公正証書等作成支援補助金の支給および保証会社と養育費の保証契約を結ぶ際の初回保証料の補助をする養育費保証契約支援補助金の支給である。

なお、公正証書等作成支援補助金の上限額は3万円であり、養育 費保証契約支援補助金の上限額は5万円である。

【公正証書等作成支援補助金の補助対象費用】

養育費の取り決め方法	補助対象費用
公正証書(強制執行認	・公証人役場に支払った公証人手数料
諾条項付きに限る)	・戸籍謄本等の添付書類の取得費用
	・調停申し立てに要する収入印紙代
家庭裁判所の調停	・戸籍謄本等の添付書類の取得費用
	・連絡用の郵便切手代
	・裁判に要する収入印紙代
家庭裁判所の裁判	・戸籍謄本等の添付書類の取得費用
	・連絡用の郵便切手代

エ 事業費の推移

令和4年度(2022年度)の事業費は、18万6,728円である。

オ 利用者等の実績

令和4年度(2022年度)の利用実績は、公正証書等作成支援補助金を11件支給した。養育費保証契約支援補助金の支給は行っていない。

カ 事業の概観

養育費は、子どもの生活と健やかな成長のために極めて重要な権利である。ひとり親家庭が、養育費を確実に受け取ることができるよう支援するため、債務名義の取得に掛かる費用と保証会社と養育費保証契約を締結する際に掛かる初回保証料の費用を補助するものである。

(2) 監査の結果

【指摘7】

本事業のうち、養育費保証契約支援補助金制度は、弁護士法第72 条等に抵触する可能性がある契約に対する補助金の支出を認める ものであるから、廃止を検討されたい

(参照条文)

弁護士法

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非 訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件 その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務 を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、 この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止)

第七十三条 何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によって、その権利の実行をすることを業とすることができない。

ア 養育費保証サービスの問題点

養育費の確保がひとり親世帯にとって極めて重要であることは論 を俟たない。

しかし、養育費保証サービスには様々な形態がある。

まず、養育費請求権という他人の権利を、保証契約に基づく求償権取得という形式を取ることで実質的に譲り受け、業として養育費回収を訴訟、交渉又は強制執行によって実行するものと評価できる場合には、弁護士法第73条(譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止)、弁護士職務基本規程第11条(非弁護士との提携)に抵触する可能性がある。

また、養育費保証サービス提供業者によっては、養育費を定めた 文書が予め存在しないときに、養育費保証サービスの附随サービス として、養育費に関する交渉、書面作成を弁護士が行うサービスを 提供するところもある。その際、名目のいかんを問わず、弁護士紹 介の対価の授受が行われていると評価される場合には、法律事務の 有償周旋(非弁提携)として弁護士法第72条に抵触する可能性がある。

このように、養育費確保支援事業のうち、養育費保証契約支援補助金制度に関しては、養育費保証サービス自体が、原則として、弁護士法第73条違反(契約内容次第では、弁護士法第72条違反)なのであり、公序良俗に反し無効となりうるものである(民法第90条)。

そのような契約に対する補助金を支給することは、いかに養育費 の確保がひとり親世帯にとって重要であっても、許容されるもので はない。

イ 指 摘

養育費保証契約支援補助金制度については、速やかな廃止を求める。

なお、市民から相談があった場合には、市役所の無料法律相談や 法テラスの利用方法を案内することが望ましい。

【意見21】

公正証書等作成支援補助金制度は、弁護士法第72条に違反しないことを支給要件とし、その支給にあたって厳しくチェックされたい

ア 公正証書作成の問題点

弁護士以外の者は、報酬を得る目的で、一般の法律事件に関して 鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務について取り扱い をすることができない(弁護士法第72条)。

そして、単なる文書作成であっても、類型的に紛争性の高い離婚事件における離婚協議書や養育費に関する和解契約書の作成は、通常、同条が定める「鑑定」に当たる(なお、文理解釈によれば、公証人による意見は「鑑定」、利害の調整は「仲裁」となり、弁護士法第72条に当たりうるとされている)。特に、補助金の対象となる公正証書については、強制執行認諾条項が付されたものに限定されていることからすれば、やはり法律の専門家による法的助言を受けることが望ましい。

また、実際にも、離婚に伴う養育費の定め等について、公正証書

を作成する際に、弁護士以外の者が関与するケースが見受けられる。

イ 意 見

函館市においては、弁護士法第72条に違反しないこと、すなわち、名目を問わず、弁護士以外の者に対する報酬の支払原資として公正証書等作成支援補助金制度が利用されていないことを支給要件とし、同制度に基づく補助金の支給にあたっては、厳しくチェックをなされたい。

2 子ども家庭総合支援拠点事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、児童福祉法、児童虐待の防止に関する法律である。

財源として、国から児童虐待・DV対策等総合支援対策事業費補助金(事業費および職員費の2分の1)の補助を受けている。

所管は、子ども未来部次世代育成課である。

イ 事業の目的

本事業は、国が定める拠点の職員配置基準を満たしながら運営することにより、市の職員体制の強化と専門性の確保を図り、子どもと家庭へより適切な対応や支援の全般に係る業務を総合的に推進することを目的とする。

ウ 事業の内容

児童福祉法第10条の2および「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」に基づき、令和4年(2022年)4月1日付けで「函館市子ども家庭総合支援拠点」を設置した。

18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる場所として、「子どもなんでも相談110番」を設置するとともに、子ども家庭総合支援拠点として、関係機関と連携強化を図り、支援の必要な子どもや家庭に対する適切な支援の実施や児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応に取り組むなど、子どもとその家庭等を対象にした支援に係る業務全般を行う。

本事業開始年度は令和4年(2022年)である。令和3年度 (2021年度)までは要保護児童対策、子どもなんでも相談110 番、養育支援訪問事業(第4の3参照)を個別に予算計上していた。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費			1, 980, 310

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績等は、次のとおりである。

【子どもなんでも相談110番 相談実績】 (単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養護相談	539	482	673
保健相談	13	10	0
障害相談	9	6	7
非行相談	11	29	15
育成相談	81	81	64
その他	230	275	304
合 計	883	883	1,063

【児童虐待対応の実績】

(ア) 要保護児童対策調整機関業務

~要保護児童対策地域協議会~

・代表者会議:年1回 全46機関が参集

(令和4年(2022年)は書面で開催)

・実務者会議:年4回 6、10、2月に虐待対応の主幹的役割

を担う6機関で開催。残り1回は協議会構成機関

に向けた研修会形式で開催

- ・個別ケース検討会議:随時、状況に応じて開催
- (イ) 市民、関係機関からの通告による虐待への対応
- (ウ) 職員の資質向上のための各種研修会への参加

(単位:件/回)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
虐待通告件数	125	72	252
個別ケース検討 会議開催回数	101	91	97

カ 事業の概観

(ア) 0歳から18歳までの子どもに関するあらゆる相談に応じるため、「子どもなんでも相談110番」を設置し、専門の相談員を配置している(家庭児童相談室を兼ねている)。

- (イ)また、「児童福祉法」および「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、関係機関と連携を図りながら児童虐待防止および啓発に努め、要保護児童等を支援する。具体的には、要保護児童対策地域協議会を開催するほか、市民や関係機関等からの通告による虐待への対応、職員の資質向上のための各種研修会への参加などを行っている。
- (ウ) 函館市要保護児童対策調整機関が受け付けた児童虐待件数は、 令和3年度(2021年度)が424件であったのに対し、令和 4年度(2022年度)には464件と増加しており、児童虐待 に関する意識啓発、未然防止、再発防止が重要であることは論を 俟たない。

また、児童虐待の問題に対応するためには、各機関の密な連携が必要である。

(エ)本事業は、市民、関係機関からの通告による虐待への対応のほか、各種研修会を通じた職員の資質向上、広報物の配布による児童虐待に関する意識啓発、要保護児童対策地域協議会等を通じた虐待の未然防止や再発防止も行っており、本事業は非常に重要かつ意義の大きな事業であると言える。

(2) 監査の結果

【提言2】

児童虐待の未然防止対策の取組をより一層広められたい

ア 児童虐待の認知件数の増加

函館市要保護児童対策調整機関が受け付けた児童虐待件数は、令和3年度(2021年度)が424件であったのに対し、令和4年度(2022年度)には464件に増加している。

その原因として、かつては家庭内の問題として見過ごされてきたものが、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、通告しなければならない」という認識が広まり、社会として対応するようになったことなども挙げられるが、社会環境の変化など、親に掛かる子育ての負荷の増加などもあり、虐待の対応件数が増加してい

る事に関しては、やはり対応が必要である。

イ 対応実績と認知件数の不均衡

本事業における児童虐待への対応の実績(第4の2(1)オ)を 見ると、市民、関係機関からの通告による虐待への対応については、 令和4年度(2022年度)の虐待通告件数が252件であるのに 対し、個別ケース検討会議開催回数は97回と、既に生じた個別の ケースに対しては十分な対応を行っており、再発防止にも役立つも のと考えられる。

しかし、アで指摘したように、現実的に児童虐待の件数は減少しておらず、むしろ増加している。

ウ 未然防止の重要性と函館市の取組

児童虐待の件数を減少させるためには、既に生じたケースに後発的に対応をするだけではなく、虐待の発生を未然に防止することも必要がある。

確かに、まだ発生していない児童虐待を予防することは、既に生じたケースに対応するより、はるかに難しいことである。本事業においても研修等の参加による職員の資質向上や、広報物の配布による児童虐待に関する意識啓発などにより、虐待の未然防止対策を行っている。

また、本事業に直接携わる職員だけではなく、保育園、幼稚園や学校といった、日常から子どもと接する機会の多い機関に所属する方々が、どれだけ児童虐待の未然防止という視点を持っているか、目を光らせることができるかもまた重要である。この点については、保育園や学校、民生委員など各機関別に児童虐待の早期発見のためのチェックリストが掲載されている「函館市児童虐待対応マニュアル」が令和4年(2022年)12月に作成されており、活用が望まれるものである。

工 提 言

児童虐待を未然に防止するためには、子育て世代だけではなく、 広く多くの市民にも、より一層の虐待防止、あるいは早期発見の視 点を持ってもらうことが必要である。

今後、より広く市民に向けた周知、啓発活動への注力がなされる

ことを期待する。

3 養育支援訪問事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、児童福祉法第6条の3第5項、養育支援訪問事業実施要綱である。

財源として、国および北海道から、地域子ども・子育て支援事業 費補助金(総事業費の3分の1ずつ)の補助を受けている。

所管は、子ども未来部次世代育成課である。

イ 事業の目的

児童虐待防止の観点からの子育て支援事業として、ヘルパー等の派遣により養育に関する支援を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とする。

平成19年度(2007年度)より「育児支援家庭訪問事業」として実施していたが、国の事業名変更に伴い、平成24年(2012年)4月1日付で「養育支援訪問事業」に事業名を変更した。

平成29年(2017年)4月1日付で国の要綱改正により、対象者が拡大したことから、本市においても要綱を改正し、対象者を拡大した。

ウ 事業の内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その家庭を訪問し、家事等の援助や育児相談を行い、適切な養育を行うことができるよう支援する。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	783, 360	525, 000	576, 771

オ利用者等の実績

直近3年間の利用実績等は、次のとおりである。

【ヘルパー訪問回数等内訳】 (単位:人/回/時間)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実人数	14	9	9
延回数	269	182	177
時間	384	250	260

カ 事業の概観

- (ア)本事業の対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や関係機関からの連絡により把握された養育支援が特に必要であると認められる家庭であり、具体的には次のような家庭である(養育支援訪問事業実施要綱第2条)。
 - a 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
 - b 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診および望まない妊娠等、妊 振期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
 - c 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
 - d 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある 家庭等、虐待の恐れやそのリスクを抱え、特に支援が必要と 認められる家庭
 - e 公的な支援につながっていない児童(乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳~5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童)のいる支援を必要とする家庭
 - f 児童養護施設等の退所または里親委託の終了により、児童が 復帰した後の家庭
- (イ) 本事業の内容は、ヘルパーによる家事等の援助、保健師・家庭 児童相談員等による相談・支援である。

相談支援の内容としては、

- a 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する 安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
- b 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児 不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- c 不適切な養育状態にある家庭等、虐待の恐れやそのリスクを 抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障

等のための相談・支援

d 児童養護施設等の退所または里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して、家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

などである (函館市養育支援訪問事業実施要綱第3条)。

- (ウ) 本事業は、育児ストレスや産後うつ状態等により、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭等も対象としているため、精神障がい者に対するヘルパー派遣の実績のある居宅介護事業所11事業所に委託をしている。 委託先の選定は、本事業の趣旨に照らして適切なものである。
- (エ) ヘルパー派遣経費は、一般財源、国庫支出金、道支出金から支 出され、利用者の負担はない。
- (オ)本事業の対象となる家庭は、多くはないが、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭は存在し、育児ストレスや産後うつ状態等によっては、ネグレクト等子どもの虐待につながる可能性もあり、児童虐待の未然予防の観点からも、本事業は非常に重要かつ意義の大きな事業である。

(2) 監査の結果

養育支援訪問事業実施要項等に基づいて適正に運用されており、特 段問題は見受けられなかった。

4 障害者自立支援医療費事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、障害者の日常生活および社会生活 を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という) である。

財源として、国および道から障害者自立支援医療費負担金(国2分の1、道4分の1)が交付されている。

所管は、子ども未来部母子保健課である。

イ 事業の目的

本事業は、障害者総合支援法第58条第1項(自立支援医療費の 支給)に基づいて、身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、 当該児童に対して、生活の能力を得るために必要な医療の給付を図 ることを目的とする。

ウ 事業の内容

対象となる児童の医療給付(入院、通院)を行う。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	1, 544, 392	1, 900, 725	760, 993

オ 利用者等の実績

直近3年間の利用実績は、次のとおりである。

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件 数	66	58	48

カ事業の概観

本事業は、国の法令等に基づく医療費支給に関する事業である。

(2) 監査の結果

法令に基づいて適正に運用がなされており、問題は見受けられなかった。

5 実費徴収に係る補足給付事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、国については、子ども・子育て支援法、函館市については、函館市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱である。

財源として、国および北海道から子ども・子育て支援交付金(それぞれ補助対象額の3分の1)が交付されている。

所管は、子ども未来部子どもサービス課である。

イ 事業の目的

本事業は、子ども・子育て支援法の規定により認められた支給認定保護者のうち、生活保護法による被保護者世帯等に該当する当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や行事などへの参加に要する費用などの一部を補助することにより、円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、その結果全ての子どもたちの健やかな成長を支援することを目的とする。

ウ 事業の内容

本事業における補助は、給食費以外の教材費・行事費等について、 1人あたり月額2,500円を上限とし、給食費(副食材料費)に ついては、1人あたり月額4,500円を上限としている。

なお、新制度移行園については、令和元年(2019年)10月 以降、公定価格による副食費免除加算を行っているため、本補助事 業のうち副食費が対象となっている園は新制度に移行していない園 のみである。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

			(1 1 1 4 /
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	134, 103	76, 268	125, 320

オ 利用者の実績等

直近3年間の利用実績等は、次のとおりである。

(単位:施設/人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設数	3	3	3
延人数	118	70	101

カ 事業の概要

本事業は、子ども・子育て支援法に規定される支給認定保護者の うち、生活保護世帯等の保護者に対して、認可保育所、幼稚園およ び認定こども園における給食費(副食材料費)、教材費・行事費等 の一部を補助する事業であり、法令に基づいて実施されている。

(2) 監査の結果

【提言3】

函館市独自の取組として、本事業の対象を拡大されることを検討されたい

ア 生活困窮の問題について

本事業は、全ての子どもが健やかに成長することを支援するため に実施されるものであり、必要かつ重要な事業である。

事業そのものについては、適切な管理・運用がなされており、何ら問題は見受けられなかった。

本事業の対象は、法令によって定められており、生活保護世帯等に限定されている。

しかし、現実には、生活保護制度を利用していないが、実質的には生活保護受給世帯と同様の経済状況である世帯も存在する。そして、そのような世帯においては、幼児教育の無償化の対象とならない費用の負担は、非常に切実な問題となっている。

イ 給食費(副食材料費)について

新制度に移行していない園のみが補助対象となる給食費(副食材料費)については、生活保護世帯や非課税世帯のほか、住民税所得割額が7万7,101円未満の世帯、第3子以降の子どもについて

も対象となっている。また、新制度移行済みの施設を利用している 生活保護世帯、非課税世帯および年収360万円世帯に属する子ど ものほか、第3子以降の子どもに対しては、公定価格の副食費免除 加算によって当該世帯に対する負担軽減が図られている。

給食費(副食材料費) については、このような形でフォローがな されている。

ウ 提 言

教材費・行事費についても、現時点では対象とされない経済的に 困窮している世帯の負担軽減を図る取組を検討されたい。

6 子ども医療費助成

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市については、函館市子ども 医療費助成条例、地域組織活動費補助金交付要綱、函館市子ども医 療費助成条例第6条第1項ただし書の規定による医療費の助成に関 する要綱等である。

財源として、北海道より北海道医療給付事業補助金(補助基準額の2分の1)の補助を受けている。

所管は、子ども未来部子育て支援課である。

イ 事業の目的

本事業は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とする。

ウ 事業の内容

令和4年(2022年)7月までは、満15歳に達する日以降の最初の3月31日(中学校卒業)までの子どもが医療機関で診療を受けたときの保険診療に係わる医療費を助成する制度であった。

上記条例の改正により、令和4年(2022年)8月診療分から、 受給資格のある全ての子どもの医療費について、自己負担が無料と なり、さらに令和5年(2023年)4月1日診療分からは、対象 年齢が高校生まで(満18歳に達する日以降の最初の3月31日ま で)となった。

また、保護者の所得制限が廃止された。

なお、これと併せて、ひとり親家庭医療費助成制度についても、 令和5年(2023年)4月から受給者の所得制限が廃止されてい る。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	339, 557, 479	395, 869, 079	433, 519, 691

オ 利用者の実績等

直近3年間の利用実績等は、次のとおりである。

(単位:人/件/円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者	19, 997	19, 457	18, 803
件数	224, 836	240, 800	238, 105
事業費 (1人当)	16, 980	20, 346	23, 056
事業費 (1件当)	1,510	1,644	1,821

カ 事業の概観

本事業は、函館市と北海道との共同事業である。

令和4年(2022年)7月までは、対象者は中学校卒業までであり、医療費助成も全額ではなく、保険診療に係わる医療費の1割は自己負担となっていた。

その後、条例を改正し、令和4年(2022年)8月には、自己 負担がなくなり、さらに、令和5年(2023年)4月以降につい ては、対象者が高校卒業までと拡充された。

(2) 監査の結果

【提言4】

予防接種について、より効率的・経済的な医療費助成を目指す事業を検討されたい

ア 本事業自体が子育て支援として望ましいものであること

子育て家庭において、予測不可能な医療費の突然の負担は、家計 に大きな影響を及ぼすものである。

函館市における、子ども医療費の自己負担を無料とする本事業は、 子育てを行っている家庭において広く求められているものであり、 市民のニーズにマッチしていることは疑いがない。

統計的にも受診件数は右肩上がりに上昇している傾向がうかがえ、 子どもの福祉、健やかな成長の観点からも、経済的な事情による受 診控え(受診抑制)が解消されることは大変望ましいことである。

また、他自治体よりも手厚い医療助成であることは、子育てをする土地としてこの函館市を選ぶというインセンティブにもなり得るものであり、市としてPRを行うことも有用である。

イ 予算規模が大きく、過剰受診の危険性があること

他方で、当然ながら、本事業の予算規模は極めて大きいものとなる。

国は医療費の自己負担分を未就学児は2割、小学生以上は3割としており、北海道が補助基準額の2分の1を補助するとはいえ、市の負担は少なくない。

また、他自治体においても、子育て支援策の一環としてこのような無償化を取り入れているところは増え続けているが、一部の自治体を対象とした実証研究においては、過剰受診(必要以上に医療機関を受診すること)が疑われるケースが出始めていることなども指摘されている。

ウ より有効・効率的な助成の在り方~予防医療の視点

未就学児は、成長してからの感染症罹患を防止するため、定期予防接種として、公費で様々な定期予防接種を受ける。

しかし、日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュールに含まれるおたふくかぜワクチンやインフルエンザワクチンは、定期予防接種の対象ではなく、あくまで任意接種であるため、その費用の面から、接種を差し控えざるを得ない家庭もある。

これらの流行性の疾病は、幼稚園や保育園などでも流行し、ワクチンを接種していなければ実際に罹患する可能性が高い。

これらの特定の疾病に対する予防接種に要する費用と、当該疾患に罹患してから医療機関を受診することによる医療費の公費負担分とを定量的に比較し、後者の方が大きくなる蓋然性が高いのであれば、当該予防接種に要する費用を公費で負担したほうが、最終的な市の支出は少なくなる。

もちろん、これらの検討に先立って基礎資料を収集することが可能か、という課題もあり、十分なエビデンスに基づいた検討は困難と推測される。

しかし、子どもが予防接種を受けることで当該疾病に罹患せずに済む、あるいは軽症で済むという保護者の安心感、サービスへの満足度は経済的なバランスシートに直接反映されるものではなく、そのような市民の目線から事業化を検討することは望ましいことと考える。

工提言

より効率的、経済的な医療費助成を目指すべく、任意接種とされている特定のワクチン接種に対して、補助金を支出する事業等の検討を提言する。

7 地域組織活動費補助事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市については、函館市地域組織活動費補助金交付要綱である。

全額一般財源により実施している。

所管は、子ども未来部次世代育成課である。

イ 事業の目的

本事業は、函館市地域組織活動費補助金交付要綱に基づいて、市 内各地域の母親等の保護者が、児童館との連携を密にして児童の健 全育成のための正しい知識と技術を身につけ、親としての資質向上 や児童福祉の向上を図ることを目的とする。

本事業は昭和44年度(1969年度)から開始されている。

ウ 事業の内容

各児童館に設置された母親クラブの事業活動に対して、補助金を 支出する。

具体的な事業としては、

- ・親子および世代間の交流活動・文化活動
- ・児童養育に関する研修活動
- ・児童の事故防止等に関する活動
- ・その他児童の福祉の向上に関する活動

である。

エ 事業費の推移

直近3年間の事業費決算額は、次のとおりである。

(単位:円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	2, 716, 336	3, 056, 106	3, 266, 468

オ 利用者の実績等

直近3年間の利用実績等は、次のとおりである。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会員数	513	500	496

カ 事業の概観

本事業は、函館市の一般財源による事業である。

函館市内には、各児童館を拠点として20の母親クラブが組織されており(令和4年度(2022年度))、各クラブの会員数は平均25人となる。

各母親クラブの事業費は、概ね会員数に対応する金額となっており、クラブ毎の顕著な差異は見受けられなかった。

(2) 監査の結果

【提言5】

児童館と子育てサロンとの有機的・流動的な連携を図るよう工夫 されたい

ア視点

本事業は、児童館における保護者の活動をより実質的なものとするため、市が財源を支出して行っている事業である。

本監査テーマを未就学児に対する子育て支援に絞ったため、児童 館それ自体は監査の対象とはしていない。

しかし、本事業は、未就学児およびその保護者等が含まれること が想定されるため、監査の対象としたものである。

本事業自体については、要綱に基づいて適正な処理がなされていた。

イ 提 言

函館市の未就学児の子育て支援においては、保育所および幼稚園 を補完し、また独自の機能も有するものとして「子育てサロン」が、 非常に重要な役割を果たしている。

また、就学児童に関する子育て支援においては、放課後の児童の 居場所、交流の拠点等として、放課後児童クラブ(学童保育所)や 児童館が重要な役割を担っている。 子育てサロンと児童館のそれぞれの役割の違いから、これらの各施設を利用する幼児・児童・保護者の目線からは、「子育てサロン」と「児童館」は全く異なる場所であるように見られがちである。

しかし、地域に根ざした子育て支援、未就学から就学まで切れ目のない支援という観点に立つならば、「子育てサロン」と「児童館」の有機的・流動的な交流を図ることも検討すべきと考える。

子育てサロンと児童館は、それぞれに異なる強みを持っている。 子育てサロンにおいては、より親密・細やかな相談等子育ての主体 となる保護者を支援する役割を果たしやすい一方、子どもが伸び伸 び遊べる環境という点では、概ね広いスペースを保有し、遊具も準 備された児童館の利点は大きい。また、訪れる時間にもよるが、児 童館においては、未就学児と就学児の交流といった子どもの発達に 非常に有意義な機会も得られる。

そこで、子育てサロンと児童館とがそれぞれの強みを生かして相互補完ができる連携体制を構築する枠組みや、子育てサロンと児童館が連携して行う事業に対して補助金を支出する制度などについて検討することを提言する。

8 保育所地域活動事業運営費補助事業

(1) 事業の概要

ア 根拠法令等・財源・所管

本事業の根拠となる法令等は、函館市については、函館市保育所地域活動事業運営費補助金交付要綱である。

全額一般財源により実施している。

所管は、子ども未来部子どもサービス課である。

イ 事業の目的

本事業は、函館市保育所地域活動事業運営費補助金交付要綱に基づき実施される事業であり、多様化する保育需要へ対応するため、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用した幅広い活動を推進することによって、児童の福祉増進を図ることを目的とする。

本補助金の対象となる施設は、児童福祉法第39条に規定する保育所である。認定こども園については、子育て支援事業の一環として同様の活動を実施する義務があることから、本補助金の対象外となっている。

ウ 事業の内容

次の科目ごとに、1科目について25万円以内、1保育所あたり 2科目までの補助となっており、補助金は補助対象額の2分の1以 内の実出費額となる。

科目	内 容
地域交流事業	保育所入所児童と地域の住民とが行事、制
	作、遊び等を通じて交流を行う。
地域の子育て家	保育所入所児童の保護者および地域の乳幼
庭への育児講座	児を持つ保護者等に対して、育児講座を開
	催する。
地域の特性に応	地域の保育需要に対応するため、地域の実
じた保育需要へ	情に応じた活動をしている保育所につい
の対応	て、市町村長が特に必要と認めたもの。

エ 事業費の推移

直近3年間(令和2~4年度)については、新型コロナウイルス 感染症の拡大防止等の観点から、上記各事業を中止したため、事業 費の執行はなされなかった。

オ 利用者の実績等

上記により実績はない。

(2) 監査の結果

本事業は、監査対象期間において事業が中止されていたため、特に述べるべき意見はない。地域交流事業、地域の子育て家庭への育児講座等は子育て支援において必要な活動であり、再開が望まれる。

第4章 おわりに

本監査は、日本社会が直面する社会問題である少子化問題に対する、 函館市の取組としての未就学児に関する子ども・子育て支援に関する事 務について、その制度、体制、運用を監査した。

子ども・子育て支援は、子育て世代をはじめとする函館市民に密接に 関わることから、制度利用者としての市民の目線、また、納税者として の市民の目線を大切に、監査を実施した。

一連の事業の監査を終えて、函館市の子ども・子育て支援は、概ね適 正に運用されている、というのが率直な感想である。

確かに、いくつかの事業においては、契約が形骸化しているのではないかと疑われるようなものもあり、本文では、その問題点について指摘した。もっとも、それは、子育てコーディネーターをはじめとする、市がこれまで想定していた子ども・子育て支援の担い手が高齢化によって減少してしまい、担い手の確保が難しくなっているといった厳しい現状の裏返しでもある。

少子高齢化という社会問題が、子ども・子育て支援に関する事務それ 自体にも及んでいるという非常に厳しい現実を再認識させられるもので あった。

また、市民への情報発信の在り方についても、随所で意見を述べさせてもらったところである。現在の市のホームページのUIデザインでは、市民が自ら利用したい事業の名称と内容を知らなければ、必要な情報にアクセスできない。制度利用者としての市民の目線から、今一度、そのホームページのデザイン自体も再検討されることを期待したい。

おわりに、函館市において少子化の傾向が続く現状、様々な取組に尽力されるなか、本監査に丁寧にご対応いただいた子ども未来部をはじめとする関係各課の方々に深くお礼を申し上げるとともに、本監査が、より良い函館市の子ども・子育て支援の一助になることを願うものである。